史跡国泰寺跡保存活用計画

令和８年３月

厚岸町教育委員会

例　言

1．本書は、北海道厚岸郡厚岸町湾月１丁目 15 番ほかに所在する史跡国泰寺跡の保存活用計画書である。
2．本計画は、厚岸町教育委員会が令和６年度（2024 年度）に設置した「史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会」（佐藤宥紹委員長）による審議結果を踏まえ、厚岸町教育委員会が策定した。
3．本計画の策定に当たっては、文化庁文化財第二課および文化資源活用課・北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導・助言を得た。
4．本計画の策定に係わる事務は、厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係が担当した。

史跡国泰寺跡保存活用計画目次

第１章　計画策定の経緯・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第１節　計画策定の経緯
　　１　計画策定にいたる経緯
　　２　国泰寺と周辺のあゆみ
　第２節　計画策定の目的
　第３節　計画策定の体制と経過
　　１　史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会
　　２　史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱
　　３　策定にかかる検討の経過
　　４　計画の対象範囲・期間
　第４節　関連法令と関連計画
　　１　関連法令
　　２　関連計画
第２章　史跡国泰寺跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　第１節　史跡国泰寺跡をとりまく自然的環境・社会的環境
　　１　自然的環境
　　２　社会的環境
　第２節　厚岸町の歴史と文化財
　　１　国泰寺をとりまく厚岸町の歴史
　　２　厚岸町の指定文化財
　第３節　史跡国泰寺跡の歴史的意義
　第４節　史跡国泰寺跡の指定について
　第５節　調査成果
　　１　発掘調査の成果
　　２　文献史料等の調査成果
　　３　国泰寺境内と建物の変遷
　第６節　史跡指定地と土地所有状況
　　１　土地所有の現況
　　２　公有化実績
　　３　管理団体の指定
第３章　史跡国泰寺跡の本質的価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
　第１節　史跡の本質的価値
　第２節　本質的価値を構成する要素
　第３節　本質的価値に準ずる要素
　第４節　その他の要素
　第５節　指定地の周辺地域を構成する要素
第４章　史跡国泰寺跡の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
　第１節　本史跡の現状と課題の概要
　第２節　保存管理の現状と課題
　第３節　活用の現状と課題
　　１　厚岸町郷土館（ガイダンス施設）の利用状況
　　２　史跡の公開・活用状況
　第４節　これまでの整備における現状と課題
　第５節　活用の現状と課題

第６節　情報提供の現状と課題
第７節　運営体制の現状と課題
第５章　大綱・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
第１節　大綱
第２節　基本方針
第６章　保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
第１節　「保存管理計画」との関係と保存管理の方向性
第２節　保存管理の方法
第３節　要素別の保存管理の方法
第４節　保存管理における地区区分および現状変更許可の流れや取扱基準
１　保存管理における地区区分と取扱方針
２　現状変更についての概要
３　現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱基準
第７章　活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
第１節　活用の方向性
１　活用のための環境づくり
２　学びや体験の場の提供
３　周辺の文化財との連携
４　積極的な情報発信の推進
第２節　活用の方法
１　活用方法
２　学びの場の提供
３　周辺の文化財との連携
４　積極的な情報発信の推進
第８章　整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
第１節　整備の方向性
第２節　整備の方法
１　保存のための整備の方法
２　活用のための整備の方法
第９章　運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
第１節　運営体制の構築の方向性
第２節　運営体制の構築の方法
１　事務局体制の充実
２　関係機関等との連携体制の強化
３　庁内横断的な体制による保存・活用の強化
４　地域との連携と協働による管理運営
第１０章　施策の実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１３
第１節　施策の実施期間の区分
第２節　施策の実施期間と実施概要
１　前半期の実施概要（令和８～12 年度）
２　後半期の実施概要（令和 13～17 年度）
３　後期整備計画の実施概要（令和 18 年度～）
第１１章　経過観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
第１節　経過観察の方向性
第２節　経過観察の方法
引用・参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

第１章　計画策定の経緯・目的

第１節　計画策定の経緯

１　計画策定にいたる経緯

昭和 48 年（1973 年）10 月 29 日に国の史跡に指定された「国泰寺跡」は、文化元年（1804 年）から文化２年にかけて建立された蝦夷三寺（有珠の善光寺（現伊達市）、様似の等澍院（現様似町）、厚岸の国泰寺の三か寺のことで、蝦夷三官寺とも呼称される。）の一つである国泰寺の跡地ということで、当時の建築物はないが、寺院創建当時のたたずまいを今に伝えるものとして文化財指定となった。

本堂をはじめとした建築物は、創建当時から数回の建て替えを経て、明治 44 年（1911 年）以降は境内南西側の微高地に移転改築された。

大正・昭和と長年の風雪に耐えてきたが、老朽化が著しく、昭和 57 年（1982 年）より町及び住職・檀家等による国泰寺の保存管理方法を探る話し合いが重ねられ、昭和 59 年（1984 年）５月 12 日には国泰寺改築促進期成会が設立された。昭和 60 年（1985 年）には文化庁より改築の許可が下り、本堂・庫裡・納骨堂の改築工事が進められた。

昭和63 年（1988 年）と平成３年（1991 年）には、国庫補助事業として厚岸町による指定地の一部（湾月町１丁目 12 番地・13 番地・14 番地の一部（住所表記は当時のもの）買い上げが行われた。これらのことを受けて、平成４～平成５年度（1992～1993 年度）に「史跡国泰寺跡保存管理計画策定委員会」を組織し、史跡指定地の保存管理及び整備についての方針が検討された。

平成５年度（1993年度）に、「史跡国泰寺跡保存管理計画」が策定され、平成６年（1994年）３月に刊行された『史跡国泰寺跡保存管理計画策定事業報告書』では、国泰寺跡を創建当時の姿に戻すことを前提としているが、実際的には指定地内で現在も寺院活動が継続されており、長期的展望に立った整備が必要であるとの提言がなされた。

これを受け、平成７年度（1995 年度）に「史跡国泰寺保存整備基本計画」が策定された。平成８年（1996 年）３月には、『史跡国泰寺跡保存整備基本計画書』が刊行され、保存整備に向けた基本方針が示された。そこでは、全体の整備計画を三期に分け、第一期保存整備事業＝先行的に着手できる部分（治水・治山、三十三観音参詣路整備、散策路環境整備、ガイダンス施設等）の整備、第二期保存整備事業＝本堂復元、第三期保存整備事業＝広域歴史公園整備とまちづくり景観整備事業と位置付けた。

また、平成 11 年度～平成 14 年度（1999～2002 年度）にかけては、指定地内斜面の崩落を防ぐため、擁壁工事など治山事業を実施し、史跡の適正な管理に努めてきた。

平成 20 年度（2008 年度）には、再度、文化庁ならびに北海道教育委員会と協議し、平成８年（1996 年）にまとめられた整備計画からすでに時間が経過しているため、委員会を再立ち上げする必要があるとの文化庁からの指摘があった。これにより平成 22 年度（2010 年度）より、史跡国泰寺跡整備計画策定委員会を設置し、既存の整備計画の再検討と「基本計画」立案を目指した。

整備のための前段階として、史跡地内の国泰寺山門ならびに中門について、倒壊の危険性が確認されたため、修理を行う必要があった。特に山門の柱は、昭和 25 年（1950 年）に根継ぎ修理がなされているが、平成５年（1993 年）１月の釧路沖地震、平成６年（1994 年）10 月の北海道東方沖地震、平成 16 年（2004 年）11 月の釧路沖地震による歪みと経年劣化により徐々に傾いてきていた。そのため、史跡整備の観点から、緊急を要するものと判断し、その対処方法や現状変更行為についても検討し、平成 23～24 年度（2011～2012 年度）の２ヵ年にわたり、国庫補助と北海道補助を活用しながら、山門・中門（平成 23 年度（2011 年度）実施）と山門附属屋根塀（平成 24 年度（2012 年度）実施））に対する修理工事を実施した。また、令和２年度（2020 年度）には側溝の工事も国庫補助事業により実施している。

上記の緊急修理を順次進めてきたが、今後本格的な整備計画を進めるためにも平成５年度に策定された「保存管理計画」の見直しを図り、あらためて本史跡の本質的価値の明確化や構成要素の整理を行った上で、史跡の適正な保存活用を図るとともに次世代への計画的な継承のため、令和６年度（2024 年度）に「史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会」を発足し、「史跡国泰寺跡保存活用計画」を策定することにした。

2　国泰寺と周辺のあゆみ

（寛永年間～万延２年は幕府及び仙台藩庇護下の時代の国泰寺とその周辺、明治８年以降は檀家制度が始まってからの国泰寺に関する記載）

寛永年間（1624～1643 年）	松前藩がアッケシ場所を開設
寛政 3 年（1791 年）	神明社（現厚岸神社）設立（最上徳内の建立という）
寛政 10 年（1798 年）	近藤重蔵が千島調査の帰路に神明社再建、グイマツ移植
寛政 11 年（1799 年）	江戸幕府が東蝦夷地を仮直轄とする ヌサウシコタンに会所・旅宿所などを建設
享和２年（1802 年）	東蝦夷地が幕府直轄となる
9 月	箱館奉行が蝦夷三寺の建立を献策
10 月	寺社奉行が建立を決定
文化元年（1804 年）	老中裁可で山号・寺号が景運山国泰寺と決まる 「領地十町四方指示書」で、ヌサウシコタンに寺領が与えられる
4 月	初代住職となる文翁智政が『日鑑記』を書き始める
文化 2 年（1805 年）	開山。相模国津久井郡青山村光明寺から、文翁智政が入寺
文化 4 年（1807 年）	国泰寺持場所勤務者らが般若経を寄進
文政 4 年（1821 年）	東蝦夷地が松前藩領に戻る
文政 13 年（1830 年）	五世文道玄栄が庫裡修復
天保 2 年（1831 年）	五世文道玄栄が本堂修復（文政・天保の大修復）
天保 6 年（1835 年）	五世文道玄栄が地蔵尊建立
天保 14 年（1843 年）	六世香国蝉潤が仏牙舎利塔造営（文翁の三顆、香国受領の一顆を入塔）
天保 15 年（1844 年）	フランス船がパラサン岬下に来航し、薪水食糧を得て出発 松前藩がパラサン岬に台場を築く
弘化 5 年（1848 年）	七世眞州士性が庫裡惣修復、本堂手入れ（『日鑑記』）
安政 2 年（1855 年）	東蝦夷地が再び幕府直轄地となる
安政 6 年（1859 年）	八世香山智開の時、幕府から仙台藩へ領地引き渡し
万延 2 年（1861 年）	九世晦巌玄育が寺門惣修復

－－

明治 8 年（1875 年）	開拓使判官松本十郎から、十ヵ年通減法による寺禄支給が申し渡される
明治 16 年（1883 年）	寺禄の支給が停止される
明治 14 年（1881 年）	九世晦巌玄育が堂宇改築（明治の惣修復）
明治 30 年（1897 年）	十二世東州古哲が龍王殿創建
明治 44 年（1911 年）	十三世梧堂智静が堂宇改築（明治・大正の惣修復）
昭和 12 年（1937 年）	十四世天門太原が仏牙舎利塔を現在地に移転
昭和 34 年（1959 年）	十五世大元智空の時、『日鑑記』が北海道指定の有形文化財となる
昭和 35 年（1960 年）	「国泰寺什器書画古文書」、「仏牙舎利塔」が厚岸町の有形文化財に、また「老桜樹」、「色古丹松」が町の天然記念物にそれぞれ指定される
昭和 48 年（1973 年）	十五世大元智空の時、「国泰寺跡」として国指定史跡となる（10 月 29 日）
昭和 59 年（1984 年）	厚岸町教育委員会が本堂改築に伴う発掘調査を実施（担当者　西幸隆）
昭和 60 年（1985 年）	十五世大元智空が堂宇移転改築

平成 5年（1993年）	十六世無著暢道の時、釧路沖地震発生　山門・仏牙舎利塔などに被害
平成11年（1999年）	境内地の遺構確認を目的として第2次発掘調査を実施（平成14年まで）
平成16年（2004年）	「北の大地に200年～史跡国泰寺歴史フォーラム～」（同実行委員会主催）を開催
平成17年（2005年）	十六世無著暢道の時、文書・経典類などが「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」として国の重要文化財に指定
平成23年（2011年）	山門および中門修復（国庫補助事業・北海道補助事業）
平成24年（2012年）	山門付属屋根塀修復（国庫補助事業・北海道補助事業）
平成28年（2016年）	十六世無著暢道住職の墓碑を建立
平成30年（2018年）	「蝦夷三官寺」が北海道遺産に選定される
令和 2年（2020年）	側溝木製蓋敷設工事（国庫補助事業）
令和 6年（2024年）	史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会を設置

第2節　計画策定の目的

本計画は、東蝦夷地における文化発祥の地として中心的役割をはたしてきた国泰寺の史実を尊重しつつ、その歴史的風土を保全するために長期的視点に立って適切な保存整備・管理を行い、地域の文化遺産を次世代に継承するとともに、現代生活に活かすために策定された平成6年（1994年）の「史跡国泰寺跡保存管理計画策定事業報告書」を基本とする。ただし、上記「保存管理計画」は策定から約30年が経過していることから、史跡の新たな保存・活用にかかる計画が必要であった。そのため、管理団体である厚岸町として、史跡国泰寺跡に対し適切な保存管理・活用を目的とする「保存活用計画」を策定することとした。

第3節　計画策定の体制と経過

本計画は、令和6年度（2024年度）に「史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」とする。）において全3回の委員会を開催し、本格的な審議を進めた。

その結果、調査項目の精査・追加などの必要があり、修正を適宜行ったうえで令和7年3月31日に策定委員会の議決を得た。

1　史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会

区　分	氏　名	所　属	分　野
委　員　長	佐　藤　宥　紹	元釧路短期大学教授	近世史
副　委　員　長	西　　幸　　隆	元釧路市立博物館長	考古学
委　　員	西　澤　岳　夫	釧路工業高等専門学校建築学科教授	建築学
	川　崎　優　子	厚岸町文化財専門委員会委員	普及活用（地域住民）
オブザーバー	滑　川　敦　子	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官	
	小　野　友　記　子	文化庁文化資源活用課整備部門文化財調査官	
	内　田　和　典	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係専門主任	
	百　海　琢　司	厚岸町役場観光商工課観光係主査	
事　務　局	車　　塚　　洋	厚岸町教育委員会生涯学習課長	
	菅　原　卓　己	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館長	
	三　浦　博　哉	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館主任専門員	
	佐　野　遙	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係主任	
	小　田　島　賢	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係学芸員	
	川　守　葉　月	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係学芸員	
	土　肥　徳　乃　美	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係主事	
	髙　橋　敏　晴	厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係事務補助員	

2　史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　国指定史跡である国泰寺跡の厳正な保存管理及び活用に関する計画（以下「計画」という。）を策定するため、史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、国泰寺跡の保存及び整備並びに活用に関する事項その他の厚岸町教育委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認める事項を検討し、及びその結果を教育長に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員５名以内をもって組織する。

２　委員は、識見を有する者及びその他の教育長が必要と認める者から教育長が委嘱する。

３　教育長は、事業の目的を達成するために必要があると認めたとき、又は委員会からの要請に基づき、委員を追加で委嘱することができる。

４　委員の任期は、計画が策定されるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員長は、会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、生涯学習課海事記念館文化財係において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

（失効）

２　この訓令は、史跡国泰寺跡保存活用計画の策定が完了した日に、その効力を失う。

3　策定にかかる検討の経過

①策定委員会

第１回策定委員会

・令和６年７月 18 日

（主な検討内容）

・史跡の本質的価値について

・史跡の保存管理について

第２回策定委員会

・令和６年 11 月 14 日

（主な検討内容）

・史跡の現状変更にかかる取扱いについて

・史跡の整備内容および計画について

第３回策定委員会

・令和７年２月 27 日

（主な検討内容）

・史跡の整備内容および計画について

②文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官による現地指導

・令和６年７月 17 日

③文化庁文化財文化資源活用課整備部門文化財調査官による現地指導

・令和６年 11 月 13 日

4　計画の対象範囲・期間

本計画では、史跡指定地を計画の対象範囲とし、計画期間は、令和８年４月１日から令和 18 年３月 31 日までの 10 年間とする。策定から 10 年程度経過した時点、若しくは定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化などが見られる場合に、厚岸町教育委員会が主体となって見直しを検討する。

第4節　関連法令と関連計画

1　関連法令

①　文化財保護法

「文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ことを目的に、昭和25年（1950年）に定められた法律である。

同法第4条2では、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」と定めており、本計画も同法に基づき策定するものである。

史跡指定地内でその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、同法第125条に基づく現状変更等の申請が必要となる。

②　森林法

「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資する」ことを目的に、昭和26年（1951年）に定められた法律である。

本史跡には、森林法に基づき策定した『厚岸町森林整備計画』により、「公益的機能別施業森林区域」が存在する。本史跡内の森林はそのうち、「保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林」に該当し、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林を適切な管理を推進するものである。

③　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資する」ことを目的に、平成12年（2000年）に定められた法律である。土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、市町村長の意見を聞いた上で、都道府県知事が指定するもので、当町では平成27年（2015年）3月から指定が始まり、現在は土砂災害警戒区域127ヶ所、土砂災害特別警戒区域82ヶ所が指定を受けている。

本史跡においては、境内後背地の山林の3ヶ所において、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。なお、同法内では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域における規制等はないが、史跡の整備等に関する工事を実施する際は、十分に留意する必要がある。

2　関連計画

上位計画に『第6次厚岸町総合計画』があり、教育行政上で『厚岸町教育大綱』及び『第9次厚岸町社会教育中期計画』がある。また、関連計画として、『厚岸町都市計画マスタープラン』がある。上記の他に、過去に策定された「史跡国泰寺跡保存管理計画」と「史跡国泰寺保存整備基本計画」があり、本計画においての骨子となっている。

本計画に関連する部分を以下に要約する。

① 『第６次厚岸町総合計画』（令和２年（2020 年）３月）

町づくりの将来像を示した計画であり、「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」を基本的理念とする。この総合計画は、当町のまちづくり計画として最上位に位置づけられるものであり、令和２年度から令和 11 年度までを計画期間としている。この計画において文化財の基本方向として、「文化財の保護思想の普及・啓発を図るため、文化財を身近に感じることのできる取組を推進する」ことが示されている。また、その施策の展開として、「重要文化財、有形・無形文化財、史跡、天然記念物及び埋蔵文化財について計画的な保護・保存に努めます。」と明記している。

史跡国泰寺跡保存活用計画（以下、「保存活用計画」）は史跡国泰寺跡の適切な保護・保存及び活用の方法を定め、後世に伝えていくための基本的な計画であり、保存活用計画を策定するにあたっては、町の行政計画との整合性を図っていく必要がある。

② 『厚岸町教育大綱』（令和２年（2020 年））

教育施策の基本方針であり、基本理念に「郷土に立ち、未来を見つめ、友に歩む人」と定めている。

施策の「方針」においては、「厚岸の豊かな自然、文化、歴史などの貴重な財産を保全、活用する事業」、「多様な学びと豊かな体験を提供する施設の充実及び関係機関との連携」の推進の必要性が謳われており、本史跡は活用面で各関係機関との連携を行っていく。

③ 『第９次厚岸町社会教育中期計画』（令和２年（2020 年））

『厚岸町教育大綱』に基づき、時代とともに変化する今後の社会教育の進むべき指針を定め、目標化するための中期的な計画として策定された。

課題として、本史跡の「整備事業を推進するとともに、遺跡の保存に努める必要」が掲げられている。

④ 『厚岸町都市計画マスタープラン』（令和６年（2024 年）３月）

『第６期厚岸町総合計画』並びに北海道が定める「厚岸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、町や地域の将来あるべき姿や都市整備の基本的な方向性を示している。本史跡はこの土地利用の方針において、「自然環境地域」に属している。

⑤ 『史跡国泰寺跡保存管理計画策定事業報告書』（平成６年（1994 年）３月）

本史跡の適切な保存管理のため、平成４・５年度（1992・1993 年度）の２ヵ年事業として国の補助金の交付を受け、厚岸町が実施したものである。この報告書では、史跡地の区域を４つに分け（個人有地・国泰寺・道有地・町有地）、現状変更の方法をそれぞれ規定するとともに、基本方針として、11 の課題が挙げられている。その方針としては以下の通りである。

a. 広域ルートでの位置付け
b. 国泰寺の立地と風除山林
c. 遺跡調査の継続実施
d. 当面の保存・管理方針
e. 将来の保存・管理方針
f. 私的生活空間の分離
g. 境内の環境整備

h. 国泰寺背後の丘陵部の利用
i. 資料展示および案内施設の整備
j. 便益施設などの整備
k. 用地の公有地化

今回の保存活用計画においては、これらの課題を鑑み、現状に即しながら第６章で保存管理方針を定める。

⑥ 『史跡国泰寺跡保存整備基本計画報告書』（平成８年（1996 年）３月）

平成４・５年度（1992・1993 年度）に策定された『史跡国泰寺跡保存管理計画』（以下、「保存管理計画」）を受け、平成６・７年度（1994・1995 年度）の２ヵ年で厚岸町の単独事業として実施したもの。この報告書では、保存管理計画で「国泰寺を創建当時の姿に戻す」と計画されていたが、「実際的には指定地内で現在も寺院活動が継続されており、長期的展望に立った整備が必要である」と記載されている。この報告書における整備事業内容（予定）は以下の通りである。

a. 治水・治山事業
b. 三十三観音参詣路整備事業・龍王殿改築
c. 旧境内散策環境整備事業（遺構平面表示、既存文化財・樹木調査保全、園路・植栽・霊園整備事業）
d. 新境内環境整備事業（ガイダンス施設・広場・参道・門塀新設備整備事業）
e. 本堂復元・庫裡新設整備事業
f. 現本堂跡地周辺整備事業
g. 広域歴史公園整備事業
h. まちづくり景観整備事業

上記の整備内容は、現在までにすでに実施されたものもあるが、未実施の事業も複数含まれ、また現在の状況においては実現が困難な事業もある。今後の整備内容については第８章で検討する。

第２章　史跡国泰寺跡の概要

第１節　史跡国泰寺跡をとりまく自然的環境・社会的環境

１　自然的環境

（地形・地質）

国泰寺跡の位置する厚岸町は、北海道の南東部に位置し、南は厚岸湾から太平洋をのぞみ、東に厚岸郡浜中町、北に川上郡標茶町、野付郡別海町、西に釧路郡釧路町が接している。東西35.5㎞、南北45.1㎞、総面積は739.12㎢を有している。特に本町には人工工作物が少なく自然度が高い別寒辺牛川や、令和３年（2021年）３月30日に国定公園として指定された厚岸霧多布昆布森国定公園などがあり、自然環境に恵まれている。

地形については、町の北部から西部にかけて根釧原野が広がり、ここには別寒辺牛川、尾幌川が流れ、豊かな湿原を形作っている。厚岸湾に臨むように形成された市街地の北西部には、太田台地が広がっている。また、別寒辺牛川と尾幌川の中・下流部沿いとそれぞれの河口部付近、そして、町内を東西に走る国道44号線やJR根室本線（通称：花咲線）に沿うように厚岸低地が位置している。この厚岸低地の南側、特に別寒辺牛の奥から厚岸湖を取り囲むように、さらには太平洋岸にかけて厚岸丘陵が広がっている。厚岸湖は市街地に接し、最大水深7.0m、平均水深1.5m、湖面積31.8㎢となっており、東西にやや長い円形をした汽水湖となっている。注ぎこむ河川としては、北方から流入する別寒辺牛川が最も大きく、東方からはトキタイ川や東梅川なども流入している。特にトキタイ川や東梅川周辺には、明治時代に厚岸湖で初めて発見されたことにより、「厚岸」の名が冠された植物「アッケシソウ」が自生している。湖内では、



図２－１　厚岸町の位置

カキやアサリの養殖の他、冬季間、湖面が結氷した時期には、チカやコマイなどを対象とする氷下待網漁も行われている。

本町の愛冠岬と釧路町の尻羽岬がせり出し、まるで大きな入江状になっているのが厚岸湾である。厚岸湾は、古来より天然の良港と称されてきたことでも著名である。湾口は広く南に開き、南風の時は波浪が高いものの、他の風向きの時は船舶の避難に役立つ。湾入口の東沖合には、島の一部が海鳥の繁殖地として国の天然記念物に指定されている大黒島が、また、それに寄り添うように小島が浮かんでいる。この二つの島が天然の防波堤の役割をしており、これがよりいっそう湾内を穏やかなものとしている。



図2－2　二分された市街地をむすぶ厚岸大橋

また、本町は厚岸湖を中心として市街地が二分されており、湖北地区（真龍）、湖南地区（本町）と呼ばれ、国泰寺跡は湖南地区に所在している。

（気象）

本町の気象は年間を通して冷涼であるが、特に陸上と海上の温度差や道東沖で交錯する海流の関係などで発生する「海霧」などの影響もあってか6～9月の、春から夏にかけての日照時間は短くなっている。それと対照的に秋は降水量が少なく、日照時間が多くなる。冬は比較的晴天の続くことが多いが、気温が低いため凍結への懸念が常につきまとう。

史跡国泰寺跡と気象の点でいえば、当地は厚岸湾の望むパラサン岬の麓に位置し、愛冠岬から延びる谷間を背負うように境内が広がっている。そのため、春先の雪解け時や大雨の際には大量の水が側溝を流れることもしばしばある。国泰寺には多くの歴史資料が残されており、その一部は「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」として国の重要文化財にも指定されている。特に歴代住職らの手によって著された『日鑑記』と呼称される寺務日誌は、創建の経緯をはじめ、近世末期の寺院活動の状況を今に伝える貴重な資料といえる。その『日鑑記』にも、雪解け水や大雨に当時の人々が苦慮していたことが記されており、自然とともに歩んできた寺院の歴史を垣間見ることができる。

（自然災害）

本町では、過去に十勝沖地震（昭和27年、平成5年、平成15年）やチリ沖地震（昭和35年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災、平成23年）による津波によって、多大な被害を受けている。東日本大震災の状況や令和3年7月に新たに北海道から示された津波浸水想定に基づき、将来発生すると予測される巨大地震や津波の襲来に対する備えや対応などの、災害に強いまちづくりが重要な課題となっている。厚岸町防災ハザードマップによれば、「十勝・根室沖において最大クラス（マグニチュード9.3）の地震発生を想定した場合、史跡国泰寺跡の位置する湾月地区の多くは、基準水位が「5.0m～10.0m未満の区域」（2階の全てが浸水する程度）とされている。

2　社会的環境

（人口・世帯数）

厚岸町の人口・世帯数は、人口については令和2年が8,874人（国勢調査による）となっており、昭和35年の20,185人をピークに減少傾向にある。また、大正9年の第1回国勢調査開

始時から１万人を割ったのは大正 14 年の 9,071 人であり、この時から数えて 90 年ぶり、２度目のことである。世帯数については、人口が減少傾向にあるなか、概ね横ばい状態で推移している。

就業者数は、令和２年の国勢調査によると 5,859 人である。産業別にみると、いずれも就業者数は減少しているが、割合では第１次産業が 30.3%、第２次産業が 20.6%、第３次産業が 47.3%となっており、第１次産業の減少に加え、第２次産業も減少に転じ、第３次産業のみが増加を続けている。

（交通）

本史跡にアクセスする幹線道路は国道 44 号を基軸に、道道 123 号、町道松葉通からなる。

公共交通としては、大正６年（1917 年）に釧路・厚岸を結ぶ鉄道である通称「釧厚線」が開通して以来、釧路地域の主な交通手段となっている。また、バスは令和３年度から厚岸・釧路線が運行され、約 10 万人（令和３年度）が利用し、町内では国泰寺線と呼ばれる子野日公園・国泰寺～厚岸駅～光栄を結ぶ路線バスが運行し、年間約３万人（令和３年度）が利用している。

（産業）

本町の基幹産業は、サケ、マス、サンマをはじめとした沖合漁業やコンブ、カキ、アサリ等の沿岸漁業、そして、生乳生産を中心とした酪農業といった第１次産業である。

農業については、令和２年の就業者数は 448 人で、農家数は 101 戸となっており、令和２年度における乳牛の飼育頭数は 89 戸、12,929 頭となっている。経営地面積 8,854.09 haの内、牧草専用面積は 8,696.69 haで総面積の約 98%を占めている。

漁業については、令和２年の就業者数は 1,117 人で、経営体の総数は 346 となっている。令和３年の魚種別水揚量では、主要魚種であるサケ、マス、サンマの合計が 1,440ｔ（73.5 千万円）となっており、総水揚げ量 11,525ｔ（402 千万円）であり約 10%となっている。なお、カキ、アサリについては 2,477ｔ（142 千万円）で全体の約 20%となっている。

厚岸町は、現在、「第六期厚岸町総合計画」により、「みんなの“あっけし”新時代の創造に向かって」をスローガンに、町政を進めている。観光においては、

１　地域資源を活かした観光の推進
２　イベントの推進と観光情報の発信
３　観光推進体制の強化

以上、３つの施策のもと、観光行政に取り組んでいる。

本町は、昭和 39 年（1964 年）には「厚岸道立自然公園」に指定されるなど、自然豊かな町であり、また、カキ、アサリ、コンブ、乳製品といった海の幸、山の幸にも恵まれ、さらには多くの文化財を有する、歴史の町でもある。これら地域の資源を活かした、自然体験ツアーや学習会の実施、厚岸の景勝地として「厚岸観光十景」を選出するなど、観光客の誘致に取り組んでいる。近年では新たな観光資源「厚岸ウイスキー」や、令和３年３月 30 日に指定された「厚岸霧多布昆布森国定公園」など、資源として停滞することなく観光客の誘致を進めている。

これら観光資源の掘り起こしのほか、秋の牡蠣まつりをはじめとした牡蠣を中心としたイベントやあやめまつり、厚岸の夏を彩る港まつり・夏祭りなど、通年で様々な催し物を開催し、道内外を問わず多くの観光客の誘致に努めている。ご当地キャラクター「うみえもん」の誕生や地域おこし協力隊の採用など、「環境と産業が共生する活力ある観光地づくり」に向け着実に歩を進めている。

このような状況の中、厚岸町では、“花と味覚と歴史のまち”をキャッチコピーに、花はヒオウギアヤメ、味覚はカキやアサリ・牛乳、そして歴史は厚岸場所が開かれるなど、北海道東部において早くから本州以南の文化が流入するほか、外国船が来航するなど、古くから様々な人々の往来する一大港であったことが挙げられる。その中でも国泰寺は厚岸湾岸に位置し、幕藩体制の外縁部であることからも江戸幕府にとって大きな意味を持っていた。

第２節　厚岸町の歴史と文化財

厚岸町には遺跡（埋蔵文化財）が 90 件登載されている。遺跡は厚岸湾岸および厚岸湖岸に多く分布する。

また文化財が人口規模に比して多く存在しており、国・道・町指定を合わせて 27 件指定されている。17 頁以降に厚岸町の歩んできた歴史及び文化財について概観する。



図２－３　厚岸町内における指定文化財・埋蔵文化財包蔵地位置図

表2－1　厚岸町埋蔵文化財包蔵地一覧

番号	種別	名称	所在地
1	チャシ跡	床潭第１チャシ跡	厚岸町床潭52
2	集落跡	末広竪穴群	厚岸町末広51他
3	集落跡	神岩竪穴群	厚岸町神岩30他
4	集落跡	太田６遺跡	厚岸町サンヌシ34
5	チャシ跡	筑紫恋第２チャシ跡	厚岸町床潭350-3(道有林釧路管理区第2林班)
6	貝塚	尾幌貝塚	厚岸町住の江４丁目13、24
7	貝塚	門静貝塚	厚岸町門静２丁目106他
8	遺物包含地	暁善寺遺跡	厚岸町尾幌455他
9	集落跡	筑紫恋弾薬庫跡遺跡	厚岸町筑紫恋21他
10	チャシ跡	古城ヶ岡チャシ跡	厚岸町住の江１丁目１（町立病院）
11	貝塚	旧真龍中学校脇貝塚	厚岸町住の江４丁目13他
12	チャシ跡	住の江町チャシ跡	厚岸町住の江４丁目13他
13	貝塚	住の江町貝塚	厚岸町住の江４丁目24
14	貝塚	沼の中川貝塚	厚岸町住の江４丁目13
15	チャシ跡	沼の中川チャシ跡	厚岸町住の江４丁目13他
16	チャシ跡	沼の中川北チャシ跡	厚岸町住の江４丁目13他
17	集落跡	住の江町竪穴群	厚岸町住の江４丁目８他
18	貝塚	オカレンボウシ貝塚	厚岸町住の江４丁目13
19	貝塚	大別貝塚	厚岸町サンヌシ52
20	遺物包含地	宮園遺跡	厚岸町宮園２丁目371
21	貝塚	床潭南遺跡	厚岸町床潭49他
22	遺物包含地	床潭西遺跡	厚岸町床潭350-3(道有林釧路管理区第2林班)
23	遺物包含地	床潭北遺跡	厚岸町筑紫恋161他
24	貝塚	筑紫恋貝塚	厚岸町筑紫恋30-1他
25	貝塚	筑紫恋南貝塚	厚岸町筑紫恋95-1他
26	貝塚	筑紫恋北貝塚	厚岸町筑紫恋15-1他
27	集落跡	筑紫恋入口遺跡	厚岸町筑紫恋129-1(道有林釧路管理区第２林班) 他
28	集落跡	オソナイ遺跡	厚岸町奔渡７丁目123（道有林釧路管理区第６林班）
29	集落跡	チカラヨタン竪穴群	厚岸町東梅280-1(道有林釧路管理区第７林班) 他
30	集落跡	東梅遺跡	厚岸町東梅280-1(道有林釧路管理区第８・９林班)
31	集落跡	金田崎１遺跡	厚岸町登喜岱９他
32	チャシ跡	丸山チャシ跡	厚岸町神岩31
33	集落跡	ホロニタイ竪穴群	厚岸町別寒辺牛12（道有林釧路管理区18林班）
34	遺物包含地	潮見高校裏遺跡	厚岸町白浜１丁目67他
35	遺物包含地	ポントマリA遺跡	厚岸町苫多１
36	遺物包含地	ポントマリB遺跡	厚岸町苫多８
37	集落跡	金田崎２遺跡	厚岸町別寒辺牛12（道有林釧路管理区第17林班）
38	集落跡	金田崎３遺跡	厚岸町別寒辺牛12（道有林釧路管理区第17林班）
39	チャシ跡	末広チャシ跡	厚岸町末広113
40	チャシ跡	東梅チャシ跡	厚岸町東梅174他
41	チャシ跡	神岩第１チャシ跡	厚岸町別寒辺牛12（道有林釧路管理区18林班） 他
42	チャシ跡	リーチャシ跡	厚岸町別寒辺牛12（道有林釧路管理区18林班） 他
43	チャシ跡	チャチャカムイのチャシ跡	厚岸町神岩30
44	チャシ跡	奔渡町裏山チャシ跡	厚岸町御供51（道有林釧路管理区第１林班）
45	チャシ跡	松葉町裏山チャシ跡	厚岸町御供５他
46	チャシ跡	逆水松チャシ	厚岸町御供51（道有林釧路管理区第１林班）
47	チャシ跡	鹿落しのチャシ跡	厚岸町御供51（道有林釧路管理区第１林班）
48	遺物包含地	苫多１遺跡	厚岸町苫多１
49	集落跡	苫多２遺跡	厚岸町苫多１
50	集落跡	苫多３遺跡	厚岸町苫多１

表２－１　厚岸町埋蔵文化財包蔵地一覧(続き)

番号	種別	名称	所在地
51	遺物包含地	苫多４遺跡	厚岸町苫多１
52	遺物包含地	国泰寺本堂横遺跡	厚岸町湾月１丁目４他
53	貝塚	厚静小学校横遺跡	厚岸町門静４丁目12（町有林）
54	遺物包含地	門静石山遺跡	厚岸町太田宏陽31他
55	遺物包含地	白浜（宮園B）遺跡	厚岸町白浜２丁目111
56	集落跡	太田１遺跡	厚岸町太田南90
57	集落跡	太田２遺跡	厚岸町太田光栄383他
58	集落跡	太田３遺跡	厚岸町太田東110他
59	集落跡	太田４遺跡	厚岸町サンヌシ42
60	集落跡	太田５遺跡	厚岸町サンヌシ35他
61	チャシ跡	大別チャシ跡	厚岸町サンヌシ54
62	遺物包含地	大別２遺跡	厚岸町サンヌシ51
63	集落跡	大別３遺跡	厚岸町サンヌシ51
64	貝塚	別寒１遺跡	厚岸町別寒辺牛104他
65	集落跡	別寒２遺跡	厚岸町別寒辺牛104他
66	貝塚	別寒３遺跡	厚岸町別寒辺牛1211
67	集落跡	別寒４遺跡	厚岸町別寒辺牛1211
68	集落跡	別寒５遺跡	厚岸町別寒辺牛1211
69	集落跡	別寒６遺跡	厚岸町別寒辺牛1211
70	遺物包含地	糸魚沢遺跡	厚岸町別寒辺牛333
71	チャシ跡	トキタイチャシ跡	厚岸町東梅214-1
72	集落跡	トキタイA遺跡	厚岸町東梅280-1（道有林釧路管理区第11林班）
73	遺物包含地	トキタイB遺跡	厚岸町東梅230（道有林釧路管理区第11林班）
74	寺院跡	国泰寺跡	厚岸町湾月１丁目44他
75	チャシ跡	ピリカウタAチャシ跡	厚岸町床潭350-2（道有林釧路管理区第３、４林班）
76	チャシ跡	ピリカウタBチャシ跡	厚岸町床潭350-2（道有林釧路管理区第３、４林班）
77	チャシ跡	ピリカウタCチャシ跡	厚岸町床潭350-2（道有林釧路管理区第３、４林班）
78	チャシ跡	床潭第２チャシ跡	厚岸町床潭49他
79	チャシ跡	床潭第３チャシ跡	厚岸町床潭50
80	チャシ跡	筑紫恋第１チャシ跡	厚岸町筑紫恋35他
81	チャシ跡	尾幌川川口チャシ跡	厚岸町住の江４丁目13他
82	集落跡	住の江町２遺跡	厚岸町住の江４丁目13
83	欠番	－	－
84	チャシ跡	神岩第２チャシ跡	厚岸町神岩30
85	会所跡	厚岸会所跡	厚岸町湾月１丁目20（道立翔洋高校）
86	陣屋跡	仙台藩出張陣屋跡	厚岸町有明１丁目161
87	貝塚	奔渡町貝塚	厚岸町奔渡５丁目29他
88	チャシ跡	大黒島チャシ跡	厚岸町大黒島11番地先
89	遺物包含地	大黒島１遺跡	厚岸町大黒島11番地先
90	湖底遺跡	厚岸湖底遺跡	厚岸町神岩52他
91	貝塚	厚岸二股貝塚	厚岸町別寒辺牛12

1　国泰寺をとりまく厚岸町の歴史

「国泰寺跡」の位置する厚岸町は、前述したように厚岸湾及び厚岸湖による豊富な資源を有し、比較的冷涼な気候で積雪が少ないこともあり、古くから人々の住環境として適地であった。また、太平洋側に面し、本州以南と北方との中継地点でもあったことから、多くの人々が訪れている。国泰寺はそのような環境下にあったため、様々な物品や情報が流入していた。このことから当地は、先史時代から連綿と続く歴史があり、現代へと至っている。以下に「国泰寺跡」が位置する厚岸町の歩んできた歴史を詳述する。

①　先史時代

厚岸町で最も古い遺跡は太田６遺跡（縄文時代早期（約7,000年前頃））であり、現在の厚岸町ごみ処理場に位置する箇所に立地している。この太田６遺跡は、縄文時代中期（約5,000年前頃）の住居跡も確認されており、すでに定住が行われた痕跡がみられる。

縄文後期は気候が冷涼となり、縄文海進によって上昇した海水面はほぼ現在の位置まで後退する。厚岸町における当該期の遺跡は僅少であるが、低湿性の遺跡がいくつか存在している。二股遺跡では後期初頭の土器が出土し、斜面や斜面のわずかな平坦面を利用して小さな竪穴様の遺構が確認されている。

縄文晩期は道東において独自の文化が形成される時期である。厚岸町では宮園遺跡から晩期初頭の土器、暁善寺遺跡や大別貝塚からは晩期末の土器が確認されている。

続縄文期においては、マガキ漁に代表される安定した生業活動が確認できる遺跡が厚岸湖北岸や別寒辺牛川河口において見つかっている。神岩竪穴群（通称：下田ノ沢遺跡）では、昭和40年、昭和41年、昭和45年の３次にわたって発掘調査がなされており、そこから続縄文前半期の土器が大量に出土した。この土器は「下田ノ沢式土器」と命名され、現在でも町民に親しまれている。平成10年代では慶應義塾大学を中心として尾幌貝塚・二股貝塚・オカレンボウシ貝塚において発掘調査が行われ、マガキやサケ・マスの動物遺存体が多く検出され、神岩竪穴群での発掘調査内容を補完するものとなった。

擦文期では、町内において複数の箇所で竪穴住居跡とみられる窪みが確認されている。特に北海道指定史跡の「神岩砦跡及び竪穴群」では400を超える数が見つかり、道東部での有数の地となっている。また神岩竪穴群においては、竪穴住居跡が２基発掘調査されている。特に２号住居跡内のカマドの煙道はカキの貝殻で構成され、特有の造りとなっていることが確認されている。

続くアイヌ文化期では、町内にチャシ跡が27箇所登載されており、厚岸湖岸や厚岸湾付近に多く分布している。令和４年（2022年）から令和６年（2024年）にかけては、厚岸町教育委員会と国立アイヌ民族博物館の共同で、筑紫恋第一チャシ跡の発掘調査が実施されている。その他、厚岸湖岸からは外洋向けと思われる板綴舟が良好な状態で数捜発見されている。

なお、近世にかかる遺跡では、「国泰寺跡」や「国泰寺本堂横遺跡」が知られている。両遺跡は、昭和57年（1982年）に北海道教育委員会によって一般分布調査が行われている。「国泰寺跡」は、現在の国泰寺の境内地が包蔵地の範囲とし、「国泰寺本堂横遺跡」は、本堂横の小範囲の沢が範囲となっている。

②　江戸時代

江戸時代の厚岸は「アッケシ」と呼ばれ、蝦夷地東部を代表する交易と行政の中心地であった。文献にアッケシと記載されるのは寛永年間（1624～1643年）にさかのぼる。

まずオランダ船来航を記録したもので、オランダと松前藩の相互に記録が残っている。松前藩側の記録では寛永20年（旧暦）８月15日にオランダ船カストリクム号が厚岸湾に入り、約２週間停泊した。次に松前藩が正保元年（1644年）に幕府に提出した『正保御国絵図』に

「アッケシ　鷹の真羽」と記載され、寛永年中の調査や情報がもとになっている。アッケシにアイヌの勢力があり、鷹の真羽を産していた。最後はアッケシ商場開設年代が「寛永中」にさかのぼるとする記載で、天明年間に作成された記録に見られる。

江戸時代初期のアッケシは、①外国船の来航地、②松前藩の交易場、③アッケシアイヌが勢力を保持していたことが明らかである。また、オランダ船の来航記録にはクスリアイヌが松前藩との交易のためアッケシにあらわれており、千島列島のアイヌの一部をふくめてアッケシは近隣アイヌと松前藩の交易場であった。松前藩の交易場は藩主直領と家臣給与にわかれるが、厚岸は藩主の直接交易場であった。

松前藩の交易地は、元禄期（1688～1704年）にアッケシの東に位置するキイタップに開設され、交易機能は細分される。正徳2年（1712年）に大隅国から廻米で大阪へ向かう船がエトロフ島へ漂流し、エトロフ－アッケシ－大畑（青森県下北郡）を経て松前にまわっている。

> あっけしは松前より船着場にて、此所奥夷ゑとろふ、目なし、ふな尻、後さふ、けいたく杯のえひす共松前への商に寄集まる所にて候。（略）あっけしよりは眞西をさし一順風に晝夜五日に欧州大畑と申す所に乗着候（『エトロフ島漂着記』）。

キイタップ商場の開設で交易地たるアッケシの地位が低下したのではなく、享保年間（1716～1736年）の『蝦夷商賣聞書』でアッケシはすでに「蝦夷地一番の上湊」といわれるようになり、本州と千島の中継地の役割を高めていたことが史料的にも明らかとなる。

さらに享保年間から木材伐採がはじまった。南部・大畑の辻文左衛門なる者や飛騨国益田郡下呂の飛騨屋九兵衛の事業がそれである。藩は特定商人に独占経営を認め、商人は本州側の資本・労働力・技術をもって資源の商品化をすすめた。つまり対アイヌ交易を特定商人に認める「商場」から、資源の商品化をいっそうすすめるため「場所経営」の請負制度に移行しており、アッケシには当時の蝦夷地東部でいちはやく下北半島を拠点とする商人が進出した。元文年間（1736～1741年）から鯨・鯨油・干鱈・ラッコ皮・鷲の羽を産し、木材搬出が停滞したのちは、安永3年（1774年）に飛騨屋はアッケシ場所の漁業請負に転じ、魚油・魚肥を製した。18世紀後半までのアッケシは、湾・島を擁した上湊、松前藩～千島の交易と交通の要地、木材・漁業資源商品化の適地で、商人資本の開発の対象地であった。

天明年間（1781～1789年）以降のアッケシは、幕府と松前藩の政策のなかで襟裳岬以東の行政の中心としての機能が加わった。天明5～6年（1885～1886年）幕府はアッケシ・キイタップ・クナシリを対象に御試交易を行い、サケ出産高ではキイタップ・クナシリに及ばないが、利点は「繋船に八風の憂無。シコタン・クナシリ島等の諸島に渡るにも便利」（『蝦夷拾遺』）な点にあったとされた。一方では首長であるイコトイに代表される、アッケシアイヌの強力な勢力があった。

寛政2年（1790年）に松前藩はアッケシとソウヤに勤番所を設置した。前年に“クナシリ・メナシの戦い”が発生しており、藩は勤番所をもうけて「番頭並侍・足軽差置、蝦夷人業跡万事取締」ることにした（『新撰北海道史』314頁）が、その実態はあきらかでない。また寛政3・4年に幕府は御救交易を実施しているから、この報告では「襟裳岬より釧路申に求めて南部地に至る、（中略）常州、房州へは未申に釧路を求めて捷径なりといえども未だ試みたる者もなく」（『東蝦夷道中記』）と、南部・常陸・安房との海上交通の展望がひらけるようになった。調査に参加した最上徳内は国泰寺境内に神明宮を建立し、厚岸神社の発祥となっている。

寛政10年（1798年）に幕府は千島まで蝦夷地調査を実施した。この調査に参加した近藤重蔵らは、色古丹松（グイマツ）をアッケシに持参し移植した。国泰寺境内に現存する。また重蔵がアッケシを「北門の鎖鑰（さやく）」と評したことは、その後のアッケシの役割にとって重要であった。

幕府は翌11年（1799年）に東蝦夷地の一部を仮直轄した。幕府はアッケシに襟裳岬以東

の行政の中心としての機能と交易の集散港の役割を期待したと思われる。

前者については担当する蝦夷地取締御用掛のあいだで「始終在勤之陣屋補理仕候場所、先者アッケシ之内取立可申心得ニ御座候」と蝦夷地経営の陣屋設置場所としてアッケシが検討されたことがある。ただし気候がよくないうえ土地も未開で、直轄地が当初のウラカワ～シレトコからさらに箱館まで拡大されることも考慮のうえ、陣屋は箱館にきまった。

後者は蝦夷地出産物ばかりでなく、蝦夷地勤務者が消費する物資を仙台・石巻・酒田などの湊からアッケシに積みまわすように位置付けていた。幕府は寛政 11 年3月に政徳丸をアッケシに派遣し、江戸～アッケシ間直航路をひらいている。蝦夷地経営に必要な物資と蝦夷地産出物の江戸流入を目的としたものであるが、政徳丸は 95 日を要して6月9日（新暦7月 11 日）アッケシに入港した。

直轄によりヌサウシコタンを中心に、幕府に会所・旅宿所・蔵を設置し、ノテト・タンタカコタン・シンニウイコル・ツクシコイ・大黒島など7か所に漁業番屋が設けられた。後述するように国泰寺の建立もこの政策の一環である。国泰寺の背後にあるバラサン岬は臺場があって湾に臨み、遠く阿寒の秀嶺を眺望できる。松浦武四郎も『納紗布日誌』のなかで「其眺望筆の及ぶ所にあらず」としている。

文政4年（1821 年）、蝦夷地は松前藩の支配となり、安政元年（1854 年）には日米和親条約がむすばれ、箱館が開港されることになった。このため同2年（1855 年）再び蝦夷地は幕領地になりアッケシは仙台藩が警備することになった。同藩はシラオイ（白老）に本陣、アッケシなどに脇本陣を設けた。安政6年からは仙台藩領となったため、アッケシ場所と国泰寺の経営も同藩に委ねられた。

また、外国船の来訪は寛永 20 年（1643 年）にオランダ船が厚岸湾に停泊したことは先に触れたが、安永8年（1779 年）にロシア船がチクシコイにきた。国泰寺の「日鑑記」によれば、天保 15 年（1845 年）10 月 26 日バラサン岬にフランス船が、嘉永3年（1850 年）4月 16 日には末広沖にイギリス船が来航した。イギリス船は昭和 55 年（1980 年）になってオーストラリア船であることが判明し、このことが縁となり、本町はクラレンス市と姉妹都市となり国際交流を深めている。

③　明治～昭和時代

明治2年（1869 年）8月に開拓使は釧路国厚岸郡を設置し、佐賀藩に釧路郡と厚岸郡の支配を命じた。佐賀藩は藩内から移住民を積極的に招募し、200 戸あまり 286 人が両郡に設置されたが、わずかに 12 戸が定着したにすぎなかった。廃藩置県の実施で佐賀藩がひきあげ開拓使の支配となるが、開拓使は江戸時代からの特権承認の独占経営をあらため、漁業自立希望者に開放した。産業はニシン・コンブである。コンブは清への輸出にむけられ佐賀の武富善吉が支配人をつとめる広業商会が委託販売をおこなっていた。カキは官営工場が設置されて缶詰に加工された。

また、国泰寺は9代住職晦巌のときに明治を迎え、明治2年（1869 年）には住職が嵩嶽に代替わりしている。国泰寺の寺禄については、幕末期に仙台藩領となってからも寺禄が負担されていたが、明治以降に幕府という後ろ盾を失って以降は開拓使に対し寺禄を支給するように訴えていた。明治2年～5年にかけては開拓使から寺禄が支給されたが、明治8年（1875 年）には寺禄通減法によることと定め、明治 16 年（1883 年）を最後に寺禄の支給は停止されることとなった（十ヵ年通減法）。この寺禄の停止以降、国泰寺は檀家制度を取り入れることとなる。

④　平成以降

本町の歴史を記載するものとして、既に昭和 50 年（1975 年）に厚岸町史が刊行されてい

たが、平成12年（2000年）に町制施行100年の記念事業として、新たな町史を発刊することになり、現在まで通史編第1巻・2巻、資料編が第1巻から4巻まで刊行され、現在は、第2次世界大戦以降を対象とする通史編第3巻の刊行準備が進められている。通史編第1巻においては、200頁余に渡って江戸時代における国泰寺の歴史が記載されているほか、第2巻では幕末期から明治初頭までの国泰寺の歴史が述べられ、資料編1および2においては「日鑑記」を含む江戸時代の国泰寺文書の翻刻が、資料編4では明治時代の国泰寺文書の翻刻が掲載されている。

また、平成16年（2004年）には、国泰寺が設置されてから200年という節目を迎えたことを記念し、史跡国泰寺歴史資料展「史跡国泰寺～厚岸と蝦夷地寺院～」や「日鑑記」を読み解く古文書教室のほか、シンポジウム「北の大地に200年～史跡国泰寺歴史フォーラム」が開催された。

平成17年（2005年）には、『日鑑記』を含む「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」が国指定重要文化財となったほか、平成30年（2018年）には国泰寺・善光寺・等澍院の「蝦夷三官寺」が北海道遺産に選定されている。

2　厚岸町の指定文化財

上述したように、「国泰寺跡」の位置する厚岸町は、豊富な資源により形成された土地であり、多くの資料や史料が現存していることから、現在までに指定された文化財が数多く存在する。

厚岸町において指定された文化財は27件所在する。内訳は、国指定重要文化財が２件（正行寺本堂・蝦夷三官寺国泰寺関係資料）、国指定（史跡・天然記念物）が２件（国泰寺跡・大黒島海鳥繁殖地）、国登録（有形文化財）が１件（正行寺鐘楼）、道指定（史跡・有形文化財・天然記念物）が３件（神岩砦跡及び堅穴群・太田屯田兵屋・床潭沼の緋鮭生息地）、町指定（史跡・有形文化財・無形文化財・天然記念物）が19件（史跡：お供山チャシ跡群・チカラコタン竪穴群・ホロニタイ竪穴群・筑紫恋入口竪穴群・筑紫恋チャシ跡、有形文化財：国泰寺什器書画古文書・仏牙舎利塔・太田屯田兵遺品・池田家古文書・太田西野家行嚢帳・厚岸湖牡蠣島弁天神社弁財天座像・鹿島稲荷神社祭神御堂・蝦夷錦、無形文化財：厚岸かぐら、天然記念物：色古丹松・老桜樹・逆水松・太田屯田の赤松・太田屯田の桑並木）である。このうち、国泰寺跡に関連する文化財は、蝦夷三官寺国泰寺関連資料、国泰寺什器書画古文書、仏牙舎利塔、色古丹松、老桜樹の５件であり、この件数からも国泰寺が当地において重要な位置を占めていることを示している。

表２-２　厚岸町の指定文化財一覧

No.	指定者	種別	名称	所在地	指定年月日
1	国	重要文化財	正行寺本堂	梅香１丁目19番地	平成4年1月21日
2	国	重要文化財	蝦夷三官寺国泰寺関係資料	湾月１丁目（国泰寺）	平成17年6月9日
3	国	史跡	国泰寺跡	湾月１丁目44番地ほか	昭和48年10月29日
4	国	天然記念物	大黒島海鳥繁殖地	大黒島	昭和26年6月9日
5	国	登録有形文化財	正行寺鐘楼	梅香１丁目	平成21年8月7日
6	北海道	有形文化財	太田屯田兵屋	太田２の通り	昭和49年2月28日
7	北海道	史跡	神岩砦跡及び堅穴群	神岩	昭和41年7月7日
8	北海道	天然記念物	床潭沼の緋鮭生息地	床潭	昭和47年4月1日
9	厚岸町	史跡	お供山チャシ跡群	御供	昭和35年10月1日
10	厚岸町	史跡	チカラコタン竪穴群	真歳７丁目	昭和53年11月27日
11	厚岸町	史跡	ホロニタイ竪穴群	ホロニタイ	昭和53年11月27日
12	厚岸町	史跡	筑紫恋入口竪穴群	筑紫恋１２９	昭和53年11月27日
13	厚岸町	史跡	筑紫恋チャシ跡	床潭３５０	昭和53年11月27日
14	厚岸町	有形文化財	国泰寺什器書画古文書	湾月１丁目（国泰寺）	昭和35年10月1日
15	厚岸町	有形文化財	仏牙舎利塔	湾月１丁目（国泰寺境内）	昭和35年10月1日
16	厚岸町	有形文化財	太田屯田兵遺品	太田５の通り（太田屯田開拓記念館）	昭和35年10月1日
17	厚岸町	有形文化財	池田家古文書	湾月１丁目	昭和42年10月1日
18	厚岸町	有形文化財	太田西野家行嚢帳	太田１の通り（西野家）	昭和42年10月1日
19	厚岸町	有形文化財	厚岸湖牡蠣島弁天神社弁財天座像	厚岸湖牡蠣島16号島（弁天神社内）	昭和53年11月27日
20	厚岸町	有形文化財	鹿島稲荷神社祭神御堂	若竹３丁目	昭和53年11月27日
21	厚岸町	有形文化財	蝦夷錦	松葉４丁目	平成17年1月27日
22	厚岸町	無形文化財	厚岸かぐら	別寒辺牛	昭和53年11月27日
23	厚岸町	天然記念物	色古丹松	湾月１丁目（国泰寺境内）	昭和35年10月1日
24	厚岸町	天然記念物	老桜樹	湾月１丁目（国泰寺境内）	昭和35年10月1日
25	厚岸町	天然記念物	逆水松	御供	昭和35年10月1日
26	厚岸町	天然記念物	太田屯田の赤松	太田１の通り～５の通り	昭和42年10月1日
27	厚岸町	天然記念物	太田屯田の桑並木	太田５の通り	昭和42年10月1日

第３節　史跡国泰寺跡の歴史的意義

前節において、国泰寺を取り巻く厚岸の歴史を概観した。この節では、国泰寺の建立経緯や、江戸幕府が当地の位置付けについて、蝦夷地東部の経営上で、どのように捉えられていたかを詳述する。

国泰寺は、江戸幕府が東蝦夷地を直轄する政策の中で建立した寺院で、善光寺（伊達市）・等澍院（様似町）と並ぶ蝦夷三寺の一つである。幕府は蝦夷三寺の設置目的を蝦夷地勤務者の埋葬、邪宗門をただすなどとしたが、国泰寺の活動では蝦夷地での外魔退散祈祷、徳川家安泰の祈祷が行われた。幕府は幕藩体制と蝦夷地勤務者を結ぶ重要な役割を蝦夷地寺院に期待したとみることができる。

蝦夷三寺は、箱館奉行が享和２年（1802 年）９月に献策したのに端を発し、寺社奉行が同年10 月に新寺院建立と新寺設置の目的を決定した。

住職任命は、文化元年（1804 年）４月６日、寺号が蝦夷地派遣の住職に伝えられたのは同 27 日、建立決定は文化２年（1805 年）正月である。蝦夷地に取り立てる新しい寺院の住職に任命された一人は、相模国津久井郡青山村にある（臨済宗建長寺派）光明寺住職の文翁智政である。つまり、文翁が赴任する寺院は臨済宗鎌倉五山派の景運山国泰寺という寺と決まったものの、その所在地はようやく文化２年正月の時点で、蝦夷地アッケシと決定したことになる。

アッケシでは文化２年になって堂宇の建設が始まる。荒井保恵の『東行漫筆』（北海道大学所蔵）には「丑年御取建　一、禅宗五山派景運山国泰寺　建坪七十五坪」との記載があり、所在地はアッケシ会所に近い「ヌサウシコタン」であった。最初の堂宇についてアッケシ会所側の記録である『東夷竊々夜話』（内閣文庫所蔵）には「七十七坪」とある。

享和３年正月時点で蝦夷地寺院は五か所の建立が予定されていた。その候補地にクスリ（釧路）と子モロ（根室）があった。このような経過があったにもかかわらず、寺院はアッケシに建立されたが、理由は依然として不明である。

そもそもアッケシという地は、箱館へは東風で昼夜３日～４日、江戸・宮古へは東北の風、子モロ・クナシリへは西風を順風とする「東蝦夷地第一の船繋場所」（『悪消場所様子大概書』）、「東蝦夷地第一の澗」（『東夷周覧』）との評価があった。このため江戸時代のアッケシはいくつかの重要な機能があった。たとえば、

①アッケシは天然の良湊を擁し、水産資源が豊かで、古くイ島・子モロアイヌと松前藩の交易地であった。

②すでに寛永 20 年（1643 年）にオランダ船、安永８年（1779 年）にはロシア船が来泊するなど、外国船の渡来湊であった。

③寛政３年（1791 年）に松前藩が勤番所を設け、あるいは蝦夷地直轄の役所を置く計画が浮上するなど、アッケシは蝦夷地東部の経営拠点に適した立地条件にあるとみられていた。

④幕府の蝦夷地経営構想のなかで千島の渡海口は、ノッケ・ニシベツ・子モロの３か所あり、子モロがクナシリ・択捉への渡海口として必ずしも一元化されていなかった。

幕府は、蝦夷地経営の上でアッケシを重視し、アッケシに国泰寺建立を決定したとみられる。

そこで、寛政 11 年（1799 年）前後、国泰寺があったアッケシ場所のうち「ヌサウシコタン」の変化をみておこう。

寛政　３年（1791 年）　神明社（間口３間　奥行４間）（夜）

寛政 11 年（1799 年）　勤番の役人２名（太田十右衛門・戸田又太夫）を配置する（漫）

番　屋（規模不明　南部大畑で切り組、考貝丸で輸送）（漫、夜（「漫」には「アッケシ会所之事云」とあり、のちアッケシ会所にふくまれたものか）

板　蔵（間口４間　奥行８間　地元の木材使用）（夜）

寛政12年（1800年）　旅宿所（間口10.5間　奥行3.5間　地元の木材使用）（夜）（「漫」には寛政11年の建設となっている）
板　蔵（間口4間　奥行6間　地元の木材使用）（夜）
板　蔵（間口4間　奥行6間　地元の木材使用）（夜）
板　蔵（間口3間　奥行5間）（夜）
文化　2年（1805年）　会　所（間口17.5間　奥行6.5間　地元の木材使用）（夜）
国泰寺　75坪（漫）、77坪（夜）
板　蔵（間口4間　奥行10間）（夜）
板　蔵（間口3間　奥行8間　地元の木材使用）（夜）
文化　5年（1808年）　旅宿所（間口15間　奥行4間）（漫）
建設年不詳　稲荷社（漫、夜）

※（夜）は『東夷竊々夜話』をさし、（漫）は『東行漫筆』の略で、（漫、夜）は両書に記載があることを示す。

寛政11年から文化5年までの10年間に、ヌサウシコタンでは①漁場経営の中心となる番屋の建設、②アッケシ場所経営の拠点となる会所の建設、③陸上交通施設としての旅宿所の設置、④アッケシ場所出産物の集荷機能を表現する貯蔵庫の集積、⑤神明社・稲荷社（以上ヌサウシコタン）、国泰寺（同）、弁天社（カキモシリ＝蛎島）など宗教施設の集中があった。

文化7年（1810年）に、南部藩士、楢山隆福が『東蝦夷地与里国後江陸地道中繪図』という本を残している。本書にある「厚気志」図にある施設を、「大正7、8年厚岸本町図」（『厚岸町史下巻』掲載）に位置付けてみた佐藤宥紹氏（佐藤 1996）の試案が次頁の図である。ここでは、両図の間で「船着場」の位置に大きな変化はないものとして、西端を北海道立厚岸翔洋高等学校、東端を「湾月町横八の通り」、西側を「湾月町横一の通り」に比定した。海岸線からの奥行、すなわち「会所」玄関までの距離は75m程度として沼（現、湾月児童公園付近）の北側までと見込んだ上で、その施設の位置を推定した。

この間、享和2年7月24日（旧暦）、幕府は東蝦夷地を「仮上知」から「永久上知」に改めた。また、文化4年3月22日に松前と西蝦夷地一円を幕領とし、仙台藩や南部藩に警備を命じた。このため、仙台藩の警備藩士がクナシリ・エトロフを往復するのに備えて文化5年に旅宿所が建設されたり、南部藩士が子モロ・アッケシに勤番した。『東蝦夷地与里国後江陸地道中繪図』の図中に「南部藩勤番」といった施設が加わるのは、そのためである。

こうしてヌサウシコタン自体は、アッケシ湾に面したニシン・チカ漁業の漁場であると同時に、

①アッケシ場所内では、ノテト・タンタカコタン・リルゥ（以上、ニシン・タラ漁場）、シンレウニコル（ニシン・チカ漁場）、チクシコイ（ニシン）、ピワセ（チカ・ニシン・コンブ漁場）、大黒島（ニシン・コンブ・タラ漁場）、ヲッチシ（マス漁場）、ハナサキ（同）などの産物を集荷する中心地となる。

②人的には文献により相違があるが、本州側勤務者はヌサウシコタンに13人程度、その他の漁場は1～2人。ヲッチシ・ハナサキ漁場のように4人配置された漁場もあるが、漁場経営の拠点としてのヌサウシコタンの優位性は明らかである。

③ヌサウシコタンは、クスリ（釧路）―コンブムイ（昆布森）―センポウシ（仙鳳趾）―アッケシ（厚岸）―ノコベリベツ―アネベツと継ぎ立てする陸上交通路のなかに位置付けられた。その上、アッケシ―ノコベリベツ―アネベツの内陸路と、アッケシ―ピワセ（琵琶瀬）―キイタップ（霧多布）―ヲッチシ（落石）に至る海岸路の分岐点となった。

④幕府は、蝦夷地経営の上で産物輸送の動脈となる江戸～アッケシ間の直行路を開設したため、アッケシは陸上交通（道路）と海上交通（帆船）の結節点の役割を狙った。

⑤宗教施設のうち、国泰寺はトカチ・クスリ・アッケシ・ネモロ・クナシリ・エトロフの6

箇所を受持ちの場所とした。山越内からエトロフまで北海道島の太平洋岸（東蝦夷地）に設定された 20 箇所の「場所」を、蝦夷三寺で分担したためである。国泰寺は各場所に対して、正月・五月・九月に行う定例祈禱の奉牌を配り、勤務中死亡した者の葬儀を執行した。また、定期的に住職・僧侶が場所を廻勤したほか、勤務者の要請で肉親の法要を勤めた。さらにはアッケシ場所はもとより、それ以東にある場所に勤務する者は往返のつど国泰寺に詣で、赴任・帰任の挨拶をするのが例であった。

つまり、ヌサウシコタンはアッケシ場所の中心であるばかりでなく、箱館・江戸とネモロ（根室）・千島を結ぶ中継地たる性格や、襟裳岬以東の経営の上で中核的役割をもつに至った。

国泰寺はその後、文政 13 年（1830 年・文政 13 年 12 月 10 改元）と天保 2 年（1831 年）の「惣修復」で 97 坪に増末した。第二代目の堂宇が完成した。この堂宇はのち増築され、安政 6 年（1835 年）に仙台藩が幕府より引継ぎをうけた時点では 130 余坪もあったことが明らかである（斉藤報恩会美術館所蔵図、内閣文庫所蔵仙台藩引継ぎ資料）。

また、この時期は、漁業の上では魚肥・コンブの生産増加期にあたる。国泰寺境内の仏牙舎利塔建立や地蔵尊開眼があり、造塔・仏具の寄進があって、寺院としての整備が行われる。

天保 15 年（1844 年）の記録によると、松前藩は台場を建設し徒士・足軽の人的配置と砲・槍などの武具を備え付けている。

安政 4 年（1857 年）に仙台藩は自藩の陣屋を建設した。アッケシ場所は安政 2 年 2 月に幕府が直轄し、仙台藩警備地となったことを受けての施策である。陣屋は 2 棟、建設位置は「会所」の奥の山側の湿地に土盛りをし、50～60 人を収容するものである。

こうしてみると、今日の厚岸町湾月地区一帯は、寛政～文化期の漁場及び産物集荷・通行・宗教的機能の集中に加え、天保～安政期には海岸線警備の機能も加わり、それに応じた施設の集中した地点であって蝦夷地東部の経営の上で重要な地位を占めていたことになる。国泰寺周辺はアッケシ場所にとって中心であり、蝦夷地東部の経営の中核としての役割も大きく、それが施設の配置にも表れていたと言える。

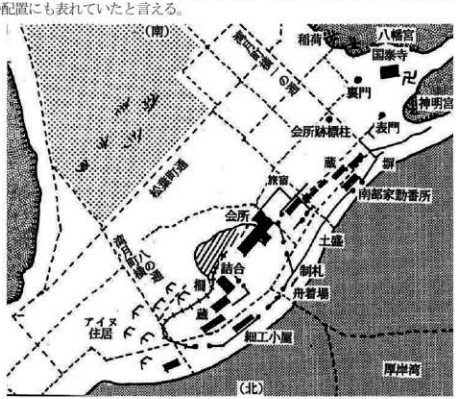


図2－4　アッケシ会所周辺比定図（佐藤 1996）

第4節　史跡国泰寺跡の指定について

指定年月日：昭和48年10月29日　文部省告示第157号
指定名称：国泰寺跡
指定基準：史跡三　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
指定理由：国泰寺は善光寺・等澍院とともに蝦夷三官寺の一つとされるが、これは享和二年（1802年）幕府が和人の定着・慰撫を図り、蝦夷地の教化と法務活動を行わせるために建立したものである。
寺は金地院（鎌倉）の末で、その活動範囲は、トカチ・クスリ・アッケシ・ネモロ・クナシリ・エトロフの六場所で、初代住職には、相模国津久井郡青山村光明寺の文翁が任命されている。
寺には、山門、東面する本堂、天保六年の石仏、天保十三年建立の仏牙舎利塔、歴代住職の墓所があるほか、東方の丘上には竜王殿・馬頭観音堂・神明社跡などがあり、建物の改修等により旧規を残すものがないが、よく江戸時代のたたずまいを今日に伝えている。
指定地番：厚岸町湾月1丁目2番、4番、5番、44番～46番、66～72番、74番～79番、81番、愛冠10番
指定面積：131,541,49㎡（うち公有化面積96,777.00㎡、社寺面積34,363.00㎡、民有地401.49㎡）
管理団体：厚岸町（平成21年3月24日　文化庁告示第11号）



図2－5　「国泰寺跡」の現況

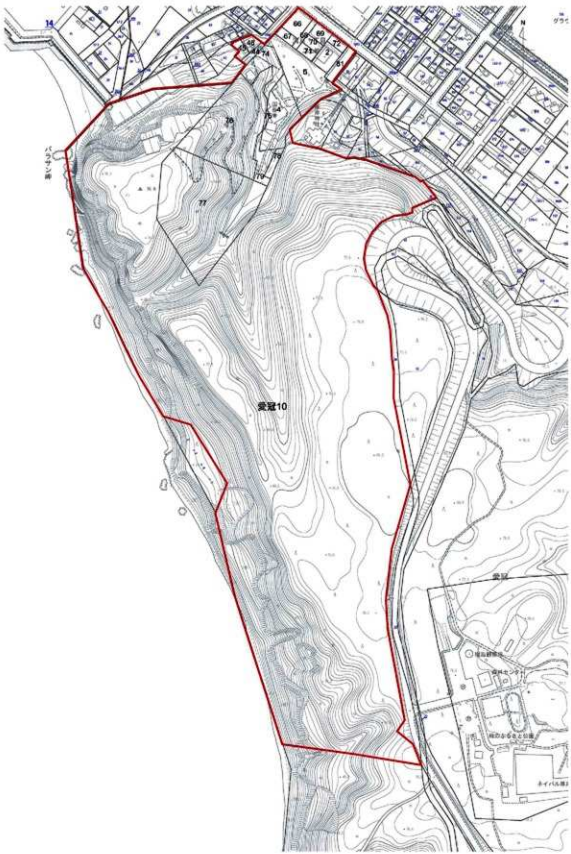


図2－6　史跡指定地内地番図（愛冠を除く指定地番は全て湾月）

第５節　調査成果

前節では、「国泰寺跡」および「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」の指定理由等を振り返った。国泰寺は北海道東部において古くから史料が残されていることが知られており、特に「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」に含まれている『日鑑記』は、「国泰寺跡」が国の指定史跡となる以前から研究が進められていた。『日鑑記』は昭和34年（1959年）に北海道の有形文化財に指定され、昭和39～44年（1964～1969年）にかけて厚岸町立教育研究所によって、解読作業が進められ、解読集が刊行されている。これにより初めて『日鑑記』の内容が広く知られることとなった。『日鑑記』の研究は、その２年後に釧路地方近世史研究会による『日鑑記-国泰寺とその周辺-』（釧路市 1971）が初めてであり、国泰寺建立の歴史的背景や『日鑑記』からみた近世蝦夷地の様相など、濃密な内容が記載されている。また、「国泰寺跡」指定後の８年後の昭和56年（1981年）には安達久雄氏の『蝦夷の国泰寺と相模の禅僧』（安達 1981）が著され、国泰寺の住職を輩出した神奈川県内の寺院史料を多く用いて、僧侶の動向を明らかにしている。同年、伊藤木生氏は、釧路新聞に『日鑑記夜話』を連載し、歴代住職の本寺の紹介や厚岸における生活を解説した。

また、指定後には「国泰寺跡」の発掘調査が４次にわたって実施されており、その成果を下記に示す。

１　発掘調査の成果

①　第１次調査（昭和59年（1984年））

創建当初の本堂や庫裡の位置を確認する目的で、古地図や写真等から推定された地点を中心に240㎡の調査を行い、地下40㎝ほどの深さで配石や礎石などの配石遺構を確認した。

配石は５ヶ所で確認され、１m弱の円形の範囲内に10㎝～20㎝の大きさの角礫・楕円礫が敷き詰められ、中央部がやや窪んでいることから、礎石の存在が想定されている。１ヵ所が直線上に並んでおり、その間隔は１間半と３間半である。

残りの２ヵ所は、建物の想定ラインが不明であるが、移動・散在してしまった礫も多く、建て替えのために再利用された可能性を示している。

礎石は、1m×1.5mの範囲に玉砂利を敷き詰め、その横に平らな砂岩礫を置き、外側に海砂を敷いた跡も確認している。

そのほか、楕円礫と角礫が集中した地点もあるが、これらは『北海立志図録』（明治23年）に描かれた屋根石に相当するもので、解体工事の際に一ヵ所に集められたと考えられる。遺物は配石遺構のある一帯に集中し、陶磁器、金属製品、ガラス製品等があるが、主体をなすのは明治時代に入ってからのものと考えられる。

最も遺構・遺物の集中した部分は、かつての国泰寺の庫裡付近と考えられ、海砂や玉砂利が敷き詰められていた地点は、土間の入り口と見られる。

従って、正面は北西側を向いていたことになり、天保２年の修復後の姿を表す「国泰寺平面図」の向きと合致する。

なお、現在の山門は北東側にあるので、当時からほぼ90度向きを変えている。

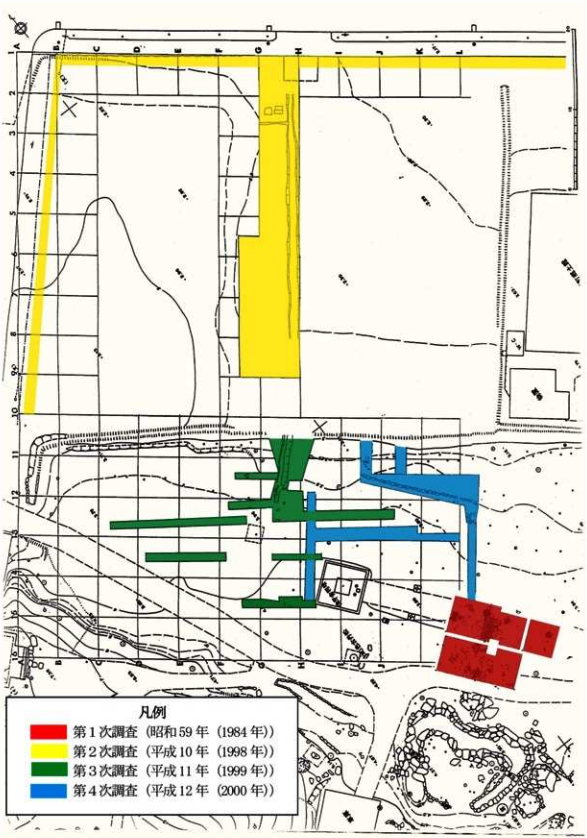


図２－７　第１次～第４次発掘調査位置図（『史跡国泰寺跡Ⅳ』から一部加工）

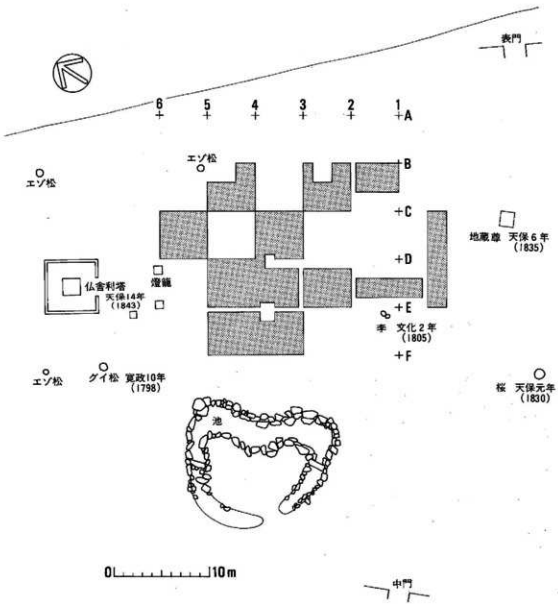


図2－8　第1次調査区及び周辺の概況（厚岸町教育委員会 1985）



図2-9　第1次調査区及び遺構（図内の数字（1～5）は礫集中、アルファベットA～Cは礎石と思われる礫）

② 第２次調査（平成 10 年（1998 年））

昭和 63 年及び平成３年に史跡地の一部公有化が行われ、それに伴って「史跡国泰寺跡保存管理計画」（平成５年度）および「史跡国泰寺跡保存整備基本計画」（平成７年度）が策定された。史跡地の整備を進めるにあたっては、遺構確認及び範囲確認調査が必要であるとの見解が上記計画書で示されたことから、先だって公有化部分の発掘調査を実施した。調査地点は現在の厚岸町郷土館裏手の広場部分で、調査面積は約 340 ㎡である。

当調査の目的は、江戸時代の境内地の範囲と遺構を確認することであったが、これらの遺構は検出できず、それ以降の時期と思われる溝状遺構が２本確認された。調査内で確認された遺構は、明治時代における境内へ向かうための道路側溝跡とみられるものである。１つ目の溝状遺構の底部中央には長さ１m～２m、厚さ 0.2～0.3m の角材と自然木が溝と平行に入れられており、暗渠として使用されたものとみられる。２つ目の溝状遺構は火山灰層を切って掘られており、時期が判然としないが、溝底部出土の遺物からは明治時代に掘られたものと想定されている。

遺物は約 4,000 点を数え、陶磁器類、古銭、金属製品、ガラス製品、木製品、石製品、骨角器、動物遺存体が出土したが、その８割ほどが陶磁器類である。出土遺物は明治時代以降のいわゆる近現代遺物がほとんどであり、陶磁器は瀬戸・美濃系と肥前系が確認されている。近世以前の出土遺物は、寛永通宝が確認されている。また、動物遺存体はシカが多く確認されており、現在国泰寺境内でみられるシカが当時においてもよくみられたことを想起させる。

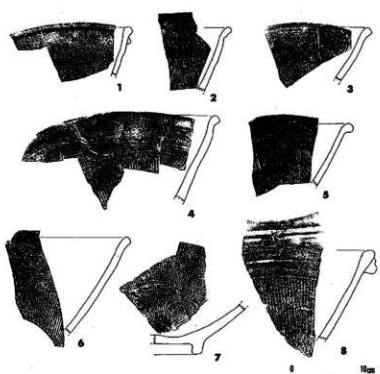


図２-10　第２次調査出土遺物

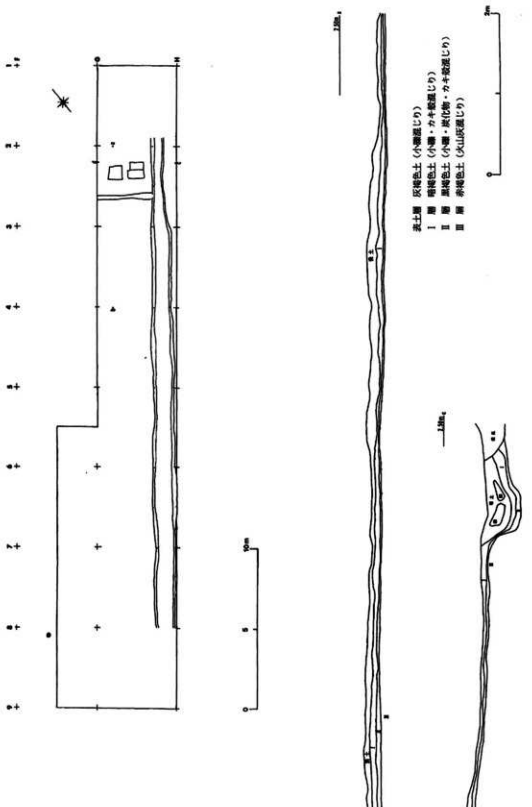


図2-11　第2次調査区及び検出遺構

③　第３次調査（平成11年（1999年））

平成10年実施の発掘調査において確認された溝状遺構の延長部分および門柱跡の確認を目的として調査が行われた。調査地点は、境内地西側（現在の仏牙舎利塔の周囲及びその西側）であり、調査面積は約110㎡である。

当調査では国泰寺に直接関連する遺構は検出できなかったものの、溝状遺構および土留め板が検出された。溝状遺構は長さ約９m、幅約１m、深さ0.2～0.4mで、北東側は現在の境内地を区切っている側溝によって切られていた。また、溝の南西側からは土留め板が検出された。板は長さ約１m、厚さ約５cmのものが２～３枚連続して縦に入り、この板を固定するために径５～８cmの杭が北西側に５本、南東側に４本打たれていることが確認されている。この土留め板は、明治時代に撮影された国泰寺の写真から、境内に入る木製橋の基礎の補強材であると推察される。

遺物は約900点が出土し、陶磁器類、古銭、金属製品、ガラス製品、木製品、石製品、土製品、動物遺存体が確認されている。これらは第２次調査と同様、寛永通宝を除きほとんどが明治時代以降の時期に帰属する遺物であった。

なお、第３次調査における一つの成果として、現地表面から約１m下位に明治時代の地表面が確認されている。また第１次調査において検出された集石や礎石が現地表面から約50cm下位であった。つまり、当時の境内地が西側から東側にかけてゆるやかに傾斜していたことを示す結果となった。

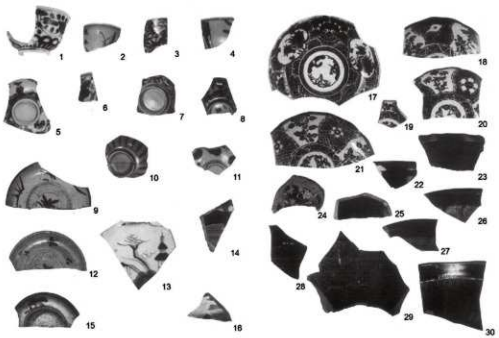


図2-12　第３次調査出土遺物

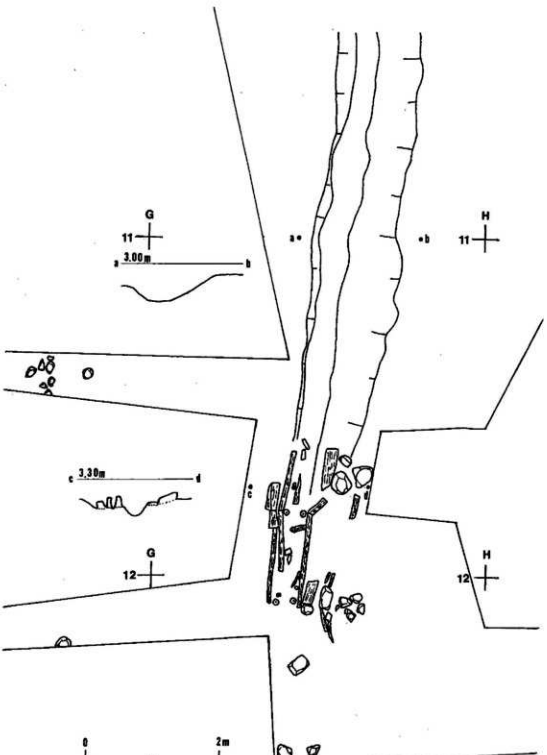


図２-13　第３次調査区及び遺構

④第４次調査（平成 12 年（2000 年））

第１次調査調査区の隣接地を中心に、当時の境内地の範囲確認を目的に調査が行われた。調査地点は、第３次調査の東側から第１次調査地点の周囲までの範囲で実施され、調査面積は約 100 ㎡である。

当調査において、国泰寺に直接関わる遺構は検出されなかったが、調査地北側から北東側にかけて列石が確認されている。列石は、合計 36 個検出されている。石は自然石で約 50 cm のものが多く、この石の間に小さな石を挟んでいる箇所も確認され、土留め石である可能性が示唆されている。

列石の約１m 北東側からは、幅 90 cm程度の木樋状のものが確認され、これを挟んで扁平な巨礫が検出されているが、沢水の流入により詳細は不明である。

遺物は約 700 点で、土器、陶磁器類、古銭、金属製品、ガラス製品が出土している。土器は２点出土し、いずれも縄文期後半の後北 C_2・D 式である。その他の遺物のほとんどは明治時代以降の所産である。

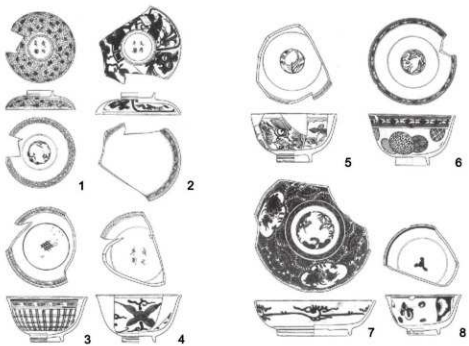


図２-14　第４次調査出土遺物

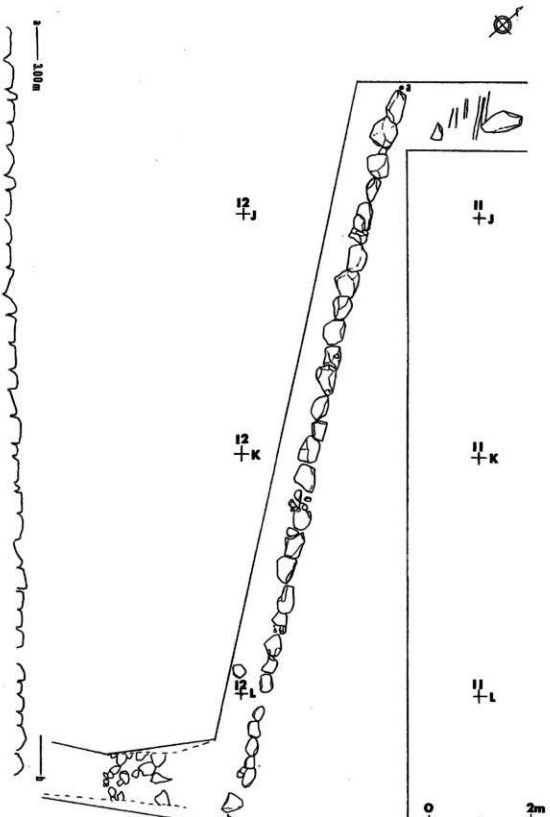


図2-15　第4次調査区及び遺構

2　文献史料等の調査成果

国泰寺に関する文献には、寺務日誌として文化元年（1804年）から約60年書きつづられた『日鑑記』をはじめ、厚岸を訪れた人々によって著された古文書等が存在する。

また、文化7年（1810年）に描かれた『東蝦夷地与里国後ヘ陸地道中絵図』をはじめとする古絵図や、松浦武四郎が著した『納沙布日誌』、古写真などがある。これらについて得られた成果を下記に示す。

①『日鑑記』（文化元年～文久3年（1804年～1863年））

初代住職文翁の文化元年（1804年）4月1日にはじまる、寺務の公用記録である。

4代目住職仙叟と9代目住職晦巌の後半部分が欠落しているが、文久3年（1863年）分までが重要文化財の指定をうけている。



図2-16　国指定重要文化財「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」のうち『日鑑記』
（景運山国泰寺所蔵）

②『東蝦夷地与里国後へ陸地道中絵図』（楢山隆福、文化７年（1810 年）所収の厚氣志図



図２-17　『東蝦夷地与里国後へ陸地道中絵図』所収の厚氣志図

中央に方位が示されている「アッケシ会所周辺比定図」にある国泰寺と会所の位置関係を見比べると、山門は海側（北西）を向き、その奥正面に本堂、右手に庫裡が描かれている。「神明」は「神明宮」であり、位置関係からみて現在の「厚岸神社」の流れを汲む社殿であろう。「八幡宮」は初代住職文翁が持参した３体の神像の１体「鎮守八幡像」（「景運山什具目録」）を安置する鎮守堂であり、国泰寺の創建と同時に建立されたものと考えられる。「稲荷」についても、同様の出自である「稲荷像」を安置した施設である。位置については、「蝦夷日記」（文化３年（1806 年））の「南の崎に稲荷堂あり」、「寺の後ろの山に神明堂あり」という記述から同様のものであることがわかる。



図２-18　『東蝦夷地与里国後へ陸地道中絵図』所収の厚氣志図（部分拡大図）

③『北海道歴検図』（目賀田守蔭、（安政４・５年（1857・1858 年））

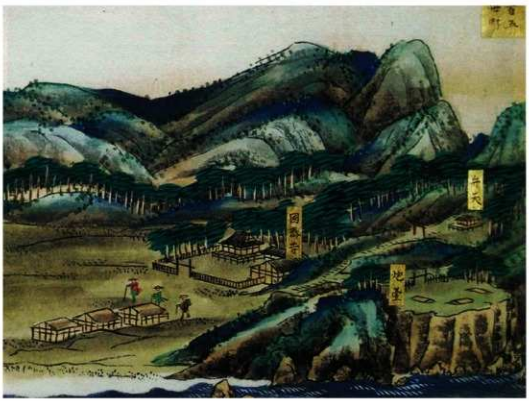


図２-19　『北海道歴検図』（北海道大学図書館蔵）

山側斜め後方からの絵であり、山門は海側を向いている。

なお、図中にある「炮臺」は、玉虫左太夫著の「入北記　五」（安政４年（1857 年））によると、「（前略）藩陣屋等一見セシガ、台場ハ会所ヨリ南四五丁ニシテ「ハラサン」と云フ山アリ、其麓ニ戌亥ニ向一台場アリ、三百目ノ古損シタル筒一挺備ヘ置ク」とあるように、仙台藩の築いた台場であることが予想される。「弁天」については出自が不明であるが、位置関係からみて②の『東蝦夷地与里国後へ陸地道中絵図』における「稲荷」と同様のものであろう。

④「本堂平面図」（文政・天保の整修復時のもの）

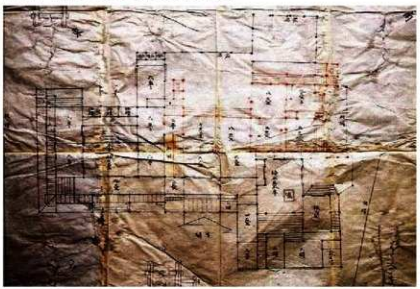


図2-20 1855年前後の国泰寺平面図（斎藤報恩会所蔵の図（アッケシ場所引継記録）

安政6年（1859年）に幕府から仙台藩に領地が引き継がれた際の関係文書。
昭和59年度の発掘調査で確認された建物跡の向きが一致している。建坪は130坪余りある。

⑤「明治元年以前に係る建物略図」

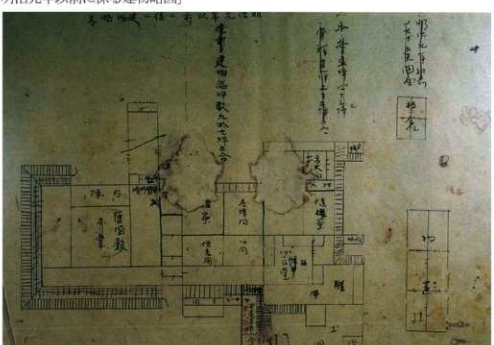


図2-21　本堂平面図（「明治元年以前に係る建物略図」（厚岸町郷土館蔵））」

江戸時代末の本堂と思われる図面。図2-17の図面と間取りが酷似している。
建物総坪数97坪5合との記載がある。

⑥『北海立志図録』（明治 23 年（1890 年））



図 2-22 『北海立志図録』

明治 14 年改築後の国泰寺全景。仏牙舎利塔が境内の外に設けられている。

⑦『厚岸町土地連絡実測原図』（明治 44 年（1911 年））

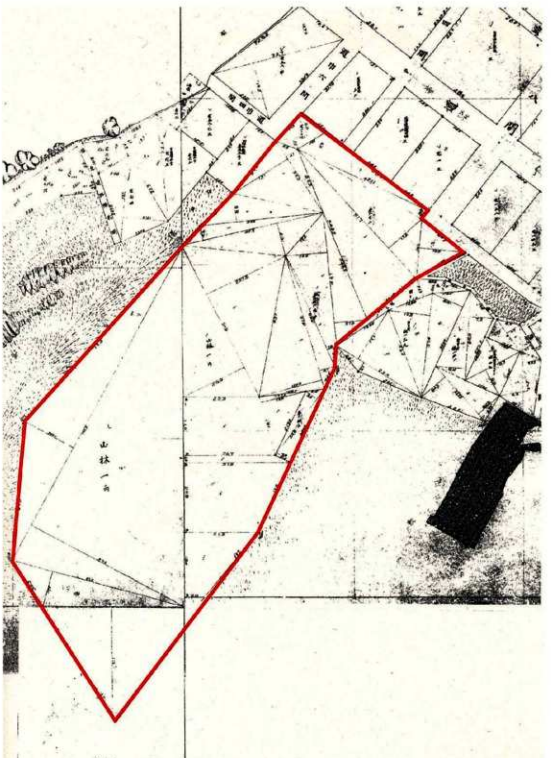


図 2-23　「厚岸町土地連絡実測原図」（赤枠は加工したもの）

国泰寺の境内地範囲（赤枠内、現在における社寺（国泰寺所有の民有地）（51 頁参照））が描かれている。湾側はまだ埋め立てられていない。

⑧「東宮殿下行啓記念北海道厚岸写真帖」（明治 44 年（1911 年））

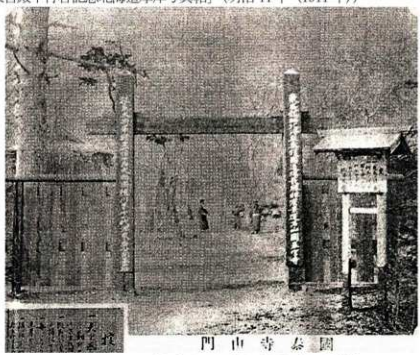


図 2-24 『東宮殿下行啓記念北海道写真帖』

門は冠木門で、現在の仏牙舎利塔辺りにあった。

⑨「鉄道開通記念絵はがき」（大正 6 年（1916 年））



図 2-25 「鉄道開通記念絵はがき」

ほぼ現在と同じ門、消印に大正６年の日付が入っている。
⑩「厚岸名所風景絵葉書」（大正 11 年（1921 年）購入）



図２-26　「厚岸名所風景絵葉書」

中門には葵の紋が付いた門扉があり、石段の傾斜は緩やかで９段以上ある。

⑪「山門の写真」



図２-27　「山門の写真」

山門の屋根の左下（赤丸）が少し破損している。
⑫『皇太子殿下北海道行啓記念厚岸写真帖』（大正 11 年（1921 年））

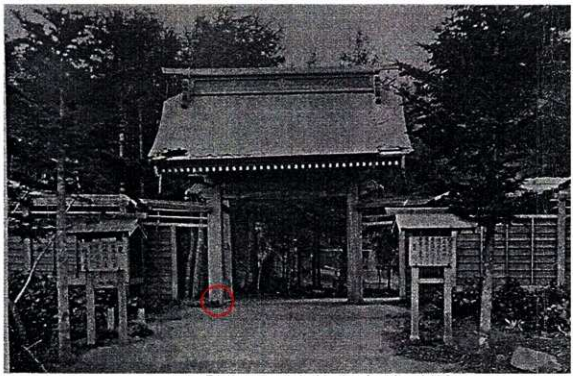


図 2-28　『皇太子殿下北海道行啓記念厚岸写真帖』

ほぼ現在の山門であるが、門扉がない。
山門の屋根の左下が大きく破損している（赤丸）ことから、⑫『皇太子殿下北海道行啓記念厚岸写真帖』と⑪「山門の写真」はほぼ同時期の写真と思われる。
塀は下見板張りで、潜り戸のスペースが見られる。

⑬昭和30年頃の修理用図面

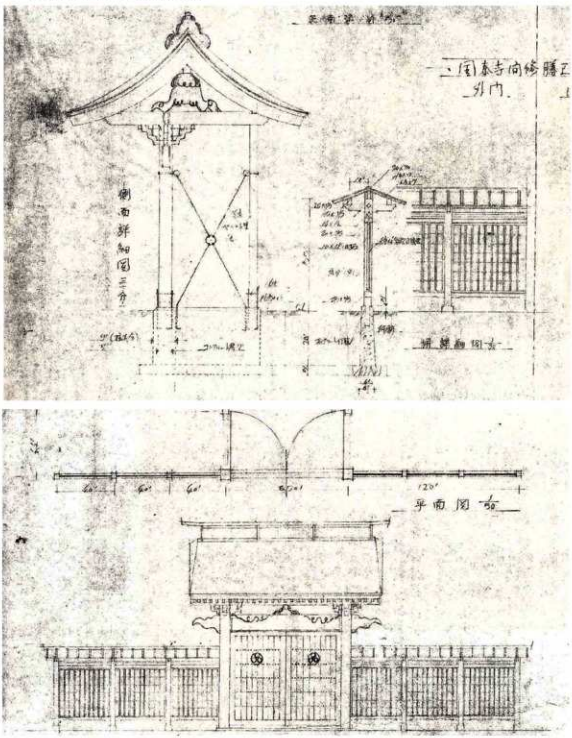


図2-29　「国泰寺門修繕図」(昭和30年頃の修理用)

修理のために作成したと思われる図面。潜り戸がない。
この図面に基づく修理は行われていないと考えられる。

⑭「山門の写真」（昭和 43 年以降（撮影時期不明））



図 2-30　「山門の写真」

北海道百年（昭和 43 年）を記念した標柱が山門正面右側に写っている。
屋根の破損が著しく、棟木の両端が失われている。
塀が板塀に変わり、潜り戸がない。

⑮「山門の写真」（昭和 47 年の屋根修理後）



図 2-31　「山門の写真」

修理後は棟木の両端が無くなっている。
塀は格子目になり、潜り戸が復元されている。
門扉に葵の紋がある。

⑯「中門の写真」（撮影時期不明（昭和年間の本堂改築工事（昭和 60 年（1985 年））前のものと考えられる）



図 2-32　「中門の写真」

塀・石段を含めて、現在の中門と同じ構造になっている。

3　国泰寺境内と建物の変遷（d・eは出典なし、伝聞によるもの）

a. 創建時（文化２年（1805年））の境内と建物

「領地十町四方指示書」で、十町四方の寺領が与えられたが、その四隅は不明。

『東蝦夷地与里国後へ陸地道中絵図』に最初の国泰寺図があり、向きは北西。本堂・客殿・庫裡で構成されていた。

『東行漫筆』（北海道大学蔵）は建坪75坪とし、『東夷竊々余話』（内閣文庫）では77坪とする。

『日鑑記』によれば、軟弱地盤のため降雨時にはいつも砂利や海砂を敷きつめている。また、松前奉行所へ提出された文化13年の修復願書には、「寺屋敷之儀東南西山寄ニ而大雨雪解等之節山水境内内江漲落床一面ニ相溢出…」とあり、東南西の三方が背後の山寄りに位置していたことが理解できる。この年、厚岸会所（154坪）も改築されている。

なお、境内にある李の木は、文化２年（1805年）に初代文翁が植えたとされ、色古丹松（ゲイマツ）は、寛文元年（1798年）に近藤重蔵らが色丹島から移植したもの。

また、老桜樹は、天保元年（1830年）に奥州石巻から運ばれたものである。

b. 文政・天保の惣修復時（天保２年（1831年））の境内と建物

『日鑑記』によれば、文政13年に庫裡の改築が、翌天保２年に本堂の惣修復が行われており、この建物が『北海道歴検図』（安政４・５年）に描かれている。

なお、斎藤報恩会美術館所蔵の「本堂平面図」では、本堂・客殿・庫裡からなり、建坪99坪で、廻縁が配置されている。

この「本堂平面図」は、安政６年（1859年）に幕府から仙台藩に領地が引き継がれた際の関係文書と目され、「保存管理計画」策定事業の調査で、天保改修時の図面と判断されている。

平面図には朱書きされた庫裡の増築部分があるが、これは弘化５年（1848年）修復時のものとみられ、仙台藩が引き継いだ時点では99坪であった。

万延２年（1861年）には寺門の惣修復が行われ、『日鑑記』によれば、この時点で137坪に拡大されている。

c. 明治の惣修復時（明治14年（1881年））の境内と建物

『北海立志図録』掲載の堂宇が、明治14年建立のものといわれる。

d. 明治・大正の惣修復時（明治44年（1911年））の境内と建物

南西側の微高地に移転改築。

e. その後の境内と建物の修理等

昭和25年に山門の柱を４本、中門の柱２本の根継ぎを15代住職智空が行っている。

昭和30年に屋根を柾から銅板に葺き替えており、その時期には池が掘られており、石が組まれ、橋もあった。

昭和47年には屋根の修理、昭和55・56年頃に池の形を15代住職智空により変更している。

昭和60年に、本堂・庫裡・納骨堂の改築工事を実施、平成23・24年度に国・北海道の補助事業として、山門・中門、山門附属屋根廂の修理事業を実施している。

令和２年度には、側溝の工事を国・北海道の補助事業として実施しており、現在にいたっている。

第６節　史跡指定地と土地所有状況

１　土地所有の現況

史跡指定地の地目は、宅地・境内地・保安林・公衆用道路の４種に分かれている。境内地の後背地には保安林があり、これが指定範囲の大部分を占める。

所有者の割合は下記表の「史跡指定地内の土地所有割合」のとおり、道有地が69.93%、町有地が3.64%、民有地が26.43%である。民有地のうち社寺（宗教法人国泰寺の所有地）の割合は26.12%である。

表２－３　史跡指定地内の土地所有割合

所有区分		筆数	面積（㎡）	比率(%)
道有地		1	91,985.00	69.93
	保安林	1	91,985.00	69.93
町有地		8	4,792.00	3.64
	宅地	7	4,052.00	3.08
	公衆用道路	1	740.00	0.56
社寺		8	34,363.00	26.12
	境内地	5	10,146.00	7.71
	保安林	3	24,217.00	18.41
民有地		2	401.49	0.31
	宅地	2	401.49	0.31
計		19	131,541.49	100.00

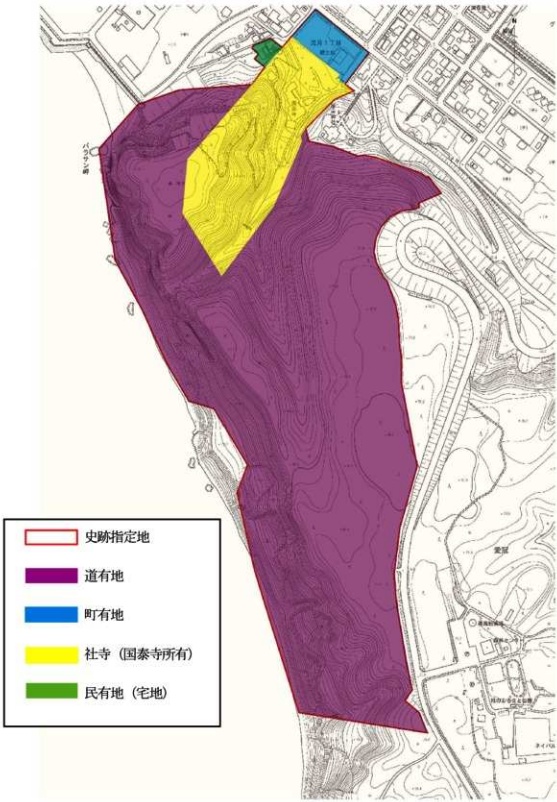


図２-33　計画対象範囲の所有区分図

2　公有化実績

厚岸町では国庫補助などを受けながら、史跡指定地の公有化に取り組んできた。

土地の買い上げについては、昭和63年（1988年）に、湾月町1丁目12番地（現：湾月1丁目66番・67番、1,156.98㎡）を、平成3年（1991年）には湾月町1丁目13・14番1（現：湾月1丁目2番・69番・70番・71番、1,457㎡）を国泰寺からそれぞれ買い上げている。また、平成13年（2001年）には湾月町1丁目94番（現：湾月1丁目68番、330.55㎡）の国有地（道路用地）を史跡用地とするため、厚岸町が購入している。

平成4年（1992年）には国泰寺から厚岸町へと湾月町1丁目14番2（現：湾月1丁目72番、851.97㎡）が寄贈されている。平成10年（1998年）には湾月町1丁目95番地（現：湾月1丁目81番、740㎡）を国から厚岸町へ道路用地として譲与されている。

表2-4　史跡指定地公有化のための買い上げ費用

年度	公有化面積（㎡）	国庫補助額（円）	町費（円）	事業費計（円）	備考
昭和63年	1,156.98	28,332,000	7,084,000	35,416,000	湾月町1丁目12番地（現：湾月1丁目66番・67番）
平成3年	1,457.00	25,200,000	6,301,000	31,507,000	湾月町1丁目13・14番1（現：湾月1丁目2番・69番・70番・71番）
平成13年	330.55	－	978,000	978,000	町単費事業 湾月1丁目94番（現：湾月1丁目68番）

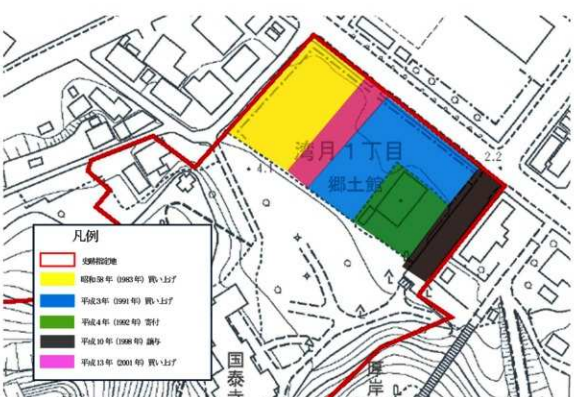


図2-34　史跡公有化位置図

3　管理団体の指定

文化財保護法第113条第1項の規定により、厚岸町では平成21年（2009年）3月17日付で管理団体指定の指定申請を文化庁に対して行い、平成21年（2009年）3月24日付20庁財第454号で指定された。

第３章　史跡国泰寺跡の本質的価値

第１節　史跡の本質的価値

「国泰寺跡」のもつ本質的な価値は、当時蝦夷地と呼ばれていた北海道東部という地域でありながら、「江戸時代のたたずまいを伝えている」という点であり、江戸時代から現在まで連綿と続く寺院であることも特徴である。

史跡国泰寺跡を構成する諸要素を抽出し、「A 本質的価値を構成する要素」と、「B 本質的価値に準ずる要素」、「C その他の要素」の３種に分類した。また、史跡国泰寺跡指定地の周辺の構成要素についても整理を行った。それらの諸要素について、以下に記載する。

第２節　A 本質的価値を構成する要素

史跡国泰寺跡が有する本質的な価値を構成する要素は、以下のとおりである。

史跡指定当時の価値としては、「ほとんどが後代の改修を経ているが、よく江戸時代のたたずまいを伝えている」という点である。史跡指定地には、江戸時代のたたずまいを伝えるものとして、①「江戸時代の遺構・遺物」、②「江戸時代の石造物」、③「江戸時代のたたずまいを残す景観」などがあり、これらが史跡の価値の中心となっている。

① 江戸時代の遺構・遺物

史跡国泰寺跡の発掘調査は、昭和 59 年、平成 10～12 年に実施している。昭和 59 年に実施された調査では、礎石や配石が確認されている。これらは、江戸時代における本堂の位置を知ることができる貴重な遺構であり、史跡国泰寺跡を構成する要素の内、最も重要な要素といえる。また、江戸時代にかかる遺物も出土しており、これも史跡国泰寺跡を構成する重要な要素といえる。

② 江戸時代の石造物

境内地には天保６年（1835 年）の地蔵尊や天保 13 年（1842 年）建立の仏牙舎利塔、本堂の後背地となる山間には歴代住職の墓所などの石造物がある。

③ 江戸時代のたたずまいを残す景観

国泰寺は厚岸湾に突出する半島の神明宮（寛政３年最上徳内の建立といわれる）の旧地を含む地に 10 町四方の風除林を加えて造営されたことから、史跡指定の際、創建当時のたたずまいを今に残す国泰寺周辺の山林も含んでおり、その他に寛政 10 年（1798 年）に近藤重蔵が択捉島の調査の帰路に色丹島から持ち帰り、国泰寺創建以前のこの地に植えたとされる「色古丹松」や天保元年（1830 年）に同寺の本堂と庫裏を修復する際にアッケシ場所請負人山田文右衛門が奥州石巻（現宮城県石巻市）から移植したとされる「老桜樹」など江戸時代から伝わるものもあり、国泰寺にとっては欠くことのできない価値の一部だといえる。

第３節　B 本質的価値に準ずる要素

本質的価値に準ずる要素として、第２次発掘調査で明治時代の道路跡と思われる遺構や、第３次発掘調査では溝状の遺構、第４次発掘調査では列石が検出されているほか、国泰寺が建立される以前（先史時代）の遺物や明治時代以降の遺物が出土しており、今後の研究の進捗次第では本質的価値を構成するものとなる要素が存在する。これらの要素は、本質的価値を構成する要素、つまり江戸時代に帰属するものではないと考えられている。しかし、幕府及び仙台藩の庇護下におかれていた国泰寺と現在の国泰寺の様相との空隙を埋めるものであるため、今後の研究次第では史跡の本質的価値を担うことのできる要素として挙げた。

遺構・遺物以外の明治時代以降の諸要素については、「その他の要素②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」とした。

第4節　C その他の要素

史跡指定地に所在する、本質的な価値を構成する要素ではないが、史跡にとって重要な価値及び機能を有する要素であり、多くの要素は現状において史跡の本質的価値を阻害しないが、現在使用されていない要素も存在するため、将来的に撤去を検討する必要がある。

① 史跡の保存活用に資する要素

境内地の史跡を理解するための要素としては、史跡地内にある各文化財の解説板・石柱や史跡地の範囲を視覚的に示すものが複数存在する。

また、境内の外にある要素として、現在ガイダンス施設に類する機能をもつ厚岸町郷土館が存在する。当該施設は築 50 年以上を経ており、内部の老朽化がひどく進んでいる状況となっている。

これらは今後も利用及び更新されるべき保存管理、整備・活用上必要な建築物や工作物であり、史跡指定地内の利用に関する現代的要素ともいえる。

② 明治時代以降の国泰寺にかかる要素

史跡国泰寺跡にあるその他の要素は、創建当時から存在するわけではないが、史跡国泰寺跡を構成する重要な要素である。

近代以降の国泰寺は、桜の名所であったこともあり、境内地及びその周辺には桜をはじめとする落葉広葉樹が多く存在する。

平成 23 年度から 24 年度にかけて修復した「山門および付属屋根塀・中門」は、創建当時の建造物ではないものの、現在の国泰寺の景観を形作る要素の一つであり、重要な建造物といえる。

また、史跡指定地には、宗教法人国泰寺が生活のため使用している建造物などが存在する。これらは史跡とは直接関わるものではないが、宗教活動に必要な要素であるため、ここに挙げた。

③ 厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素

上記 C-①・C-②のほかに、厚岸町やその他の個人や団体により設置された各要素が史跡指定地内に存在する。これらは厚岸町郷土館における施設管理や、その他団体の活動に使用されている。一部は現在使用していないものあるため、第4章で検討を行う。

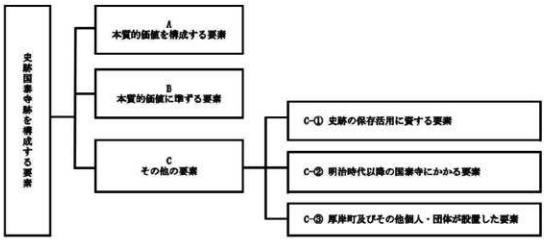


図3－1　計画対象範囲の要素区分

第５節　指定地の周辺地域を構成する要素

史跡指定地周辺には江戸時代の史跡国泰寺跡と同時代の埋蔵文化財包蔵地や、民家や学校・道路など現代における人工物が存在する。

① 江戸時代からの伝統を伝える要素

史跡国泰寺跡の指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地には、「厚岸会所跡」（遺跡番号 M-03-85）及び「仙台藩出張陣屋跡」（遺跡番号M-03-86）があり、両者とも江戸時代のアッケシにあったとされる。

② その他の人工的要素

人工的要素としては、上記で述べた神明宮を祖とする厚岸神社が史跡地の東側にあり、北側は北海道立厚岸翔洋高等学校、史跡指定地周辺には住宅が立ち並び、現代における人類活動をうかがうことができる。

表３－１　「A 本質的価値を構成する要素」の一覧（※印は宗教法人国泰寺の所有）

大分類	小分類	要素	概要	写真
A 本質的価値を構成する要素	江戸時代の遺構・遺物	江戸時代の本堂（礎石、礫など）	昭和59年（1984年）の発掘調査の際の遺構であり、本堂の礎石と思われる配石が検出されている。	
		江戸時代の出土・埋蔵遺物	第１次から第４次発掘調査において出土した江戸時代の遺物及び未調査区域の当該期における遺物。	
	江戸時代の石造物	地蔵尊座像 ※	天保６年（1835年）に国泰寺５代住職文運が江戸に注文した地蔵尊。地蔵尊建立の経緯については不明とされている。	
		仏牙舎利塔 ※	天保13年（1843年）に国泰寺６代住職であった香国が受け持ちの６場所の有志を募り建立したもの。 昭和12年（1937年）に現在の位置に移転。	
		近世墓 ※ （歴代住職墓所含む）	現在の本堂の後背地に位置しており、初代住職文翁、６代住職香国、９代住職晦巌、12代住職橘梧堂の墓石や仙台藩士の墓石などが存在する。	
	江戸時代のたたずまいを残す景観	老桜樹 （町指定天然記念物）	天保元年（1830年）、アッケシ場所請負人山田文右衛門が、奥州石巻から移植したと伝えられる樹齢190年を超えるオオヤマザクラの老木。	
		色古丹松 ※ （町指定天然記念物）	寛政10年（1798年）、近藤重蔵が択捉島探検の帰途アッケシに立ち寄り、持ち帰った落葉松（グイマツ）を移植したもの。	
		鉢植の李 ※	文化２年（1805年）、初代住職文翁が国泰寺に赴任の途中、仙台藩士館に立ち寄った際に贈られた李の木を国泰寺境内に植えたもの。	
		風除林 （道有林）	国泰寺本堂の後背地にある十町四方の風除林。	
		根室段丘	境内後背地を構成する海抜80m前後の台地からなる地形。	
		沖積低地	境内地を構成する根室段丘を切刻して形成された沢の開口部。	

表3-2　「B 本質的価値に準ずる要素」の一覧

大分類	小分類	要素	概要	写真
B 本質的価値に準ずる要素	遺構	明治時代の道路跡（平成10年度調査）	平成10年（1998年）に発掘調査された際に検出された溝状遺構。明治時代において境内へ向かうための道路側溝跡とみられる。	
		溝状遺構（平成11年度調査）	平成11年（1999年）に発掘調査された際に検出された溝状遺構。用途は不明である。	
		列石（平成12年度調査）	平成12年（2000年）に発掘調査された際に検出されたもの。明治時代の所産であると考えられる。	
	遺物	明治時代以降の出土・埋蔵遺物	明治時代以降の出土・埋蔵遺物。第１次から第４次発掘調査にかけて、陶磁器類が出土している。	
		先史時代の出土・埋蔵遺物	国泰寺建立以前の出土・埋蔵遺物。第１次調査において縄文土器（後北C₂・D式）が出土している。	

表3-3　「C その他の要素 ①史跡の保存活用計画に資する要素」の一覧
（※印は宗教法人国泰寺の所有）

大分類	小分類	要素	概要	写真
C　その他の要素	①史跡の保存活用に資する要素	厚岸町郷土館（ガイダンス施設）	昭和42年（1967年）5月に開館した博物館類似施設。先史時代の遺物や国泰寺に関する資料、近代の民具など厚岸町の歴史に関する資料が展示されている。	
		史跡標識	国指定史跡「国泰寺跡」を示す標識。	
		解説板（北海道遺産蝦夷三官寺）	様似町の等澍院や伊達市の善光寺を含む「蝦夷三官寺」が北海道遺産に選定された際の解説板。平成30年（2018年）に設置。	
		説明板（史跡国泰寺跡（厚岸町教育委員会作成）	国指定史跡「国泰寺跡」に関する説明板。	
		解説板（色古丹松）	厚岸町指定天然記念物「色古丹松」に関する解説板。	
		解説板（仏牙舎利塔）	厚岸町指定有形文化財「仏牙舎利塔」に関する解説板。	
		解説板（神明宮跡）	寛政３年（1791年）に蝦上地内が建立したとされる神明宮跡地に設置された解説板。	
		看板（厚岸観光10景）	厚岸観光10景の一つ、「国泰寺と厚岸神社」の看板（厚岸観光協会作成）。	
		石柱　密（神明宮跡）	寛政３年（1791年）に蝦上地内が建立したとされる神明宮跡地に設置された石柱。	
		側溝	史跡地内にある側溝。令和２年度設置（国庫補助事業・北海道補助事業）。	
		史跡を囲う柵	国指定史跡「国泰寺跡」の史跡地境界を視覚的に捉えるために設置された柵。	

表3-4　「Cその他の要素 ② 明治時代以降の国泰寺にかかる要素」の一覧
(※印は宗教法人国泰寺の所有)

大分類	小分類	要素	概要	写真
C　その他の要素	②明治時代以降の国泰寺にかかる要素	本堂　※	昭和60年(1985年)に移転改築された現在の国泰寺の本堂。	
		庫裡　※	昭和60年(1985年)に移転改築された現在の庫裡。	
		納骨堂　※	昭和60年(1985年)に移転改築された現在の納骨堂。	
		龍王殿　※	海の神を祀る祠。明治30年(1897年)創建。同年12代住職東州により上棟式が執り行われている。	
		龍王殿登り階段　※	龍王殿へ向かうための階段。	
		説明板　※ (龍王殿登り階段)	龍王殿の脇に設置された説明板。寄進者や施工業者が記載。平成5年(1993年)に設置。	
		山門　※	平成23年(2011年)に保存修理工事が行われている。	
		山門付属屋根　※	平成23年(2011年)に保存修理工事が行われている。	
		中門　※	平成23年(2011年) に保存修理工事が行われている。	
		中門附属屋根　※	平成23年 (2011年)に保存修理工事が行われている。	
		三十三観音堂　※	大正7年 (1918年)の造立。戦前まで"山かけ"が行われていたという。	
		石柱　※ (三十三観音堂)	三十三観音堂に関わる石柱。	
		馬頭観音堂　※	付近住民によって建立されたと思われる厩または開拓に用いられた馬の霊を慰めるための施設。厚岸神社が現在地に移設された大正2年(1913年)以降の建立と考えられる。	

表3−4　「C その他の要素 ② 明治時代以降の国泰寺にかかる要素」の一覧（続き）
（※印は宗教法人国泰寺の所有）

大分類	小分類	要素	概要	写真
その他の要素	②明治時代以降の国泰寺にかかる要素	灯篭　※ （龍王殿）	龍王殿前に設置されている灯篭。	
		魚魂碑　※	龍王殿横に造立された魚魂碑。造立年代不明。	
		石柱　※ （仏牙舎利塔移転）	昭和12年（1937年）に仏牙舎利塔を現在の場所に移転した際に建てられた石柱。	
		不夜燈　※ （仏牙舎利塔）	龍王殿前の不夜燈（1対）。造立年代不明。	
		灯篭　※ （仏牙舎利塔前）	仏牙舎利塔前の灯篭。造立年代不明。	
		石柱　※ （馬頭大神）	馬頭大神横の石柱。造立年代不明。	
		池　※	昭和55年（1980年）に造られた池。現在は使われていない。	
		石橋、石柱　※ （池）	池を渡す石橋及び池付近にある石柱。	
		鐘所　※ （複家）	国泰寺本堂裏の霊園。	
		電燈 （境内）	境内にある電燈。昭和年間の設置と思われる。	
		砂利敷道　※	境内の砂利敷道。	
		掲示板　※	境内前にある宗教法人国泰寺の掲示板。	

表3−4　「C その他の要素 ② 明治時代以降の国泰寺にかかる要素」の一覧（続き）
（※印は宗教法人国泰寺の所有）

大分類	小分類	要素	概要	写真
C その他の要素	②明治時代以降の国泰寺にかかる要素	石製階段　※	国泰寺本堂へ向かうための階段。	
		木製階段　※	龍王殿へ向かうための木製階段	
		プレハブ　※（境内）	境内のプレハブ。現在は境内を清掃するための用具等が収納されている。	
		電柱（境内）	境内にある電柱。	
		貯水桝　※	境内地にある貯水桝。現在は利用されていない。	
		井戸　※	境内にある井戸。現在は利用されていない。	
		落葉広葉樹林（桜を含む）	境内にある樹木。	

表3−5　「C その他の要素 ③ 厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素」の一覧

大分類	小分類	要素	概要	写真
C その他の要素	③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素	ポスト（郷土館前）	厚岸町郷土館前に設置されているポスト。現在は使用されていない。	
		防火用水	厚岸町郷土館前に設置されている防火用水のための石製箱。現在は使用されていない。	
		仮設トイレ	厚岸町郷土館横にある仮設トイレ。現在は使用されていない。	
		民家	史跡指定地内にある民家（２軒）。	
		ビースポール	境内地にあるポール。設置年代不明。	

表3-4　「C その他の要素 ③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素」の一覧（続き）

大分類	小分類	要素	概要	写真
C その他の要素	③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素	アイヌ忠魂碑	昭和52年(1977年)にアイヌ民族弔魂碑建立実行委員会によって厚岸町郷土館横に設置されたもの。	
		アッケシソウ栽培地	厚岸町郷土館前に設置されているアッケシソウ試験栽培地。昭和57年(1982年)に設置。	
		プレハブ（郷土館横）	厚岸町郷土館横に設置されているプレハブ。現在は物置として使用。	
		電柱（郷土館前）	厚岸町郷土館前にある電柱。	
		水道管（境内前）	境内前敷設の水道管。生活用水を通すのに使用。	

表3-5　「指定地の周辺地域を構成する要素」の一覧

大分類	小分類	要素	概要	写真
指定地の周辺地域を構成する要素	周知の埋蔵文化財包蔵地（江戸時代からの伝統を伝える要素）	厚岸会所跡	厚岸会所跡を示す標柱。現在の北海道立厚岸翔洋高等学校の敷地内に所在。	
		仙台藩出張陣屋跡	安政4年(1857年)から約10年間あったとされる仙台藩陣屋跡を示す標柱。有明地区に所在。	
	その他の人工的要素	厚岸神社	最上館内の建立した「神明宮」を前身とする神社。国泰寺に隣接する東側に所在。	
		北海道立厚岸翔洋高等学校	厚岸町内唯一の高等学校。昭和16年(1941年)に前身の厚岸水産高等学校が開校し、平成21年(2009年)に厚岸潮見高等学校と併合する。	
		民家	史跡指定地周辺にある民家。	
		町道（湾月町横1の通）	国泰寺前から厚岸翔洋高等学校横へとつながる道路。	
		町道（湾月町2号線）	国泰寺前を直交する道路。	

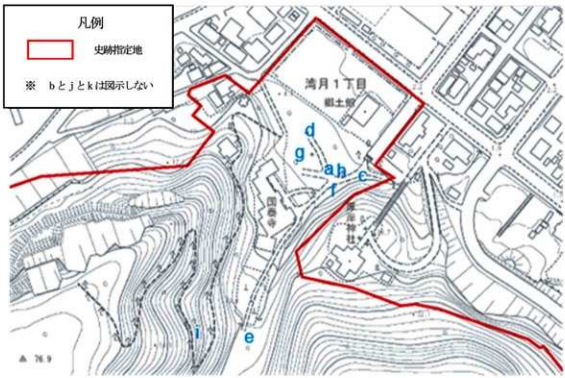


図３－２　「A 本質的価値を構成する要素」の分布図

表３－６「A 本質的価値を構成する要素」の一覧

要素区分	分類記号	要素の名称
A 本質的価値を構成する要素	a	江戸時代の本堂
	b	江戸時代の出土・埋蔵遺物
	c	地蔵尊座像
	d	仏牙舎利塔
	e	近世墓
	f	老桜樹
	g	色古丹松
	h	鉢植の李
	i	風除林
	j	根室段丘
	k	沖積低地

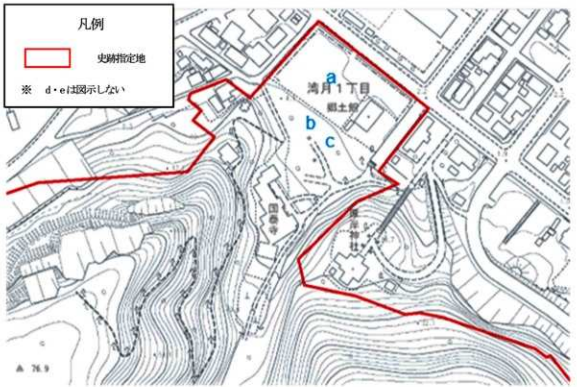


図３−３　「B 本質的価値に準ずる要素」の分布図

表３−７「B 本質的価値に準ずる要素」の一覧

要素区分	分類記号	要素の名称
B 本質的価値に準ずる要素	a	明治時代の道路跡
	b	溝状遺構
	c	列石
	d	先史時代の遺物
	e	明治時代以降の遺物



図３－４「C その他の要素 ①史跡の保存活用に資する要素」の分布図

表３－８「C その他の要素 ①史跡の保存活用に資する要素」の一覧

要素区分	分類記号	要素の名称
C その他の要素 ①史跡の保存活用に資する要素	a	厚岸町郷土館
	b	史跡標識
	c	解説板（北海道遺産蝦夷三官寺）
	d	解説板（史跡国泰寺跡）
	e	解説板（色古丹松）
	f	解説板（仏牙舎利塔）
	g	解説板（神明宮跡）
	h	看板（厚岸観光10景）
	i	石柱（神明宮跡）
	j	側溝
	k	史跡を囲う柵

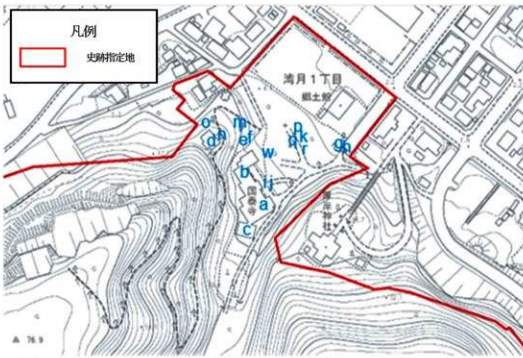


図3－5「C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」① の分布図

表3－9「C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」①の一覧

要素区分	分類記号	要素の名称	分類記号	要素の名称
C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素	a	本堂	j	中門附属屋根
	b	庫裡	k	三十三観音堂
	c	納骨堂	l	石柱（三十三観音堂）
	d	龍王殿	m	馬頭観音堂
	e	龍王殿登り階段	n	灯篭（龍王殿）
	f	説明板（龍王殿登り階段）	o	魚魂碑
	g	山門	p	石柱（仏牙舎利塔移転）
	h	山門附属屋根	q	不夜燈（仏牙舎利塔）
	i	中門	r	灯篭（仏牙舎利塔前）



図３-６「C その他の要素の分布図 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」②の分布図

表３-10「C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」②の一覧

要素区分	分類記号	要素の名称	分類記号	要素の名称
C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素	a	石柱（馬頭大神）	g	墓所（檀家）
	b	池	h	墓所（境内）
	c	プレハブ（境内）	i	井戸
	d	石橋、石柱（池）	j	砂利敷道
	e	電燈（境内）	k	掲示板
	f	電柱（境内）	l	側溝



図３−７「C その他の要素の分布図 ③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素」の分布図

表３-11「C その他の要素 ③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素」の一覧

要素区分	分類記号	要素の名称	分類記号	要素の名称
C その他の要素 ③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素	a	アッケシソウ栽培地	g	電柱（郷土館前）
	b	プレハブ（郷土館横）	h	貯水桝
	c	アイヌ忠魂碑	i	ピースポール
	d	仮設トイレ	j	防火用水
	e	ポスト	k	水道管（境内前）
	f	民家		

第４章　史跡国泰寺跡の現状と課題

第１節　本史跡の現状と課題の概要

「国泰寺跡」は、昭和 48 年（1973 年）に国の史跡に指定された。

国史跡指定後に厚岸町で、昭和 59 年（1984 年）に発掘調査を実施し、境内地で江戸時代の遺構の一部を明らかにするとともに、昭和 63 年（1988 年）・平成３年（1991 年）には指定地の公有化を進めてきた。その後、平成５年度（1993 年度）には「史跡国泰寺跡保存管理計画」が策定され、平成７年度（1995 年度）に「史跡国泰寺跡整備計画」を策定し、本史跡における保存・活用を図ってきた。

しかし、計画策定から約 30 年が経過し、ガイダンス施設である厚岸町郷土館の老朽化等の課題も明らかとなってきた。

改めて計画対象範囲内の現状を確認することで、史跡の保存・活用上での課題を整理し、保存・活用にかかる方針を次章以降で決定したい。

第２節　保存管理の現状と課題

この節では、史跡における保存管理の現状と課題について記載する。

なお、下記のほか宗教活動にかかる要素については、宗教法人国泰寺により日常的な維持管理を行うが、指定地内の本質的価値を構成する諸要素等の変更に関わる活動については随時協議を行うこととする。

①　「本質的価値を構成する諸要素」の保存管理の現状と課題

①-1　江戸時代の遺構・遺物

○現状

・昭和 59 年（1984 年）の発掘調査の際に、本堂の礎石と推定される配石が４箇所検出されている。調査後、遺構はシートで養生し、埋め戻しが行われた。
第１次～第４次調査において、当該期の遺物が出土している。

○課題

・遺構・遺物ともに適切に保管・管理しているが、本堂等の江戸時代の遺構の位置や規模を把握するための継続的な調査・研究ならびに、より充実した公開展示や学校教育への積極的な活用を計画的に行う必要がある。

①-2　地蔵尊座像

○現状

・地衣類の繁殖が著しく、刻まれた文字の判読が困難になりつつある。

○課題

・定期的に見回りを行うなど、腐食等が著しい場合には宗教法人国泰寺と協力しながら適切に処置を施す必要がある。

①-3　近世墓（歴代住職墓所含む）

○現状

・地衣類の繁殖が著しく、墓標に刻まれた文字の判読が困難になりつつある。
・周囲に苔が繁殖し、景観を損ねている。

○課題

・定期的に見回りを行うなど、腐食等が著しい場合には宗教法人国泰寺と協力しながら適切に処置を施す必要がある。

①-4　老桜樹（町指定天然記念物）

○現状

・樹木の老化により、枝が年々減少している。

○課題

・樹木の専門家の診断を定期的に受け、極力現状を維持するとともに、価値の減失を防ぐため、後継樹の育成を進める。

①-5　色古丹松（町指定天然記念物）

○現状

・多少の枝の減少はあるものの、概ね良好な状態を維持している。

○課題

・樹木の専門家の診断を定期的に受診し、極力現状を維持する。

①-6　鉢植の李

○現状

・概ね良好な状態を維持しているが、指定等がされておらず、文化財としての価値の適切な保護が不十分である。

○課題

・国泰寺建立以来の樹木であるため、価値が減失しないように、町文化財指定に向けた取り組みを進める。

・樹木の専門家の診断を定期的に受診し、極力現状を維持する。

①-7　風除林（道有林）

○現状

・境内後背地付近の樹木自体は概ね良好な状態を維持しているものの、地盤が軟弱であることから土砂崩れ等が定期的に発生している。

・南側の大半の風除林に関しては、現況を十分に把握しきれていない。

○課題

・北海道釧路総合振興局森林室との連携を図り、現状を維持する。

・詳細な分布調査を行い、現況を把握する必要がある。

②　「本質的価値に準ずる要素（遺物は除く）」の現状と課題

②-1　第２次～４次発掘調査で検出された遺構

○現状

・発掘調査（現状保存）後、遺物へのき損防止のため、養生して埋め戻しを行い、現在は適切な保存環境が維持されている。

○課題

・過去の調査区で検出された遺構の分布範囲が明らかでないため、樹木の倒木等による遺構へのき損が懸念される。

③　「その他の要素　①史跡の保存活用に資する要素」の現状と課題

③-1　厚岸町郷土館（ガイダンス施設）

○現状

・国泰寺をはじめ、厚岸町の歴史や文化財に関する展示がなされている。

・築 55 年を超えていることから、老朽化が著しいため、施設管理上の安全面への懸念がある。

○課題

・国泰寺および円国泰寺跡に関する展示のさらなる充実を図る。

・館内のき損状況により、随時修繕を行いながら、来館者等への安全性を確保するよう努める。

③-2　史跡標識

○現状

・設置から期間が長く、老朽化が著しい。

・「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則した外観を満たしていない。

○課題

・現在の標識を撤去し、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則り、設置基準を満たした標識を設置する。

③-3　説明板（国泰寺跡）

○現状

・設置から期間が長く、不陸による傾きが生じている。

○課題

・撤去し、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則り、これまでの研究・調査成果を反映させた説明板を新たに設置する。

③-4　解説板（仏牙舎利塔）

○現状

・設置からの期間が長いことから、一部文字が剥がれており、内容を十分に伝えられていない。

○課題

・新たに解説板面を作成し、再設置する必要がある。

③-5　史跡を囲う柵

○現状

・柵の設置から期間が長いため、その多くが劣化しており、現状は柵としての機能をほとんど果たしていない。

○課題

・柵の内側である指定地内は芝生によって、十分に保護されていることから柵を撤去する。

③-6　その他の厚岸町が設置した解説板

○現状

・設置から期間が長く、老朽化が著しい。

○課題

・解説板を新設する必要がある。

④「その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」の現状と課題

本分類において、特に史跡整備に係る要素についてピックアップし、下に現状と課題を示す。

④-1　砂利敷道

○現状

・本堂へ向かう参道であると同時に、本史跡内を周遊するために必要な要素である。

○課題

・宗教法人国泰寺や参拝者による宗教活動に必要な要素であるため、現状を維持する。ただし、仏牙舎利塔前においては、過去の発掘調査で検出された遺構が地下保存されていることから、遺構復元表示整備にあたっては一部除去して、導線を変更する必要がある。

⑤「その他の要素③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素」の現状と課題

本分類において、特に史跡の保存管理を行う面で必要な要素をピックアップし、下に現状と課題を示す。

⑤-1　防火用水・ポスト（郷土館前）・仮設トイレ

○現状

・本史跡の本質的価値とは関係ない要素である。

○課題
・現在は使用されていないため、撤去する必要がある。

第３節　活用の現状と課題

本史跡は指定範囲が 13ha 以上となり広い面積を持つが、その多くは道有林で占められている。そのため、現在見学可能な史跡の本質的価値の要素は一部に過ぎない。

現在の国泰寺の山門前には、厚岸町郷土館があり、主に厚岸町の歴史や文化財に関する展示を行いながら、特に『日鑑記』のマイクロコピーなど国泰寺の歴史を理解するための展示も行っている。現状では、史跡国泰寺跡の本質的価値の顕在化が実施されていないため、当面は厚岸町郷土館において、国泰寺の本質的価値の説明を見学者に対して補足することが必要である。

このことから、厚岸町郷土館は国泰寺跡を理解するのに重要な位置を占めていることがわかる。そのため下記の通り、厚岸町郷土館および国泰寺における近年の利用状況を示すことで、今後のガイダンス施設の活用へのひとつの指針としたい。

１　厚岸町郷土館（ガイダンス施設）の利用状況

下の表が示すように、厚岸町郷土館の入館者数は、令和２年頃の新型コロナウイルスの感染拡大により一時的に閉館した時期もあるが、令和３年度以降は概ね増加傾向にある。この理由としては、令和２年度から入館料を無料としたことによる影響が大きいと考えられる。そこで、入館料が有料であった令和元年度と、新型コロナウイルスの影響が落ち着いてきた令和５年度の入館者数との比較を行ってみたところ、約 1.8 倍に増加していた。また、来館者は、桜が満開する春に本史跡内を訪れる観光客が多いが、夏～冬期においては多くの来館者が厚岸町郷土館と本史跡の両方を巡る傾向がみられる。

表４－１　厚岸町郷土館の過去５年間の入館者（単位：人）

年度	個人入館		団体入館		合計
	大人	幼・小中高生	大人	幼・小中校生	
令和元年度	870	83	8	71	1,032
令和２年度	863	72	118	128	1,181
令和３年度	1,143	77	134	43	1,397
令和４年度	1,418	81	86	33	1,618
令和５年度	1,365	102	330	102	1,899

表４－２　史跡国泰寺跡来場者および厚岸町郷土館入館者数

年度	史跡国泰寺跡来場者		厚岸町郷土館入館者			【参考】厚岸町への観光入込客数		
	車両台数（台）	人数（人）	全体（人）	有料入館者（人）	無料入館者（人）	全体（人）	道内客（人）	道外客（人）
平成元年度						525,500	427,300	98,200
平成２年度						514,000	416,100	97,900
平成３年度						523,700	426,100	97,600
平成４年度						533,000	446,100	86,900
平成５年度						553,100	453,700	99,400
平成６年度						655,600	544,400	111,200
平成７年度						634,000	526,600	107,400
平成８年度						627,700	521,600	106,100
平成９年度						622,500	517,200	105,300
平成１０年度						599,300	497,900	101,400
平成１１年度						629,200	522,800	106,400
平成１２年度						576,300	478,800	97,500
平成１３年度						550,300	456,900	93,400
平成１４年度						513,700	427,000	86,700
平成１５年度						518,900	431,200	87,700
平成１６年度			1,932	1,493	439	491,200	408,200	83,000
平成１７年度			1,420	1,027	439	442,600	367,900	74,700
平成１８年度			1,477	1,085	392	429,300	356,900	72,400
平成１９年度			1,114	896	218	369,200	335,900	33,300
平成２０年度			1,441	1,156	285	348,300	313,000	35,300
平成２１年度			1,490	995	495	332,400	295,300	37,100
平成２２年度			1,193	960	233	351,000	311,100	39,900
平成２３年度			917	641	276	312,200	280,900	31,300
平成２４年度			944	652	292	386,700	290,900	95,800
平成２５年度	1,886	4,135	852	669	183	382,000	285,500	96,500
平成２６年度	1,909	3,694	780	576	204	405,200	301,600	103,600
平成２７年度	1,164	2,916	818	540	278	422,000	310,800	111,200
平成２８年度	1,103	2,860	839	583	256	414,600	309,100	105,500
平成２９年度	1,077	2,886	941	695	246	449,100	330,700	118,400
平成３０年度	1,186	2,729	1,099	592	507	430,200	314,100	116,100
令和元年度	1,066	2,276	1,032	614	418	419,000	301,900	117,100
令和２年度	1,015	2,276	1,181		1,181	280,800	198,200	82,600
令和３年度	1,478	2,724	1,397		1,397	293,300	207,300	86,000
令和４年度	1,286	2,615	1,618		1,618	400,400	301,400	99,000
令和５年度	1,042	2,445	1,899		1,899	427,100	323,000	104,100

2　史跡の公開・活用状況

本史跡は町民が郷土の歴史を学ぶことができる場所であると同時に、宗教法人国泰寺が管理する土地でもある。また、この史跡は江戸時代の幕藩体制における北方の縁辺地における、和人とアイヌ民族との社会的関係や、さらには、外界世界との接触といった歴史を知ることができるため、本史跡が有する意義を公開・活用を通じて提示する必要がある。

本節では、本史跡の公開・活用状況を、①「公開の状況」、②「諸施設の状況」、③「立案・宣伝の状況」に整理し、それぞれの現状と課題を示す。また、③「立案・宣伝の状況」はその手法や性質に基づき、③-1「普及活動」、③-2「解説活動」、③-3「教育活動」、③-4「情報発信」、③-5「事業連携」に細分する。

①　公開の状況

○現状

・本史跡は年間を通して、無料で一般公開している（郷土館は4月～11月の季節的開館）。

・宗教活動のために訪れる檀家のほか、桜の季節や学習・見学目的で訪れる観光客、町内外の見学客による自然観察など、多様な目的で活用されている。

・過去に実施された発掘調査によって明らかにされた本質的価値が十分に顕在化されていないため、史跡を来訪しただけでは、その価値を理解することが難しい。

○課題

・宗教活動による公開範囲の設定や明示が行われておらず、私有地の立ち入りや私有財産への影響が懸念される。

・史跡地内が桜の名所としても知られていることから、遺構の確認されない境内地外に後継樹となる桜を植樹する。

・発掘調査（第1次調査で検出された遺構）によって明らかにされた本質的価値を顕在化するため、地表面から遺構の状況が理解できるような整備を行う必要がある。

②　諸施設の状況

○現状

・本史跡内に存在する樹木や各種構造物などの解説板等を各所に設置している。

・公衆トイレや東屋など来館者が利用できる便益施設が、史跡地内に存在しない。

○課題

・本計画により定めた本質的価値に基づく解説板などの新設や内容の更新を行う必要がある。

・史跡近隣に町営の湾月さわやかトイレが設置されているため、史跡の導線や利用方法のルールを定めるため、関係部局と調整を行う必要がある。

③　立案・宣伝の状況

③-1　普及活動

○現状

・厚岸町海事記念館等において、本史跡にかかる展示会や講演会、関係古文書に関する教室を随時行っている（過去に行った事業については79頁表を参照）。

○課題

・庁内の観光部局や関心のある団体との協力を行い、人々の交流や協働につながる企画を立案し、実行する必要がある。

・『日鑑記』に残された四季折々のイベントを再現し、往時の国泰寺の生活を知るための催しを行う。

③-2　解説活動

○現状

・観光ツアー等で史跡国泰寺跡および厚岸町郷土館（ガイダンス施設）が利用され、本町学芸員により随時解説が行われている。

○課題

・研修の機会を設け、一般町民による解説などもできるように検討を行う必要がある。

・町内小～高等学校と連携し、児童・生徒に向けて、史跡を理解するための授業を随時行う必要がある。

③-3　教育活動

○現状

・町内外の小学校児童が宿泊研修の一環として、本史跡や厚岸町郷土館を会場とした解説が本町学芸員により行われている。

○課題

・学校側の需要に応じられる学習用ツールの整備が必要である。

③-4　情報発信

○現状

・厚岸町郷土館（ガイダンス施設）内で本史跡の概要を示した解説シートを作成し、認知度及び理解度の向上を図っている。

○課題

・解説シートの本史跡に対する記述が少ないため、内容の充実を図る。

③-5　事業連携

○現状

・蝦夷三官寺みらいネットワーク（本町・伊達市・様似町）により、本史跡を含む蝦夷三官寺に関するパンフレットやガイドブックを作成しているほか、パンフレットを蝦夷三官寺のほか3市町の関係博物館で配布するなどの市町連携を行っている（78 頁図）。

・令和4年度（2022 年度）に、北海道立釧路芸術館主催での特別展「厚岸・国泰寺の 200 年 祈りの造形（かたち）　地域の記憶」（後援：厚岸町・厚岸町教育委員会、協力：厚岸町海事記念館・厚岸町郷土館）の開催にあたって、本史跡に関する資料等を宗教法人国泰寺および厚岸町郷土館から貸し出す等の協力を行った。

○課題

・厚岸観光協会などとの連携を図り、パンフレットやガイドブックを各観光施設等に配布し、更なる周知に努める必要がある。

・近隣市町村の博物館施設との連携を強化し、本史跡に関する特別展等を実施する必要がある。

第4節　これまでの整備における現状と課題

本史跡においては、現在までに国庫補助を用いた山門・中門の修復事業や側溝蓋の設置事業を実施してきた。これらの現状と課題については以下のとおりである。

①　山門・中門

○現状

・修復事業を平成 23・24 年度（2011・2012 年度）に実施し、宗教活動および史跡内の環境として適切に処置を施した。

○課題

・すでに修復から 10 年余が経過し、今後も宗教法人国泰寺および厚岸町教育委員会によって適切に維持管理と修繕を適宜行い、良好な状態を維持するよう努める。

② 側溝

○現状

・令和２年度（2020 年度）に側溝蓋を設置し、史跡指定地内の環境を適切に保っている。

○課題

・蓋の材質が木製であるため、現状は問題ないが、将来的に腐食等の劣化が懸念される。

第５節　活用の現状と課題

○現状

現在、史跡内の見学について、境内地の立ち入りの制限は行っていない。解説等の問い合わせについては、厚岸町海事記念館で受け付けている。本堂は現在、住職が常駐していないため、宗教法人国泰寺によって管理が行われている時間帯（午前８時～午後３時）のみ立ち入りが可能である。庫裡や納骨堂、龍王殿等の建物内部の一般公開は行っていない状況である。

本堂を除く建物内部は、宗教法人国泰寺との協議の上で立ち入りが可能であるが、基本的には生活空間であることから一般見学は認められていない。

本堂内部には、「蝦夷三官寺みらいネットワーク」で作成したパンフレットやスタンプラリーの台紙が設置してあり、明治時代以降に寄贈された六道絵が展示されているほか、初代住職文翁像等が内陣に鎮座している。

○課題

境内地の解説については、現在厚岸町海事記念館の学芸員が対応しているところであるが、学芸員の所管施設が複数に渡ることから、多くの問い合わせがあった場合には職員対応が難しい場合もある。そのため、厚岸町郷土館（ガイダンス施設）の展示の充実や説明板の整備に加え、ガイドの育成などが必要となる。

第６節　情報提供の現状と課題

○現状

厚岸町海事記念館及び厚岸町郷土館ホームページや厚岸町が発行する観光パンフレット、「蝦夷三官寺みらいネットワーク」で作成したパンフレット等で国泰寺跡の価値や歴史について情報発信を行っている。

町内小学校の総合的学習内で、町（郷土）の歴史を学ぶ中で、史跡やその周辺の歴史について例年授業を実施している。また、転入教職員に向けて、文化財や史跡の価値についても例年解説を実施し、周知に努めている。

○課題

今後は、X や Facebook 等の SNS を活用し、より広い範囲での情報発信の充実が求められる。

町内小学校のみでなく、町外の学校や高校・大学の生徒・学生に向けても、授業等を通じて史跡の内容や価値を随時発信する必要がある。

第７節　運営体制の現状と課題

○現状

本史跡の運営は、厚岸町教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係が所管し、境内地の指定文化財の定期的な見回りや見学希望者への対応を行っている。また、境内地の日常的

な管理や現在の本堂・庫裡の管理は宗教法人国泰寺が行っている。道有林の管理に関しては北海道釧路総合振興局森林室が行い、境内地に近い箇所に関しては大規模な治山工事等が生じた際には厚岸町教育委員会との連携を図っている。

本史跡の取扱いについては、随時「厚岸町文化財専門委員会」で協議を行うほか、文化庁や北海道教育委員会、有識者などからの指導を得ている。

○課題

史跡の適切な保存管理体制として、教育委員会や宗教法人国泰寺だけでなく、観光やまちづくりなど、庁内の様々な部局や関連団体、有識者などとの連携を積極的に行う必要がある。

また、町民の史跡への愛着を深め、町民が史跡に対して理解と誇りをもって関わりをもつことのできる持続的な管理運営に向けて、各種事業等の開催のほか、史跡の案内・解説など、史跡の管理運営への幅広い町民が参加し、官民一体の運営体制をつくりあげる必要がある。



図4-1　蝦夷三官寺スタンプラリー
（蝦夷三官寺みらいネットワーク作成）



図4-2　蝦夷三官寺パンフレット
（蝦夷三官寺みらいネットワーク作成）

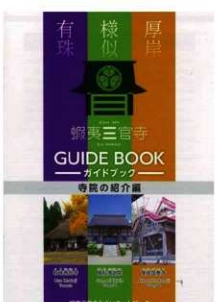


図4-3　蝦夷三官寺ガイドブック（寺院の紹介編）
（蝦夷三官寺みらいネットワーク作成）

表4－3　過去に実施した国泰寺関連事業

年度	事業名（展示名）	実施場所	講師	備考
平成16年度	史跡国泰寺～厚岸と蝦夷地寺院～	厚岸町郷土館	－	北の大地に200年～史跡国泰寺歴史フォーラムの一環として
	『史跡国泰寺資料集』学習会	本の森厚岸情報館	厚岸町海事記念館学芸員	
	古文書教室－『日鑑記』に親しむ－	厚岸町役場	釧路公立大学　高嶋弘志 氏	
	「北の大地に200年～史跡国泰寺歴史フォーラム～」記念講演会・シンポジウム	本の森厚岸情報館	道都大学　田端宏 氏 釧路短期大学　佐藤宥紹 氏 釧路公立大学　高嶋弘志 氏　ほか	
平成19年度	古文書教室「国泰寺の春・夏」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
平成20年度	古文書教室「国泰寺の年中行事-秋-」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
平成21年度	文化財歴史講演会－文化財整備のハードとソフト その形と意味－	本の森厚岸情報館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	国泰寺時・正行寺本堂にかかる整備について
	古文書教室「国泰寺の師走天保２年」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史教室	厚岸町海事記念館	厚岸町海事記念館学芸員	国泰寺に関係する講演 ⇒「『日鑑記』に見る地震・津波」 ⇒「第二次幕府直轄期の厚岸」
平成22年度	古文書教室「国泰寺記録解読－日本型生活様式を読む(1)－」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史教室	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「厚岸町の文化財～そのメッセージと活かす道」
平成23年度	古文書教室「国泰寺記録解読－日本型生活様式を読む（災害）」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史講演会	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「文化財を活かした地域活動～法施行六十周年，博物館の役割と期待～」
平成24年度	古文書教室「蝦夷地寺院の格式を読む」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史講演会	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「史跡・重要文化財と学習者ネットワーク～整備の新しい方向～」
	文化財歴史教室	厚岸町海事記念館	厚岸町海事記念館学芸員	国泰寺に関係する講演 ⇒「幕末の厚岸～諸資料からみる仙台藩領期」
平成25年度	古文書教室「史料の中のアツケシ」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
平成26年度	古文書教室「国泰寺と地域～三世 国泰寺住職雑記草案（抄）」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史講演会	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「（寺域）十町四方～史跡を環境から考える～」
平成27年度	古文書教室「出家の人事～国泰寺三世住職『国泰寺住職雑記草案 乾』～」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史講演会	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「史跡景観に『里山思想』を読む」
平成28年度	古文書教室「蝦夷地寺院の公用記録～権威・格式・法務～」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
	文化財歴史講演会	本の森厚岸情報館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「地域で物語～史跡・重文に意味を読み解く～」
平成29年度	文化財歴史講演会	本の森厚岸情報館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	講演タイトル「想像力と想像性～育てる国史跡・重要文化財～」
平成30年度	企画展「蝦夷三官寺～国泰寺～」	厚岸町海事記念館	－	北海道遺産選定記念関連事業
	講演会「蝦夷三官寺～国泰寺～」	厚岸町海事記念館	厚岸町海事記念館学芸員	
令和元年度	講演会「北海道遺産～蝦夷三官寺 厚岸国泰寺の歴史」	本の森厚岸情報館	北海道大学アイヌ・先住民センター 佐々木利和 氏	北海道遺産選定記念関連事業
令和２年度	古文書教室「ネモロ場所運勤記録を読む」	厚岸町海事記念館	釧路短期大学　佐藤宥紹 氏	
令和３年度	企画展「北海道遺産 蝦夷三官寺巡回パネル展」	だて歴史文化ミュージアム 様似町中央公民館 厚岸町海事記念館	－	主催：蝦夷三官寺みらいネットワーク 協力：伊達市教育委員会，様似町教育委員会、厚岸町教育委員会
令和４年度	文化財歴史講演会	本の森厚岸情報館	北海道立釧路芸術館　熊谷麻美 氏	講演タイトル「美術史の観点からみた国泰寺関係資料」
	特別展「厚岸・国泰寺の200年 祈りの造形 地域の記憶」	北海道立釧路芸術館	－	主催：北海道立釧路芸術館 後援：厚岸教育委員会 協力：景運山国泰寺，厚岸町海事記念館，厚岸町郷土館
	厚岸歴史講座	本の森厚岸情報館	厚岸町海事記念館学芸員	主催：一般社団法人北海道中小企業家同友会くしろ支部 講演タイトル「知の交差点・厚岸①～江戸時代～」
令和５年度	厚岸歴史講座	本の森厚岸情報館	厚岸町海事記念館学芸員	主催：一般社団法人北海道中小企業家同友会くしろ支部 講演タイトル「蝦夷三官寺国泰寺建立にみる厚岸」

第５章　大綱・基本方針

第１節　大綱

本史跡は、江戸時代末期の東蝦夷地において建立された臨済宗の寺院であり、当時の幕藩体制や国外との関わりにおいて重要な位置を占めている。現在の北海道東部において当時代に建立された寺院は国泰寺が唯一であり、往時のたたずまいが良く保存されていることから史跡に指定された。

しかし、本堂の度重なる建て替えや近代以降の宗教法人活動により、江戸時代の本質的価値がわかりにくい。しかし、国泰寺は江戸時代から現代まで連綿と宗教活動を続けてきた寺院であり、現在の境内の姿も時代とともに歩まれてきたものであることから、歴史的にも宗教活動的にもよく馴染んだ景観を形づくっている。そのため、本史跡の大綱としては、現在の境内の姿を残しつつも、往時の官寺の本質的価値を理解するための復元整備を進め、適切な活用を行いながら、官民連携に基づいて運営するものとして下記に示す。

大綱

1　保存管理

幕末の東蝦夷地における歴史を伝える国泰寺の本質的価値の確実な保存と維持管理を図る。

2　活用

特色ある歴史と環境を最大限に生かして多様な目的をもった来訪者にわかりやすく、本質的価値と歴史的意義を伝える活用を図る。

3　整備

本質的価値の顕在化と歴史的意義が理解しやすい整備を行う。

4　運営体制

官民の密接な連携に基づく運営を行う。

第2節　基本方針

第1節の大綱を実現するため、保存管理、活用、整備、運営体制について基本方針を示す。また、第6章以降では、本節で示した大綱や基本方針に沿って、方向性や具体的な方法を述べていくこととする。

①　保存管理のための基本方針

ガイダンス施設である厚岸町郷土館へ適切な人員配置を行い、日常的な維持管理業務の中で本史跡の本質的価値を保存するとともに、定期点検を通して管理の質の向上に努める。

②　活用のための基本方針

様々な事業の実施を通して、本史跡の本質的価値が後世へ引き継がれる環境づくりを推進する。

③　整備のための基本方針

発掘調査の成果に基づき、本質的価値の更なる顕在化と本史跡の持つ歴史的意義を理解できる整備を行う。

また、現在の宗教活動や特異な立地環境に配慮した整備を行うことを意識する。

④　運営体制の基本方針

史跡の管理団体である厚岸町を中核に、庁内各課や地域住民などとの連携を強め、後世まで引き継がれる官民一体の運営体制を確立する。

第６章　保存管理

第１節　「保存管理計画」との関係と保存管理の方向性

本史跡については、平成５年度に策定された『史跡国泰寺跡保存管理計画策定事業報告書』（以下、保存管理計画という）をもとに現在保存管理が行われている。しかし、策定から30年以上が経過していることから、現状との整合性が取れていない点も見受けられる。

そこで改めて、「保存管理計画」の内容を見直し、今後の本史跡における保存管理方針を定めていきたい。

まずは、「保存管理計画」に記載された国泰寺跡指定地内の７つの方針について、それぞれに関する記述を引用したものを以下に示す。

a. 国泰寺の立地と風除山林

国泰寺の南側後背地には「根室段丘」の一部をなす丘陵地があり、寺はその丘陵を北向きに刻んだ沢の開口部にあって、海風が吹ぎる立地となっている。寺領は「十町四方風除山林」をもっていたとされるが、現在の国泰寺背後の丘陵は二次林の様相を呈しているので、できる限り潜在自然植生に近い植生を回復させるように努める。

b. 遺跡調査の継続実施

国泰寺は創建以来、現在に至るまでに６回の建替えが行われたとされているが、現在のところ、そのすべてを詳らかにする文献資料は得られていない。比較的明らかなのは、２回目（天保年間）であり、また現地の遺跡発掘調査も局所的にしか行われていないので、今後とも資料調査・遺跡発掘調査を継続的に行い、新たな情報が得られた場合には、必要に応じて基本構想の手直しを行うこととする。

c. 当面の保存・管理方針

現在の国泰寺本堂および庫裡は、昭和60年（1985年）に改築がなされ、その位置および方向は、基本的に明治44年（1911年）改築のものを継承したものであるが、最近、明治後期以前の本堂・庫裡の位置および方向は、現在と異なっていたことが明らかにされた。しかし、歴史的事実を尊重するために現状の建物の位置および方向を否定することは現実的ではないので、次期の改築期を迎えるまでの間は、現状の本堂および庫裡を肯定して保存管理を行い、明治後期以前の遺構は、現地標識によって平面的表示を行うこととする。

d. 将来の保存・管理方針

現在の国泰寺は東北向きであるが、創建当初から明治43年（1910年）にいたるまでの国泰寺は、西北向き（海の方向が正面）で、位置も現在より南東部だったとされた。これは厚岸湾の奥に位置しバラサン岬の陰にあたるこの地域が、天然の良港であり、厚岸場所が海を中心として栄えたのに対して、明治以降には「真龍」方向の陸上交通の便が開け、市街地も厚岸湖口をはさんで南北方向に発展したので、国泰寺も市街地方向に向きを変えたものと思われる。しかし、歴史的風土を尊重すれば、国泰寺の方向も、明治以前のたたずまいに戻ることが望ましいので、将来は明治以前の姿が再現できるように努める。

e. 私的生活空間の分離

歴史的事実を尊重した庫裡などを整備すると、現代生活を営む関係者の私的生活空間が不便をきたす場合もあると予想される。その場合は、本堂および庫裡と、私的生活空間を分離することも検討する。

f. 境内の環境整備

国泰寺境内には、色古丹松・老桜樹をはじめ多くの古木があるので、その保存に努めるとともに、後継樹木の育成に努める。また国泰寺は隣地の厚岸神社とともにサクラの名所となっているので、サクラの保存育成にも配慮する。なお、国泰寺背後の丘陵から流出する土砂を制御するため、治山治水に努める。

g. 国泰寺背後の丘陵部の利用

国泰寺の背後の丘陵は、「a. 風除山林」で記したように自然林の育成に努めるが、同時に、龍王殿をへて丘陵部に達する探勝歩道や、展望休憩舎などを整備する。

これらの「保存管理計画」の７つの方針については、現状を踏まえた対応が求められる。「a. 風除山林」に関しては、現在道有林であるため北海道釧路総合振興局森林室（以下、森林室という）との連携をとりながら、管理を行うこととする。「b. 遺跡調査」は必要に応じて実施することとする。「c. 当面の保存・管理方針」は、現在の状況に即して実施することとし、詳細は後述する。「d. 将来の保存・管理方針」は、史料調査を継続し、「明治以前のたたずまい」について引き続き検討する。「e. 私的生活空間の分離」は、引き続き史跡と宗教法人及びその関係者との分離を行うこととする。「f. 境内の環境整備」は、「本質的価値を構成する要素」である色古丹松や老桜樹に関しては、引き続き保存に努めるとともに、桜の後継樹の育成についても検討を行う。「g. 国泰寺背後の丘陵部の利用」は、「a」と同様に森林室との連携をとり、管理を行う。

また、近年では本史跡の環境が大きく変化している。特に鹿害等の影響により、厚岸神社側の斜面の崩落等が発生している。その他にも、近年の地震等の自然災害が境内や遺構に与える影響も懸念されることから、次のような保存管理の方向性を定める。

① 本史跡の本質的価値が損なわれないように、日常的な維持管理業務の中で、境内や遺構などの状況変化や災害などによる影響を的確に把握する。

② 関連法令の所管課や地域住民との情報共有により、来訪者の安全性が保たれるように問題箇所や危険箇所の早期発見と注意喚起に努める。

③ 現状変更等の行為への取扱方針を関係者間で共有し、速やかに連絡調整が行える体制を築く。

第２節　保存管理の方法

① 日常的な維持管理業務及び応急措置

目視により変化の確認などを行いながら、必要に応じて各種調査を実施して本質的価値および環境の保全に努める。

維持管理業務において異常が確認された際には、速やかな応急措置を講じるとともに、必要な調査などを行い、被害の拡大を防ぐ。

② 連絡調整体制

異常の予兆を発見し、もしくは実際に発生を確認した場合の情報共有の手順などを関係者間で定める。

③ 工事などによる抜本対策

応急措置で対応できない場合は、各種調査結果や専門家の意見に基づき、補修や改修などの工事を行う。

④ 指導や助言

応急措置や補修および改修工事などに際しては、文化庁および北海道教育委員会の指導や助言を受ける。

第3節　要素別の保存管理の方法

本史跡を構成する諸要素の保存管理の方法を、第3章で整理した諸要素の分類に沿って示す。構成要素と保存管理の方法については、以下表に示す。

表6-1　「A 本質的価値を構成する要素」（地形を除く）の保存管理の方法

要素	保存管理の方法
江戸時代の本堂 （礎石、礫など）	・地下保存した遺構を維持し、保存に影響を及ぼす危険性がある要因は取り除いたうえで、遺構表示を行う。 ・定期的な目視点検に基づく状況把握を行い、地震の発生など異常時には状況を記録し、要因の把握と保存の措置を講じる。
江戸時代の出土・埋蔵遺物	・適切に保管・管理するとともに、調査・研究ならびに公開展示などの活用を行う。
地蔵尊座像 仏牙舎利塔 近世墓 （歴代住職墓所含む）	・定期的な目視点検に基づく状況把握を行い、破損など異常の発見時には状況を記録し、要因の把握と保存の措置を講じる。
老桜樹 （町指定天然記念物）	・定期的に樹木の診察を行い、現状を維持するとともに、後継樹の育成を進める。
色古丹松 （町指定天然記念物） 鉢植の李	・定期的に樹木の診察を行い、現状を維持する。
風除林（道有林）	・北海道釧路総合振興局森林室との連携を図り、定期的に現状の把握に努め、斜面の崩落など異常の発見時には状況を記録し、要因の把握と保存の措置を講じる。遺構の存在する可能性があることから、現況把握のための踏査調査を行う。

表6-2　「B 本質的価値に準ずる要素」（遺物は除く）の保存管理の方法

要素	保存管理の方法
第2次～第4次発掘調査で検出された遺構	・地下保存した遺構の保存環境を維持し、影響を及ぼす危険性がある要因は取り除く。

表6-3　「C その他の要素 ①史跡の保存活用に資する要素」の保存管理の方法

要素	保存管理の方法
厚岸町郷土館 （ガイダンス施設）	・本史跡のガイダンス施設として、常に最新の調査に基づいた調査成果を展示し、史跡の本質的価値の発信に努める。 ・資料の展示および収蔵環境の維持に努める。 ・当面、現状のまま維持管理を行いながら運営を行う。 ・なお、老朽化が著しい場合には、施設の修繕を実施する。

表6-3　「C その他の要素 ①史跡の保存活用に資する要素」の保存管理の方法(続き)

要素	保存管理の方法
史跡標識	・老朽化が著しいため、新たな標識を設置する。
解説板 （北海道遺産蝦夷三官寺）	・現状を維持し、必要に応じて説明内容の追加や補修などの措置を講じる。
説明板（史跡国泰寺跡）	・老朽化が著しいため、新たに作成し、設置する。
解説板（仏牙舎利塔）	
解説板（色古丹松）	
解説板（神明宮跡）	
石柱 （神明宮跡）	・定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、破損などが確認された場合には修繕等の措置を講じる。
側溝	・定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、破損・腐食等の差異には修繕塔の措置を講じる。
史跡を囲う柵	・町道と史跡範囲（修景ゾーン）の可視化を行うため、新たに柵の設置を行う。

表6-4　「C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」の保存管理の方法

要素	保存管理の方法
本堂	・宗教法人の意向に基づき、必要な場合には所有者が建替・修繕などの措置を講じる。
庫裡	
納骨堂	
龍王殿	
龍王殿登り階段	
説明板 （龍王殿登り階段）	
山門	・定期的な目視点検を行い、必要な場合には修繕等の措置を講じる。
山門付属屋根	
中門	
中門附属屋根	
三十三観音堂	・随時目視点検による状態把握を行い、必要な場合には所有者が保護等の対策を講じる。
石柱（三十三観音堂）	
馬頭観音堂	
灯篭（龍王殿）	
魚魂碑	
石柱（仏牙舎利塔移転）	
不夜燈（仏牙舎利塔）	
灯篭（仏牙舎利塔前）	
石柱（馬頭大神）	
池	
石橋、石柱（池）	
電燈（境内）	・必要なインフラであることから現状を維持し、所管組織とは取扱いや現状変更時の情報共有を徹底する。
砂利敷道	・定期的な目視点検に基づく状態把握を行う。

表6－4 「C その他の要素 ②明治時代以降の国泰寺にかかる要素」の保存管理の方法(続き)

要素	保存管理の方法
掲示板 石製階段 木製階段	・随時目視点検による状態把握を行い、必要な場合には所有者が保護等の対策を講じる。
プレハブ	・現状を維持し、所有者が修繕等の措置を講じる。
電柱（境内）	・必要なインフラであることから現状を維持し、所管組織と取扱いや現状変更時の情報共有を徹底する。
貯水桝 井戸	・現状使用されていないが、宗教法人の所有物であるため、今後の対策等は宗教法人の意向に基づくこととする。
落葉広葉樹林（桜を含む）	・定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、危険個所や遺構への悪影響が確認された場合には伐採等の処置を検討する。

表6－5 「C その他の要素 ③厚岸町及びその他個人・団体が設置した要素」の保存管理の方法

要素	保存管理の方法
ポスト 防火用水 仮設トイレ	・現状は使用されていないため、順次撤去する。
民家	・個人の権益を踏まえつつ、原則として現状維持を徹底することで地権者の了解を得ていく。土地の処分等があった場合には、公有化を検討する。
ピースポール	・当面は現状を維持し、製作者または所有者が判明した時点で協議を進める。
アッケシソウ栽培地	・定期的な目視点検に基づき、現状を維持する。
アイヌ忠魂碑	・定期的な目視点検に基づく状態把握を行い、厚岸アイヌ協会との協議の上、保存管理の方法を検討する。
プレハブ	・当面は現状を維持するが、史跡の保存に影響を及ぼす場合には撤去を検討する。
電柱（郷土館前） 水道管（境内前）	・必要なインフラであることから現状を維持し、所管組織と取扱いや現状変更時の情報共有を徹底する。

第４節　保存管理における地区区分および現状変更許可等の取扱基準

１　保存管理における地区区分と取扱方針

前節で整理した史跡指定地内に存在する各構成要素の保存管理を適切に行うために、５つのゾーンに区分し（図６－１）、現状変更の取扱いについて基準を定める。以下、それぞれのゾーンについて内容と取扱い方針について示す。

○ガイダンスゾーン

・ゾーンの内容

厚岸町郷土館およびその前庭をガイダンスゾーンとする。史跡に訪れる人のためのガイダンス機能と駐車スペースを有する。

・取扱い方法

厚岸町郷土館は老朽化が進んでいるが、当面は館内のき損状況により、随時修繕を行いながら来訪者の安全確保に努めるとともに、草刈り・除雪等の日常的な管理を行う。

○修景ゾーン

・ゾーンの内容

厚岸町郷土館の後背地を修景ゾーンとする。樹木の植樹や様々なイベントの際のスペースとする。

・取扱い方法

草刈り等の日常的な管理を行う。

○境内地ゾーン

・ゾーンの内容

宗教法人国泰寺の寺有地のうち、墓域までの境内を境内地ゾーンとする。史跡の本質的価値を構成する要素が多く点在する。

・取扱い方法

政教分離に配慮しながら、史跡に関わる構成要素の管理を行う。

○宅地ゾーン

・ゾーンの内容

寺有地以外の民有地を全て宅地ゾーンとする。民家は全て現在も居住している。

・取扱い方法

民家であることから、土地所有者に配慮し、現状を維持する。

○風除林ゾーン

・ゾーンの内容

道有地および宗教法人国泰寺の所有する墓域の後背地を風除林ゾーンとする。

・取扱い方法

北海道釧路総合振興局森林室と協議の上、現状を維持する。道有林に面する海岸線に影響が生じた場合には、厚岸町水産農政課を通じて北海道釧路総合振興局建設管理部へ連絡を行う。

２　現状変更等についての概要

文化財保護法第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）において、史跡指定地で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」とする。）をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受けなければならないと求められている。

ただし、同法第184条第１項二（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）では影響が軽微なものについて北海道教育委員会に許可権限が、同法第184条の二（認定市町村の教育委員会が処理する事務）では認定市町村の教育委員会に許可権限が与えられている。

また、北海道教育委員会は、北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例第２条の定めるところにより、町村教育委員会に権限を委譲することができるが、厚岸町においては現状では権限の委譲を求めていない。

そのため、現状変更等を計画する事業者は、事前に厚岸町教育委員会に連絡し、その影響について協議を行い、必要に応じて現状変更申請に関する手続きをとることとなる。

３　現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地におけるゾーンごとの現状変更取扱基準は 90 頁（表６－６）のとおり整理した。また、本史跡指定範囲内について、現状変更の許可を要する行為および許可を要しない行為については 91 頁（表６－７）の通り整理した。史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、「文化財保護法」第 125 条の規定により文化庁長官あてに現状変更許可申請書を提出して許可を得ることが必要であり、「文化財保護法施行令」第５条第４項により都道府県教育委員会に届け出ることとなっている。

ただし、表６－７以外の他の行為であっても、現状変更の許可を要する行為であると厚岸町教育委員会が判断した際は、必要に応じて文化庁および北海道教育委員会と都度協議を行うこととする。

現状変更の許可を要しない行為のうち、災害・事故等で史跡にき損が生じた場合には、「き損届」（文化財保護法第 118 条）を、それらを復旧しようとする場合には「復旧届」（文化財保護法第 127 条）を、文化庁長官に提出する必要がある。

また、災害時などの対応方法として現状変更等の許可を要しない行為のうち、自然災害のために必要な応急措置をとるまでの連絡・通報・報告などの体制については 92 頁（図６－２）のとおりとする。



図6－1　史跡指定地内のゾーン区分

表6-6　ゾーンごとの現状変更等の取扱基準

		ガイダンスゾーン	修景ゾーン	境内地ゾーン	宅地ゾーン	風除林ゾーン
地区概要		公有地（町有地）地区。 ガイダンス機能を持つ厚岸町郷土館や現在主に駐車場として利用している砂利敷道が敷設されている。	公有地（町有地）地区。 現在は宅地となっている。	民有地（寺有地）地区。 現在の境内や本堂・納骨堂が存在。 遺構及び史跡景観が維持されている。	民有地地区。 現在も居住者が存在する。	公有地（道有地）地区。 道有林が存在する。
基本方針		・将来的に史跡の整備・公開を図る。 ・原則として史跡の整備活用以外の現状変更は認めない。	・将来的に史跡に関する活用事業を行う。	・宗教法人国泰寺との協議のもと、政教分離に配慮し、将来的に史跡の整備・公開を図る。	・地区住民の居住・生業を尊重し、基本的に改変等は行わない。	・北海道釧路総合振興局森林室との連携を図り、道有林および史跡の保全を行う。
現状変更に対する取扱方針	発掘調査	・発掘調査は、史跡の保存管理または整備活用の目的に限り実施を認める。	・発掘調査は、史跡の保存管理または整備活用の目的に限り実施を認める。	・発掘調査は、史跡の保存管理または整備活用の目的に限り実施を認める。	・発掘調査は、地区住民と協議の上、史跡の保存管理または整備活用の目的に限り実施を認める。	・発掘調査は、史跡の保存管理または整備活用の目的に限り実施を認める。
	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	・史跡の保存管理、整備活用にかかるもの以外の現状変更は原則として認めない。 ・防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	・史跡の保存管理、整備活用にかかるもの以外の現状変更は原則として認めない。 ・防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	・防災上必要な行為について、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	・地区住民の住宅等の新築、増築又は改築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、遺構等に影響を及ぼさない必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。	・防災上必要な行為について、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修・除却	・史跡の保存管理、整備活用に必要な施設以外の現状変更は原則として認めない。ただし、宗教法人を含む地区住民の生業の継続に必要なインフラ（水道・電気など）の敷設については、既に発掘調査が実施された箇所に限り、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。 ・ガイダンス施設の改修は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状および色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。	・原則として認めない。	・原則として認めない。ただし、宗教法人にかかる建築物の設置・改修・除却にあたっては、既に発掘調査が実施された箇所であり、かつ史跡に及ぼす影響を最小限度にとどめる形で認める。	・地区住民の居住・生業にかかる建築物に関しては、厚岸町教育委員会と協議の上、既に発掘調査が実施された箇所であり、かつ史跡に及ぼす影響を最小限度に留める範囲で認める。	・道有林の管理にかかるものに限り、既に発掘調査が実施された箇所であり、かつ史跡に及ぼす影響が必要最小限に留めるものであれば、新設を認める。
	工作物の設置・改修・除却	・設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災にかかるものおよび地区住民の居住・生業の継続に必要なもの以外認めない。 ・宗教法人を含む地区住民の生業の継続に必要なインフラ（水道・電気など）の敷設については、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。	・史跡の保存管理、整備活用に必要な工作物以外の現状変更は原則として認めない。ただし、既設の工作物の除却に対しては、史跡に及ぼす影響を最小限度にとどめる形で認める。	・宗教法人を含む地区住民の生業の継続に必要なインフラ（水道・電気など）の敷設については、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。	・地区住民の居住・生業にかかる工作物に関しては、厚岸町教育委員会と協議の上、史跡に及ぼす影響を最小限度に留める範囲で認める。	・道有林の管理にかかるものに限り設置、改修、除却を認める。ただし、史跡に及ぼす影響を必要最小限とすること。
	道路（道路附属物を含む）	・新設は認めない。	・新設は認めない。	・新設は認めない。	・地域住民の住環境上、必要な道路に限り、厚岸町教育委員会と協議の上、史跡に及ぼす影響を最小限度に留める範囲に限り、新設を認める。	・道有林の管理にかかる道路に限り新設を認める。ただし、史跡に及ぼす影響を必要最小限とすること。
	森林管理	・除伐・間伐は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災にかかるものに限り認める。	・除伐・間伐は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災にかかるものに限り認める。	・除伐・間伐は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災にかかるものに限り認める。	・除伐・間伐は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災にかかるものに限り認める。	・道有林の管理にかかる除伐・間伐・補植は、史跡に及ぼす影響を最小限度にとどめる形で認める。
他法令による行為の規制		・都市計画法 ・森林法	・都市計画法 ・森林法	・森林法	・都市計画法 ・森林法	・森林法

表6-7　史跡指定地における現状変更許可申請区分とその行為の内容

許可申請区分（根拠法）	行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官（文化財保護法第125条）	現状変更、または保存に影響を及ぼす行為（右記以外の行為）	小規模建築物で２年を超えて設置されることがあらかじめ予想されるものの新築、また増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から２年を超えるものの増築、改築	・境内地ゾーンの本堂・庫裡の改築、納骨堂の新築・改築等
		当該新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える小規模建築物の新築、増築、改築	・境内地ゾーンの龍王殿・馬頭観音堂の増改築等
		土地の形状の変更を伴う工作物（建築物を除く。）の設置、若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過しているもの）	・史跡整備に伴う工作物の設置 ・大規模な墓碑の設置（住職・檀家）
		土地の形状の変更を伴う道路の舗装若しくは修繕	・宅地ゾーンの道路の舗装（工事が路盤に及ぶ場合）
		設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合の電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・境内地ゾーンおよび宅地ゾーンにおける電線の設置等
		除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合の建築物等の除却	・史跡地内の各種建造物（本堂・庫裡・民家など）の除却
		発掘調査	・遺跡の内容究明のための発掘調査 ・史跡整備に伴う発掘調査
		森林苗木の植栽	・倒木等に伴う補植
		その他必要最小限度を超えて土地の形状の変更を伴う行為	・土地の改変を伴う治山工事
北海道教育委員会教育長（文化財保護法施行令第５条イ～キ）	現状変更、または保存に影響を及ぼす行為（右記以外の行為）	小規模建築物で２年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	・仮設プレハブ、仮設トイレ等の設置
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物（建築物を除く。）の設置、若しくは改修（改修にあっては、設置の日から50年を経過していないもの）	・境内地ゾーンの側溝蓋の取替 ・鹿害を防ぐためのネットの設置（一部の構造物を覆う程度の小規模のものに限る） ・イベント開催時における工作物の設置
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装若しくは修繕	・宅地ゾーンの道路の舗装
		史跡の管理に必要な施設の設置又は改修	・史跡の標識、説明板等の設置、改修
		設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超えない場合の電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・既設電柱の差替え
		除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超えない場合の建築物の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）	・史跡の標識、説明板等の除却
		木竹の伐採	・境内地ゾーンおよび修景ゾーンの保存管理、整備 ・風除林ゾーンの森林整備に伴う除伐・間伐
許可申請不要	維持管理	日常的な維持の管理	・軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持管理行為 ・枝打、除草など日常的な清掃行為
	維持の措置	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定跡において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。	
	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急措置	・き損や浸水を防ぐ土嚢の設置 ・倒壊した樹木や流出した土砂の撤去
		事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為	

※　その他許可申請については厚岸町教育委員会と協議の上実施することとする

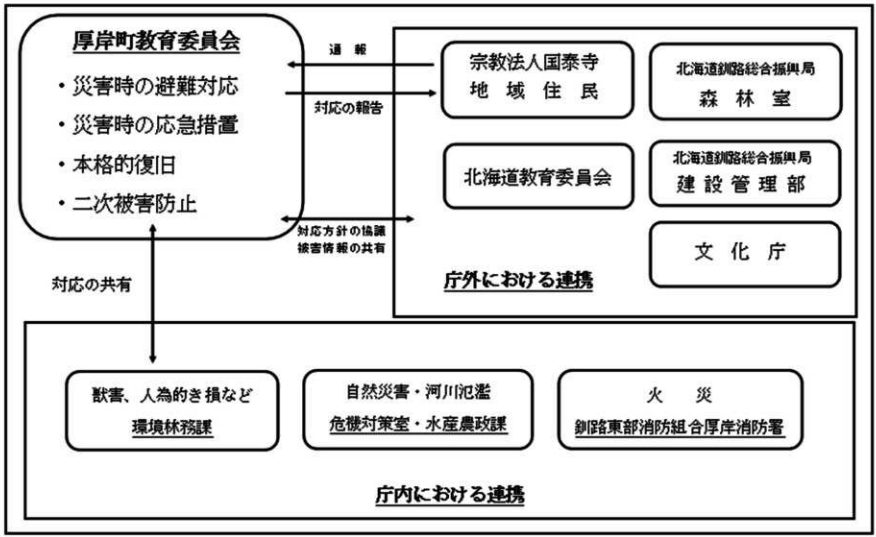


図6－2　災害時などの対応方法

第７章　活用

第１節　活用の方向性

本史跡は、境内の樹木や構造物や、現在の本堂・庫裡などの建造物が一体的に存在していることから、江戸時代から現代まで至る寺院の変遷がみられており、道東部の歴史を知る上で重要な価値を有しているといえる。

上記を踏まえ、史跡の本質的価値の確実な保存を前提として、史跡の本質的価値や魅力、歴史的背景、史跡周辺の多くの文化財を伝え、町民や来訪者に親しまれる史跡とするため、本史跡の活用を推進するための方向性を以下に示す。

１　活用のための環境づくり

史跡としての本質的価値をわかりやすく魅力的に伝えるため、往時の生活や雰囲気を体験することができるような活用を行う。また、定期的に厚岸町郷土館（ガイダンス施設）の展示替えや、史跡に関する講座を実施することで、何度でも来訪したくなるような環境づくりを推進する。

２　学びや体験の場の提供

学校教育や社会教育と積極的に連携し、学びの場として活用するために、学習教材や往時の住職や周囲の人々の暮らしの体験メニュー等の充実を図り、国泰寺跡を通して町の歴史や文化を知ってもらい、町民や来訪者の方々の誇りや愛着の醸成を図る。

３　周辺の文化財との連携

湖南地区にある歴史的な拠点施設として、宗教法人国泰寺や住民と連携して地域全体の魅力の向上を図るとともに、町内の水産業などの一次産業や観光業など多分野と協働し、文化財や地域資源、施設との連携により、町全体の魅力向上を図る。

また、町内外の人々が史跡を訪れ、その魅力や価値を楽しみながら理解できるよう、地域の憩いや交流の場及び観光の場として、イベントなどの取り組みを進める。

４　積極的な情報発信の推進

史跡の本質的価値や魅力、歴史的背景などについてわかりやすく伝えるため、町の広報誌（広報あっけし）の活用やホームページ、パンフレットなどの更なる充実を図り、これまで以上に積極的な情報発信に努める。

第２節　活用の方法

１　活用方法

①　観光ツアーの実施

厚岸町郷土館（ガイダンス施設）を活用し、史跡と一体となっていることを活かして、主体的に解説ツアーなどを企画し、国泰寺跡の魅力を町内外の人々に伝える。解説ツアーは、専属の職員を配置するほか解説ボランティアガイドによって行う。解説ボランティアガイドは、別途養成講座などを設け、育成を行う。この育成については、厚岸町海事記念館学芸員を中心として、関係部局や厚岸ふるさと友の会と連携して行う。対象としては、成人以上を想定しているが、中高生もボランティアガイドができるような環境づくりを行う。

②　学習用ツールの作成

町内の小・中学生および一般の方々に対し、史跡の内容の理解を助けるための学習用

ツールを作成し、配布する。ツール媒体は、紙ベースのほか、PDF 等のデータを学校や福祉施設等に配布するとともに、HP で公開する。また時勢によっては、アプリケーション等の開発も検討する。

③ 展示の充実

現状の厚岸町郷土館では展示スペースが限られており、隅々まで史跡が理解できる展示となっていないため、施設内の一角の空間に古地図（複写）やこれまでの研究成果をまとめたファイルまたはタブレットなどを設置し、展示の補完を行う。

④ 史跡地内でのイベントの開催や観覧ルートの設定

史跡地内においては、修景ゾーンへの桜の植樹や、また『国泰寺歳時記』(佐藤尚 1992)のような季節ごとのイベントを開催するなどし、往時の国泰寺の景観を極力再現する。境内地には、来訪者が楽しみながら史跡の本質的価値や魅力を理解できるような観覧ルートを設定する。

なお、修景ゾーンにおけるイベントの開催にあたっては、前掲書から抜粋し、以下の内容を想定した。

a. 神楽・獅子舞
⇒ 厚岸町指定文化財である「厚岸かぐら」または町内各自治会で行われている獅子舞を指定地内で披露する。

b. 七草粥のふるまい
⇒ 町民などに七草粥をふるまい、無病息災を念ずる。

c. 巳待（みまち）
⇒ 穢れを人形（ひとがた）にうつして災厄を払い、弁天様に近づく春漁の無事、豊漁を祈願する。

d. 仏生会（ぶっしょうえ）
⇒ 4月8日の釈迦の降誕祭に合わせて、参詣者に膳をふるまう。

e. 菜園づくり
⇒ 指定地の一部に菜園を設け（史跡の保護・保全に配慮するため、地下には影響を及ぼさない方法で行う）、栽培を行う。

上記イベント内容には、宗教法人国泰寺の協力が必要であることから、政教分離に配慮しながら、随時協議を行い、実施することとする。

2 学びの場の提供

① 学校教育との連携

町内外の小中学校を対象に、「国泰寺跡」を題材にして北海道の江戸時代併行期における歴史や文化を学ぶ学校教育を積極的に実施する。

②社会教育との連携

町内の団体（厚岸ふるさと友の会、生きがい大学など）との連携も視野に入れ、史跡の歴史を学ぶ講座や古文書教室を開催する。

3 周辺の文化財との連携

① 町内文化財との連携

史跡と町内に多く存在する文化財とを結びつける周遊ルートの設定を行い、ネットワ

一ク化を図る。

② 施設等の連携

史跡に関連した古文書やその他資料について、そのすべてを厚岸町郷土館や厚岸町海事記念館において展示することが難しい場合は、本の森厚岸情報館や厚岸町社会福祉センターなどと連携して展示の充実を検討する。

③ 観光との連携

楽しみながら史跡について学び、体験できるイベント等の実施やツアーの受け入れなどを行い、本史跡を観光の一つの拠点として魅力の向上を図る。

町内で行われる観光イベントとの連携について検討する。

4 積極的な情報発信の推進

・さまざまな媒体による情報発信の充実

現在は、「蝦夷三官寺みらいネットワーク」によって史跡を紹介するパンフレットを配布しているが、本史跡単体でのパンフレット等の紙媒体は発行しておらず、史跡の本質的価値や来訪者の史跡への理解を助ける情報を整理し、今後解説シートまたはパンフレットの作成を行う。

厚岸町海事記念館や厚岸町郷土館ホームページにおいて史跡の情報発信を行っているが、今後イベントなどの開催の際には、ホームページのみならず、町広報誌（広報あっけし）やSNS等も活用して、より具体的な史跡の歴史や価値、アクセス情報など、内容の充実化を図る。

第８章　整備

第１節　整備の方向性

第４章の「現状と課題」からは、整備後の経年変化や整備手法上の問題から劣化が進んだ要素、整備後の調査成果などにより改善を要する要素が明らかとなった。このことから、本史跡を適切に保存し、将来に向けて確実に保存継承するため、本質的価値の保存と安全確保のための整備を優先的に実施する。整備にあたっては、史跡の本質的価値を適切に保存するよう実施する。

上記の状況により、次のように整備の方向性を定める。

①　本質的価値を表す諸要素それぞれの価値や性質を十分に踏まえて整備する。

②　本質的価値への悪影響が想定される樹木や本質的価値に関係のない工作物の撤去などを行う。

③　来訪者が正しく史跡の本質的価値を理解し、快適に本史跡を利用できるように、ガイダンス機能の見直しや便益施設の再整備、植栽整備を行う。

④　各施設の再整備や再配置を行う場合は、景観に配慮した本史跡にふさわしい外観や意匠に変更するとともに、維持管理の確実性および容易さを考慮する。

第２節　整備の方法

前節に従い、保存および活用のための整備の方法を以下のとおり示す。なお、整備にかかるゾーンについては図８－１のとおりとし、本計画における各種サイン類の位置や整備内容は図８－２のとおりとする。各ゾーンにおける整備の内容は以下の通りであり、保存のための整備については波線、活用のための整備については二重下線で示した。

○　ガイダンスゾーン
- 史跡標識及び説明板の整備
- 防災設備の整備
- 雨水排水対策整備
- 災害復旧
- 解説板等（サイン）の整備
- ガイダンス施設の整備

○　修景ゾーン
- 雨水排水対策整備
- 災害復旧
- 植栽の整備

○　境内地ゾーン
- 境内の環境整備
- 防災設備の整備
- 雨水排水対策整備
- 災害復旧
- 解説板等（サイン）の整備
- 復元遺構表示整備
- 動線の整備



図８－１　国泰寺跡整備にかかるゾーニング図

各整備内容の詳細については、次項以降、「保存のための整備の方法」、「活用のための整備の方法」に分けて記載する。

２　保存のための整備の方法

○　史跡標識及び説明板（ガイダンスゾーン）

史跡標識については、現在老朽化が著しく傾きが生じていることから、建て替えとする。規格は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第７号）に基づき、石製の角柱とする（参考：図８－３、５）。また、説明板も傾きが生じているため、建て替えを実施する（参考：図８－４、６）。なお、史跡標識及び説明板は現在の位置に設置を行うこととする。

○　境内の環境整備（境内地ゾーン）

境内の植栽については、境内の風致景観を維持しながら、倒木の恐れがある樹木や、建造物や地下遺構の保存に影響を与える樹木、景観の妨げとなる樹木等の伐採や剪定を行う。

○　防災設備の整備（ガイダンスゾーン・境内地ゾーン）

火災から建造物や構造物等を保存するためのガイダンス施設における自動火災報知設備や消火設備については、老朽化した場合には設備の更新を随時行う。なお、宗教法人が所有する防災設備に関しては、宗教法人により設備の更新を行うこととする。

○　雨水排水対策整備（ガイダンスゾーン・境内地ゾーン・修景ゾーン）

史跡内において、将来的に発生する可能性の高い大雨災害を鑑みて、史跡のもつ本質的価値の保存対策として、雨水排水対策を検討する。

令和２年度に整備を行った側溝木製蓋については、き損が生じた際には速やかに修繕を行い、雨水を効果的に排水するよう努め、遺構の保存を図る。

○　災害復旧（ガイダンスゾーン・境内地ゾーン・修景ゾーン）

史跡内において、台風や大雨などの自然災害によるき損が生じた場合、速やかに被害状況を把握したうえで被害拡大の防止措置を行い、可能な限り早期の復旧を行う。その際の工法については、遺構の保存及び景観に配慮したものを選定する。

２　活用のための整備の方法

活用のための整備は、「解説板等（サイン）の設置・更新計画」、「植栽計画」、「遺構表示整備」、「動線計画」、「ガイダンス施設の整備計画」の５つを本計画において実施する。

○　解説板等（サイン）の設置・更新計画（ガイダンスゾーン・境内地ゾーン）

解説板等は、史跡内容を示した各種サイン等とし、史跡に関する様々な情報や、遺構の内容・学術的価値等に関する説明を文字・写真等を用いて平易な表現で行う。

過去に厚岸町教育委員会で作成した解説板（老桜樹・仏牙舎利塔・色古丹松・鉢植の李・神明宮跡）については、設置から長い時間が経過しており、老朽化が進行しているため、積極的に建て替えを実施する。特に、老朽化が著しい解説板（仏牙舎利塔）については、優先的に建て替えを実施する。その他、宗教法人国泰寺の設置した解説板については、随時協議を行い、建て替えを実施したい。

なお、厚岸町教育委員会の設置する解説板の規格については、形状・色調・素材ともに統一的なデザインとする。建て替えを実施する際は現状設置されている箇所と同じ位置とする。表示高については、上背の高い説明対象が多いことから、視線の移動を少なくするため、100 ㎝程度とする。ただし、後述する遺構表示整備にあたって設置する解説板については、解説対象が現地表面の高さにあることから、視界の妨げとならないよう、表示高を 70 ㎝程度とし、他の解説板と別の規格とする。また、板面は読みやすさに配慮し、傾斜をもたせる（図８－７）。

史跡の概要を示す説明板（図８－８）については、来訪者の目線に合せるため、高さ 200 ㎝程度の２脚式の看板タイプのものとする。史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則「説明板」を兼ねる。



図８－２　史跡内におけるサイン類・整備内容位置図



図８－３　史跡標識の事例
（特別史跡五稜郭跡）



図８－４　説明板の事例
（特別史跡多賀城跡）

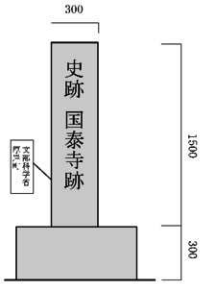


図８－５　史跡標識イメージ図

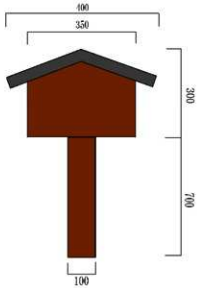


図８－６　解説板イメージ図

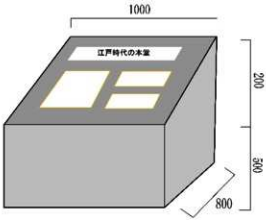


図８－７　解説板イメージ図

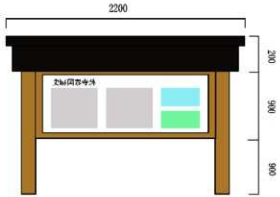


図８－８　説明板イメージ図

○　植栽計画（修景ゾーン）

史跡指定地には、厚岸町指定天然記念物「老桜樹」や「色古丹松」をはじめとして多くの古木が存在しているため、その保存に努めるとともに、後継樹木の育成に努める。特に桜は『日鑑記』の「景峰雑記」（９代住職晦巌の時期、文久３年（1863 年））にも、「桜満開ニ付昼後客来ノ支度ヲナス、代官小原嘉蔵花看ニ来ル」、「陣屋役宅諸士女ノ子、寺中ノ桜花見物ニ来ル（中略）「酒酌桜花下　春風香袖満　酔来共歌舞　何処是他郷」という記述があり、桜花の下で歌舞音曲の盛宴を催し、漢詩をうたって風流を楽しんだとされている。また、近代以降は桜の名所としても知られることから、保存に配慮する必要がある。

「老桜樹」は、北海道立林業試験場により、平成 16 年（2004 年）に種子約 250 粒及びクローン用若枝を採取し、増殖を開始した。平成 20 年には、地方独立法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場緑化樹センターが、町内（子野日公園）の苗畑（ビニールハウス）に苗木 20 本を移植し、その内７本が順調に生育した。この７本の内３本を平成 29 年（2017 年）に厚岸桜の木保存会が中心となって、子野日公園入口駐車場付近に移植し、現在に至っている。本計画の植栽では、苗木の生育状況により順次植樹していく予定である。

修景整備としては、地下遺構の存在に配慮し、既発掘区域かつ遺構が確認されていない箇所（修景ゾーン内の平成 10 年調査箇所（図８－９））に上記苗木の生育状況をみながら、桜の植樹を行う。なお、植樹予定箇所（修景ゾーン全体）は近年まで水道管破損による漏水が恒常的に発生し、湿地帯となっており整備が不可能な状況であったが、令和４年度に当該水道管を撤去したことにより解決したため、現在は植栽が可能な状況となっている。

桜の苗木の本数は、図８－９の桜植樹可能区域に約５m 間隔で東西方向に 12 本、南北方向に８本植樹する。植栽部分の掘削深度は 50 cm程度とする。ただし、本数は現地状況に応じて若干の増減も想定する。

なお、史跡内はエゾシカによる食害が予想されるため、ネット等で養生をしたうえで実施し、確実に生育するよう工夫を施す。

桜の植樹後は、景観を維持するため、厚岸町教育委員会職員が日常的に下草や倒木・枯損木の除去を行う。また随時、庁内の専門家に生育状況の確認を依頼し、定期的に樹木の診断を受ける。

表８-１　「老桜樹」関係年表

年	内容
天保元年（1830年）	石巻から「老桜樹」を移殖
昭和35年（1960年）	厚岸町の天然記念物に指定
平成３年（1991年）	桜研究家浅利政俊氏による桜診断を実施（厚岸観光協会主催）
平成４年（1992年）	「巨樹・古木林等戸籍調査」（北海道主催）実施に伴い「老桜樹」等の調査を実施
平成９年（1997年）	国泰寺樹木診断を実施
平成16年（2004年）	北海道立林業試験場にて、「老桜樹」クローン用若枝採取、増殖開始（その後、全滅を確認）
平成17年（2005年）	北海道立林業試験場にて、「老桜樹」クローン用若枝採取、増殖開始
平成20年（2008年）	平成17年採取の「老桜樹」クローンの苗木20本を子野日公園ビニールハウスに移植
平成29年（2017年）	平成17年移植の苗木７本のうち３本を子野日公園入口に移植



図８－９　修景ゾーンにおける桜植樹可能区域



図８－10　桜植樹の事例
（特別史跡西都原古墳群）



図８－11　桜植樹の事例
（特別史跡西都原古墳群）

○　遺構表示整備（境内地ゾーン）

現在、国泰寺の境内は、史跡としての本質的価値である「江戸時代の官寺」という性格と、現在の宗教活動に資する性格の二つの面を持っている。何れも国泰寺にとって欠かすことのできないものであることから、宗教法人国泰寺と協議を行ったうえで、史料およびこれまでの発掘調査成果に基づき、遺構表示を行うこととする。

本計画第２章で述べたように、創建当初の寺領範囲や本堂をはじめとした建物配置が明確でないため、本史跡の指定名称は「国泰寺跡」となっており、昭和 59 年（1984 年）から４次にわたる指定地内の発掘調査が実施されているが、創建当初の本堂の位置を確認するには至っていない。

国泰寺の本堂については、建立から現在までに６回の建て替えが行われており（本計画第２章 49 頁）、江戸時代の本堂の改築経過等は各種史料に記載されているほか、境内の状

況が図面により描かれている（表８-２）。そのうち２回目の改築の際の本堂・庫裡においては史料・図面ともに記録が残されているため、最も情報量が多い時期となっている。

また、２回目の改築から４回目の改築である明治の整修復（明治 14 年）までの本堂は標高の低い境内の平坦面に位置していたことがわかっており、第１次調査の際には現在の仏牙舎利塔の南面にあたる境内地において、配石や礫石などの配石遺構が確認され（図８－12）、国泰寺が少なくとも明治時代またはそれ以前にこの箇所に存在したことが明らかとなった。調査で検出された遺構と関係する絵図は『北海立志図録』（図２-22（41 頁））に描かれているほか、『日鑑記』にも記載がなされている。配石や礫の集中箇所は、この建物に用いられたものであり、明治 14 年の本堂と庫裡が建てられていた場所にあたる。建物と関係のない自然礫がまとまって存在していたのも、『北海立志図録』でみられる屋根石と考えられている（西 2014）。遺構が重複している可能性があることからも、２回目から４回目の本堂・庫裡の建て替えについては、建物の場所や規模を大きく変えず整修復が行われていたと考えられている（西 2014）。

当該期における本堂については、「老桜樹」や「鉢植の李」など伝統的な樹木が周辺にあり、当初の移転以降に位置を変えた記録もないことから、これらの樹木を避けた位置に建設したと考えられる（図８－12）。また、第１次発掘調査区で検出された礫の集中箇所と３回目の建物の平面図（図８－13）の礎石が置かれたとみられる箇所を検討した結果、両者の点数が一致する箇所が４箇所存在し、２箇所が一致しない（西 2014）。この２つの図面を重ねると、庫裡付近に一致箇所があることがわかる（図８－15）。

よって、本計画での復元遺構表示は、国泰寺における改築の様相を示す２回目から４回目の本堂改築の間の時期（1848～1881 年）において行う。

国泰寺創建当初における遺構の有無については、将来的に文献調査・発掘調査を計画的に実施して、明らかにすることとする。

表８－２　国泰寺本堂等改築の経過

改築回数	年	内容	参考図面	備考
	文化２年（1805年）	国泰寺の建立	『東蝦夷地与里国後へ除地道中絵図』（図２-17・18）（文化７年（1810年））	
	文化６年（1809年）	東行漫筆「禅宗五山浜景運山国泰寺 建坪七十五坪」		
１回目	文政13年（1830年）	日鑑記３「本堂並玄関住居向板蔵其外共、文化二廿年　創取壊被…」		庫裡の修復
	天保２年（1831年）	日鑑記６「本堂荒増し造作出来ニ付、明廿五日見分…」		本堂の修復
２回目	弘化５年（1848年）	七代真州日鑑記１「本堂・庫裏惣修覆願立聞済之検按也。但先達而ゟ当重役内々承ニ而本堂等は手入也。」	『北海道歴検図』（図２-19）（安政４・５年（1857・1858年））『国泰寺平面図』（齊藤報恩会所蔵の図、図２-20）（安政６年（1859年））	庫裡惣修復、本堂の手入れ
３回目	万延２年（1861年）	八代香山日鑑記「…寺内惣修復ニ付、過日ゟトカチ・子モロ・当所三場所人足ニ而普請入用才木取山江行、今日ゟ昨事小屋ニ取掛る。」		
４回目	明治14年（1881年）		『北海立志図録』（図２-22）（明治23年(1890年)）	
５回目	明治44年（1911年）		『厚岸町土地連絡実測原図』（図２-23）（明治44年（1911年））ほか	南西の微高地に移転改築
６回目	昭和60年（1985年）			本堂・庫裡・納骨堂改築

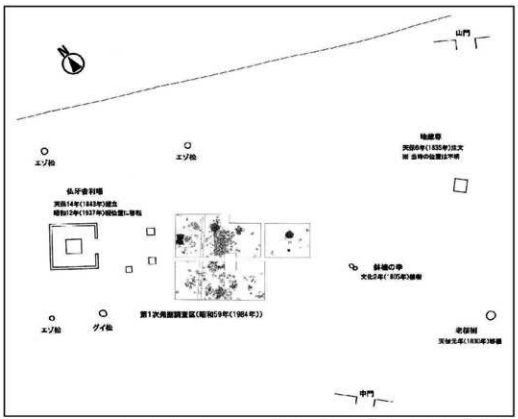


図８－12　第１次発掘調査区および境内地の概況（『史跡国泰寺跡Ⅳ』（厚岸町教育委員会 2001）を一部加工）

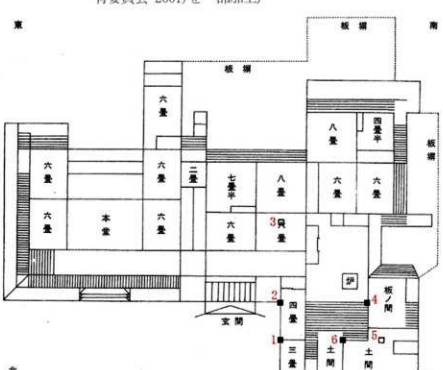


図８－13　安政４～６年以降の国泰寺本堂・庫裡平面図（図２-15を西幸隆氏が作図したもの、図内の赤数字は西氏による礎石推定位置）

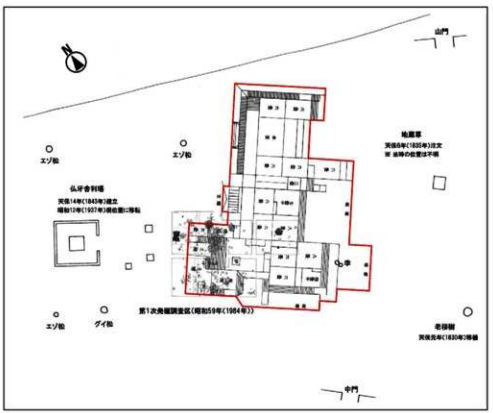


図８-14　第１次発掘調査区および境内地概況と国泰寺平面図（赤枠は弘化５年（1848 年）～明治 14 年（1881 年）の国泰寺本堂・庫裡の推定範囲）



図８－15　国泰寺平面図と礫の位置（西　2014 を加工、第１次発掘調査区に本堂平面図を配置、赤丸　線は図８-13 における礎石推定位置との合致箇所）

遺構表示の位置についてであるが、現状、江戸時代の本堂に関係する遺構は、第１次調査で検出されたもののみである。図８－14 で示した建物の範囲について、第１次調査区の東側から山門にかけて未調査であり、弘化５年～明治 14 年の建物の範囲についても外郭も不明である。そのため、創建当初の本堂の位置とともに、将来的に発掘調査を実施することが望ましい。しかし、この未調査箇所は、現在の本堂へ向かう動線であり、宗教活動の妨げとなるため、本計画においては実施しない。よって、今後新規の遺構が発見される可能性はあるものの、現段階での調査成果を活かすため上述の箇所に遺構表示整備を行うこととする。

本計画期間においては、本堂の復元等は、その配置等が過去の発掘調査からも明確にされていないことから、第１次調査で確認された配石遺構の直上に「遺構平面表示」を設置して、来場者への史跡理解に供するように努める必要がある。

また、「国泰寺跡」が所在する北海道東部は、寒冷地でもあることから冬期間、「遺構平面表示」が凍上し、破損しないよう、その手法を十分に研究し、気候に配慮した素材かつ景観に配慮した形状・色調で設置する必要がある。

・本堂の遺構表示方法

上記で述べたように遺構表示を行う遺構については、第１次調査で確認された配石遺構のみとする。第１次調査から 40 年余が経過しているため、調査区の範囲を直ちに特定することは困難であるため、地形測量を実施した上で、おおよその調査区の位置を特定した後、掘削を行い遺構を検出する。その際、正確な位置に再検出した遺構を復元するため、三次元計測を実施する。

復元する遺構は露出表示ではなく、遺構全体を不織布等で覆い保護した後に、その上部に保護層を設け、地中に保存する。保護層の深度は、遺構の遺存状況によって検討の上措置する。

保護層の上部には、遺構の礫に限りなく近い形状の自然石を配置したうえで、礫石の配置を表現し、地下遺構と同様の形状で復元を行う（図８-15）。復元した遺構は境内地の景観を考慮し、現地形と同様の標高で表示する。なお、本復元において表示する礫は、礫石と思われる付近のみとする（参考：図８－15 赤丸線内）。

またこの配石遺構は、多くが小礫であることから、風雪による破壊が予想されるため、小礫を打ち込んで固定し、仕上げを行う（図８－16～19）。本遺構表示については、風雪による被害を防ぐため、冬期間はブルーシート等で養生するなどして長期利用できるよう工夫する。



図８－16 不織布で遺構を保護

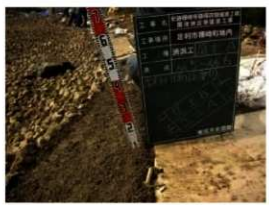


図８－17 不織布上に粘土を盛り土



図８－18 礫を打ち込んで仕上げ



図８－19 法下の仕上げ

（図８-16～19 参考：栃木県足利市樺崎寺跡 洲浜復元整備のようす）



図８－20 遺構表示の事例
（東京都国分寺市武蔵国分寺跡）



図８－21 遺構表示の事例
（愛知県岡崎市北野廃寺跡）

・本堂の復元遺構表示に関連する整備

上記の方法で実施する遺構表示については、復元範囲が建物の一部であり、改修経過も複数回にわたるため、復元意図を理解するための補助となる解説板を復元遺構の前面に設置する。解説板は、設置前に試掘調査を実施し、遺構及び遺物が検出されないことを確認したうえで設置する。また、本堂の屋根や外観を示す遺構は不明であるため、比較的時期が近接する絵図面（図２－14など）を解説板に盛り込み、内容を補完することとする。なお、解説板の規格については、解説板等（サイン）の設置・更新計画に基づく。

○ 動線計画（境内地ゾーン、特に復元遺構平面表示周辺を中心とする）

動線については、本史跡地が現在宗教活動を行っている寺院の境内地と重複するため、日常の寺務等に影響がないよう、十分に配慮するとともに、所有者である宗教法人国泰寺の意向を汲んだ上で計画を策定する必要がある。

史跡の見学者用動線については、現在は砂利敷道を利用し、境内地ゾーン内の各文化財を周遊することが可能である。しかし、復元遺構平面表示は砂利敷道に重複することから、「仏牙舎利塔」への動線の妨げとなる。そのため、遺構平面表示を実施する際は、仏牙舎利塔の見学のため、砂利敷道の位置を変更することで、来訪者にとってスムーズな動線を設ける（図８－22）。また、ガイダンス施設（厚岸町郷土館）において、境内地の文化財マップの配布を行うなど、スムーズに史跡を周遊することができる工夫を施す。なお、各ゾーン間の具体的な周遊ルートは整備基本計画において検討することとする。

管理用動線については、宗教活動への配慮から、史跡地内での管理用単独での動線は設けないこととする。



図８－22　境内地ゾーンの動線計画

○　ガイダンス施設の整備計画（ガイダンスゾーン）

来訪者に本史跡の内容を最大限に理解してもらうため、ガイダンスのための施設を整備する。現在、ガイダンス機能を担う施設である厚岸町郷土館では、本史跡に関する展示が一部（図８－23～25）であることから、来館者に対して、これまで以上に史跡の本質的価値の理解を深めるために、展示資料を加えるほか、解説シート等の学習用ツールの充実を図る。また、現在の厚岸町郷土館は季節的開館（4/16～11/15）であることから、通年での開館を検討する。その場合には、冷暖房施設の整備や排雪にかかる整備が別途必要となる。

なお、施設の老朽化が進行しているため、修繕等を適宜行いつつ、施設を維持する。老朽化が著しく修繕が不可能となった場合には、施設のあり方について検討を行う。

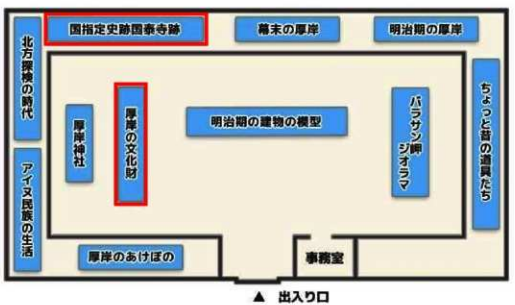


図８－23　ガイダンス施設(厚岸町郷土館)の展示マップ（赤枠が国泰寺に関する資料の展示）



図８－24　ガイダンス施設の展示
（国泰寺関係資料）



図８－25　ガイダンス施設の展示
（『日鑑記』マイクロコピー）

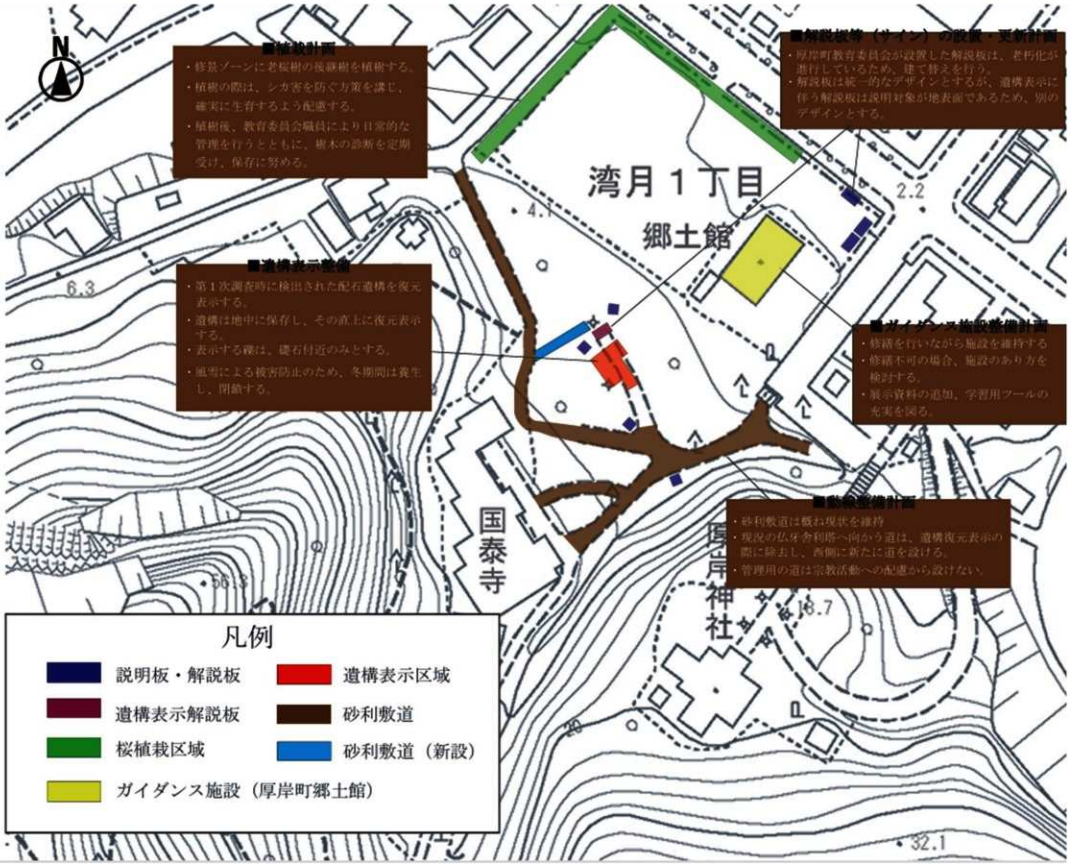


図８－26　史跡地内の活用のための整備内容

第９章　運営体制

【運営体制の基本方針】

国民共有の財産であり、かけがえのない本史跡の保存・活用の充実を図るため、管理団体である厚岸町を中核に、国や北海道、庁内所管課や地域住民などとの連携を強め、後世まで引き継がれる官民一体の運営体制を確立する。

第１節　運営体制の構築の方向性

本史跡の保存・活用を担う厚岸町教育委員会は、土地所有者などに理解や協力を求め地域との連携と協働による運営体制の構築に取り組む。

関係機関との連携にあたっては、必要に応じて文化庁・北海道教育委員会から指導や助言を受けながら、各所管課との役割分担を明確にすることや、行政のみならず、地域住民や関連団体などと連携することが持続的な体制を構築する上では不可欠である。

以上の点を踏まえて、運営体制を構築するための方向性を以下のとおり示す。

①　所管課における人材育成、本史跡を保存・活用するための調査・研究体制の充実を図る。

②　文化庁や北海道教育委員会との連携を強化し、本史跡の保存・活用の進め方について、適宜、指導や助言を受ける。

③　本史跡を適切に保存管理し、持続可能な整備を進めていくため、各所管課による横断的な体制を構築する。

④　本史跡の日常的な維持管理は、土地所有者や地域住民、ボランティアが積極的に参加できるような体制の確立と支援を行うとともに、業務の一部は民間業者などへの委託を検討する。

第２節　運営体制の構築の方法

①　事務局体制の充実

厚岸町教育委員会は、所管課に適切な職員配置を行い、本史跡を保存・活用するための調査・研究体制の充実を図る。また、「厚岸町文化財専門委員会」のほか、本史跡の調査・研究、保存・活用について有識者などからの指導を受けながら、本計画を遂行する体制をとる。

②　関係機関等との連携体制の強化

文化庁や北海道教育委員会との連携をより一層強化し、指導や助言を受けながら本史跡の保存・活用を推進する。また、町内外を問わず本史跡の保存・活用に携わる団体のほか、大学や研究機関などとも情報交換を密にし、共同事業や共同研究などを検討し実践する。

③　庁内横断的な体制による保存・活用の強化

本史跡の保存・活用について全庁的な取組が進められるように、建設課、危機対策室、水産農政課、総合政策課などの各所管課と情報共有し、庁内の横断的な取組を推進する。また、本計画に基づく現状変更の取扱基準の適切な運用を図るため、自然環境や防災などについて、各所管課との情報共有を図る。

④　地域との連携と協働による管理運営

本史跡の保存・活用は、行政と地域住民が協力して行えるように、環境を整備することが

望ましい。宗教法人国泰寺や厚岸ふるさと友の会のほか各種文化団体、土地所有者などと情報共有および事業連携を検討する。なお、史跡指定地外の保存管理については、土地所有者への本計画内容の周知や関係者との協議を通じて、本計画の内容の遂行について理解と協力を求め、各種開発行為は遺構の保存や良好な景観の保全に支障のない範囲に留まるように、適切な措置を講じる。

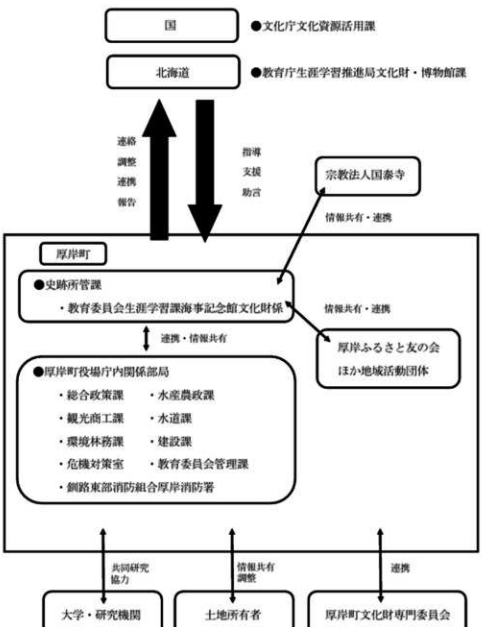


図９－１計画期間における運営体制

第１０章　施策の実施計画

第１節　施策の実施期間の区分

本計画に基づく施策の実施期間について、前期整備計画を令和８～17 年度と定め、そのうち前半期（令和８～12 年度）及び後半期（令和 13～17 年度）に区分し、令和 18 年度以降を後期整備計画として区分する。なお、整備の規模・内容に応じて、新たな整備や課題が生じた場合には、本計画第８章を見直し、整備基本計画の作成も検討する。

第２節　施策の実施期間と実施概要

１　前記整備計画前半期の実施概要（令和８～12 年度）

本質的価値の更なる解明に向けた植生、文献、絵図面などの調査を進める。

活用のための整備は、第８章で記載しているとおり、桜などの樹木の植樹や、各種解説板の設置や更新を行う。風除林ゾーンにおいては踏査を実施し、遺構の状況に応じて記録化する。

桜に関しては、有識者に随時意見を聴取しながら、史跡の保存に与える影響を軽微におさえて、植樹を施す。史跡標識や説明板及び解説板は、現在の設置箇所から位置を変えずに再設置する。

小・中学生向け及び一般向けの学習用ツールの素案を作成し、史跡の活用のための検討を進める。

ガイダンス施設（厚岸町郷土館）は、移築等を行わず、現状のまま修繕を随時行い、施設を維持する。加えて、展示の充実化や解説シートの見直しを図り、史跡の内容をより理解できるようガイダンス機能を強化する。

さらに、遺構の保護に関して緊急を要する場合は、文化庁や北海道教育委員会の指導・助言を得て、速やかな着手に努める。

２　前期整備計画後半期の実施概要（令和 13～17 年度）

史跡の本質的価値を適切に顕在化させるため、境内地ゾーンの復元遺構表示を実施する。この他、前半期で検討した小・中学生向け及び一般向けの学習用ツールを作成するほか、史跡に関する絵図面の複製を行うなど、ソフト面の整備を進める。

復元遺構表示に関しては、絵図面や史料の記載内容を十分に吟味したうえで実施する。

ガイダンス施設に関しては前半期と同様に、修繕を随時行い、施設を維持する。

また、令和 16 年（2034 年）は国泰寺の建立が決定されてから 230 年であるため、当町学芸員による講演会や特別展を実施する。

また今回定めた「保存活用計画」についての見直しを実施し、時勢に合わせて修正を行う。

３　後期整備計画の実施概要（令和 18 年度～）

現在の厚岸町郷土館の老朽化が著しいことから、改修または新たなガイダンス施設の設置を含めて検討を行う。

表 10-1　実施計画の概括表

項目/期間	前期整備計画										後期整備計画（R18～）
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
基本事項											
植生調査	■										
文献、絵図面調査	■	■									
保存活用計画の見直し										R7版見直し	■
整備											
史跡標識・説明板及び解説板、囲い柵の設置・更新	■	■									
風除林ゾーンの踏査調査		■	■								
樹木の植樹				■	■						
学習用ツールの検討・開発						■	■	■	■	■	
絵図面の検討・複製						■	■	■	■	■	
遺構復元						■	■	■	■	■	
特別展・講演会の実施									■		
郷土館改修の検討											■

第１１章　経過観察

第１節　経過観察の方向性

史跡の保存管理・活用・整備は将来にわたって継続的に取り組む必要があり、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、その達成度や社会情勢等の変化への対応を分析・検証し、新たに生じた課題を改善していくことが求められる。

経過観察は、管理主体である厚岸町教育委員会が実施することとし、分析・検証結果を本計画に反映させることで、より効果的な史跡の保存管理・活用・整備を図る。

第２節　経過観察の方法

第５章で示した基本方針および第６～９章で個別に検討した保存管理・活用・整備・運営・体制整備の方向性について、それぞれの取組状況と達成度を把握するため、点検表（116 頁表 11）を用いて経過観察を実施する。点検表については、平成 27 年に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検表を用いて、状況の変化に応じて項目の追加修正を検討していく。

自己点検およびその検証結果は、保存管理・活用・整備・運営と体制整備についての今後の取組に反映させていく。点検と検証の結果によっては、本計画の見直しを行う。

表11　自己点検表

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考（現状、目的、成果等）
(1)基本情報に関すること	史跡指定標柱等は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定境界標は適正に設置されているか	1	2	3	
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2)計画策定等に関すること	保存活用計画に基づいた、保存管理、活用、整備、運営体制がなされているか	1	2	3	
(3)保存に関すること	史跡指定時の本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	調査等により史跡の価値の再確認はできているか	1	2	3	
	専門職員、庁内関係各課、上位機関等との連携は十分に図れているか	1	2	3	
	遺構の劣化状況や保存環境に関わる調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分になされているか	1	2	3	
(4)管理に関すること	日常的な管理はなされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、史跡及び環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
(5)公開、活用に関すること	公開は適切に行われているか	1	2	3	
	史跡等の本質的価値を学び理解する場所となっているか	1	2	3	
	町民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	地域のアイデンティティの創出に寄与しているか	1	2	3	
	文化的観光資源として活用されているか	1	2	3	
	体験学習等は計画的に実施されているか	1	2	3	
	パンフレット等は作成及び活用されているか	1	2	3	
	外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6)整備に関すること	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	整備は遺構等に影響を及ぼしていないか	1	2	3	
	修復において、しかるべき技術に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	整備における目指すべき将来像の姿を実施できているか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて整備されているか	1	2	3	
(7)運営・体制・連携に関すること	運営は適切に行われているか	1	2	3	
	体制は十分に整っているか	1	2	3	
	各所管課、上位機関との連携は十分にできているか	1	2	3	
	地域との連携は十分にできているか	1	2	3	
(8)予算に関すること	予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

引用・参考文献

安達久雄　1981 『蝦夷の国泰寺と相模の禅僧』
厚岸町　2004 『厚岸町都市計画マスタープラン』
厚岸町　2004 『厚岸町緑の基本計画』
厚岸町　2007 『厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画』
厚岸町　2020 『第６期厚岸町総合計画』
厚岸町　2020 『第９次厚岸町社会教育中期計画』
厚岸町　2021 『令和２年度版厚岸町統計書』
厚岸町　2022 『厚岸町森林整備計画』
厚岸町　2023 『第２期 厚岸町地域公共交通計画』
厚岸町教育委員会　1985 『史跡国泰寺跡』
厚岸町教育委員会　1994 『史跡国泰寺跡保存管理計画策定事業報告書』
厚岸町教育委員会　1996 『史跡国泰寺跡保存整備基本計画報告書』
厚岸町教育委員会　1999 『史跡国泰寺跡Ⅱ　平成10年度発掘調査概要報告』
厚岸町教育委員会　2000 『史跡国泰寺跡Ⅲ　平成11年度発掘調査概要報告』
厚岸町教育委員会　2001 『史跡国泰寺跡Ⅳ　平成12年度発掘調査概要報告』
厚岸町教育委員会　2017 『文化財探訪集成　改訂版』
厚岸町史編さん委員会　1975 『厚岸町史』上・下巻
厚岸町史編集委員会　2003 『新厚岸町史　資料編１　日鑑記上』
厚岸町史編集委員会　2007 『新厚岸町史　資料編３　自然・統計編』
厚岸町史編集委員会　2009 『新厚岸町史　資料編２　日鑑記下』
厚岸町史編集委員会　2012 『新厚岸町史　通史編１』
厚岸町史編集委員会　2021 『新厚岸町史　通史編２』
北の大地に200年～史跡国泰寺歴史フォーラム実行委員会　2004 『史跡国泰寺資料集』
釧路地方近世史研究会　1971 『日鑑記－国泰寺とその周辺－』
佐藤尚　1992 『国泰寺歳時記』
佐藤宥紹　1992 『釧路の近世絵図集成』
佐藤宥紹　1996 「第１節 国泰寺の歴史的意義～江戸後期アッケシにおける国泰寺の周辺～」『史跡 国泰寺跡 保存整備基本計画報告書』pp. 1-4
大谷乾一郎　1962 『厚岸町文化財』
大谷乾一郎　1968 『厚岸の史実』
高嶋弘志　2010 「近藤重蔵の神社建立をめぐって」『釧路公立大学地域研究』第19号、pp. 1-16
西幸隆　1985 「史跡国泰寺跡-国泰寺の改築経過と位置及び規模について-」『釧路博物館報』No. 295, pp. 3-8
文化庁文化財部記念物課　2005 『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』
文化庁文化財部記念物課　2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』

史跡国泰寺跡保存活用計画

発　行　日　令和8年(2026年)3月31日

編集・発行　厚岸町教育委員会

〒088－1151

北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地